

年次	全	全	全	全	大正五年	年次		全
						作	米	
檢查總數	製	一、四五六	一、四五四	一、四五〇	一、四四六	一、四四二	作	四〇
		一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	米	六四
合格數	內	一、六一八	一、六一四	一、六一〇	一、六〇六	一、六〇二	別	五〇
		二、一五八	二、〇五三	一、九四九	一、八六〇	一、七四〇	收	五五
不合格	譯	二〇四	一五四	一八五	一七五	一六六	種	四〇
		二、三六二	二、二四七	二、一三四	二、〇三五	一、九〇六	高	八
合格	步	一、四八〇	一、四二二	一、三四四	一、二八六	一、二〇七	一段步收穫高	四〇
		一、二七三	一、一三四	一、一五五	一、〇九六	一、〇三八	陸米	五
不合格	合						陸米	六

年次	全	全	全	大正五年	年次		全	
					麥	子		
檢查總數	製	三、〇〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	麥	六、二〇〇
		九、五〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	子	一、九〇〇
合格數	內	二、一五〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	大麥	二、三〇〇
		五、三〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	種	一〇、四〇〇
不合格	譯	四	四	四	四	四	裸麥	四
		九	一〇	一二	一二	一二	種	一二
合格	步	四	四	五	五	五	小麥	五
		五	六	六	七	七	種	七
不合格	合	七	七	八	八	總	八	



年次	蠶業		葉煙草		畜業		牛	
	飼育戶數	收繭量	段當賠償金	賠償金總額	畜牛總數	牝牛數	牛種數	生產數
大正五年	三	三〇、五	四〇、六一六	四、四六八	三三四	一三八	一	八〇
全六年	四	三五、〇	四二、九六二	五、一五五	三四九	一五三	一	九二
全七年	五	四〇、〇	四七、六五四	五、八九〇	三六四	一六八	二	一一〇
見込地	段別	見込地	段別	見込地	段別	見込地	段別	見込地
大正五年	二七反	七反	四、六一六	四、四六八	三三四	一三八	一	八〇
全六年	一〇	七反	四二、九六二	五、一五五	三四九	一五三	一	九二
全七年	三	七反	四七、六五四	五、八九〇	三六四	一六八	二	一一〇

年次	麥作			一段步收穫高		
	作付段別	收穫	計	大麥	裸麥	小麥
大正五年	一、〇九五反	二、二〇〇	一、三二〇	一、七九二	一、二二九	四、〇〇
全六年	一、〇七九	二、三五〇	一、五二八	一、八四二	一、二四九	三、五〇
全七年	一、〇六三	二、四六〇	一、七二二	一、八九二	一、二七九	三、〇〇
全八年	一、〇四七	二、五九〇	一、九四三	一、八四二	一、三〇九	二、五〇
全九年	一、〇三一	二、七三〇	二、一八四	一、九九二	一、三三九	二、〇〇



年次	堆肥及紫雲英		植	
	建設數	紫雲英栽培別	播種苗圃	移植苗圃
大正五年	一棟	二町	八町	一町
全六年	一〇	四町	八町	一町
全七年	一〇	六町	八町	一町
全八年	一五	八町	八町	一町
全九年	一六	一〇町	八町	一町

年次	産業組合		共同販賣及購買	
	貯金額	累計計	販賣數量	購買數量
大正五年				
全六年				
全七年				
全八年				
全九年				

年次	堆肥及紫雲英		植	
	建設數	紫雲英栽培別	播種苗圃	移植苗圃
大正八年	三	四	三八	一八
大正九年	七	五	四〇	二〇

年次	産業組合		共同販賣及購買	
	貯金額	累計計	販賣數量	購買數量
大正五年	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六町	四町
全六年	二、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	六町	六町
全七年	二、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	七町	八町
全八年	二、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	七町	一〇町
全九年	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七町	一〇町

一、廣嶋縣佐伯郡河内村事績

本村は廣嶋縣の東部山陽線五日驛を北東に距る陸路約三里の地にあり、四大字より成る戸數四百四十戸人口二千三百十六人を有す全村山地帯にして山脈起伏の間耕田善く拓け米麥等の農産物は依然本村主要産物として村是の大本たるを失はず、山地帯は鬱蒼たる林相を呈し又近くは國有林野の拂下げを受け部落有林野を整理統一して營林方法を確立し盛に殖林の途を講ずる等本村百年の大計全く此所あるを思はしむるものあり、河内川は源を北部溪谷に發し村の中央を南に流れ灌漑に便す殊に水源溪深くして四時涸渇することなく、水力は或は紡績工場に或は發電所に利用せられ又巧に流域住民の精米精粉に利用せられたるものある等自然の賜と謂ふべし、紡績業は近時財界の不況に伴ひ中止の姿にあるありと雖不日景氣挽回の日



は又盛に地方勢力の集中を見地方の啓發財界の圓滑に資するなるべし  
一、基本財産の増成 本村夙に此點に着眼し條例を設定し、村竝に學校基本財産の増成に力む條例の制定  
敢て新規なりとせざるも毎に村財政の調節宜しきに適ひ條例の遵行適確なるは思ふに本財産今日の大を  
成したるの所以なるべし、大正四年十二月末日現在の基本財産左の如し  
村基本財産

山林百三十九町二段六步

此見積價格貳萬四千七百貳拾五圓

現金壹千參百七拾五圓

學校基本財産

山林四十二町六段八畝十五步

此見積價格參千參百圓

諸株券 十枚

此價格貳百參拾圓

現金貳千四百拾七圓四拾錢

一、部落有財産の統一 深く財産増成の必要を認め日露戰役に際し民心の激昂せるを利用し村當局は有志

と共に各區各部落に出張して部落有財産提供の趣旨を懇示し百方之れが勸誘に力めたりしも容易に應せざるのみならず、寧ろ提供の厚薄を論じて協議纏らず字白川の如き交渉實に十數回に及びたるも頑として應せず、將に不調に終はらんとせしも當局は更に屈せず自ら反對者を訪ひ具に理非を説くところありしかば同部落民も終に提議を容れ無償提供することに同意を表せり、當局は此機運に乗じ他の各部落に就き勸誘に努めたるの結果何れも之に同意を表し、明治四十年より同四十一年に涉り全部の統一を完成し茲に積年の宿志を遂げたり、統一の上村有に歸したる部落有林當初の持分左の如し

大字上河内持 六十町七段七畝十六步 此地價九拾七圓七拾五錢參厘

全 下河内持

全 上小深川持 十九町一反二畝二十步 全 參拾五圓參拾四錢

全 下小深川持

全 上河内の内白川組持 一町九段步 全 拾 九 圓

淺岡嘉助外九名持 三町六畝二十步 全 四圓六拾錢

(御聖德記念事業)

一、河内村學齡兒童保護會 本計畫は明治天皇御登極五十年奉祝の爲め計畫したるものなるも、明治天皇神去りまして世は諒闇に鎖され國民悲痛に沈み計畫已に止みぬるに及び御聖德を記念し奉るべく學齡兒



童保護會とし家貧にして子弟の就學意の如くならざる學童の保護勸學の資に供し居れり、現在基金九百貳拾壹圓あり基礎漸く鞏固にして正に恰好の記念事業なりとす

一、獎善救療、罹災救助、村醫の設置、孝子義僕節婦等にして衆庶の模範とするに足るべきもの公共又は慈善の事に精勵し若くは民風の改善に努め其功勞顯著なるもの等に對して金品を賞與し以て獎善の途を講じ一面家貧窮にして自活し能はざるものに對しては疾病癩疾老衰幼弱の程度に従ひ救助の方法を定め罹災民に對しては醫藥治療を行ひ救助の事に當り別に村醫を設けて貧民患者主治醫なき傷病者の治療變病死者の檢案種痘傳染病の豫防消毒事務に當らしむる等社會政策の一端を見る何れも明治四十五年の創設に係り地方改良上裨補する所尠なからざるが如し、大正四年十二月末日に於ける資金現在左の如し

獎善救療資金

五百九拾壹圓五拾九錢

罹災救療資金

五百壹圓貳拾九錢壹厘

尙本計畫に關する趣意書は這般の消息を知るの便あり左に之を附記することとせり、善行の表彰は當に我國固有の良風美俗を發揚するに止まるのみならず、道德の振興風俗の矯正を圖る上に於て最機宜に適したる方法たるは勿論にして近時此種の各地に盛に行はるゝは蓋し此趣意に外ならざるべし、殊に國運の進興に伴ひ一般道德の信念を高め善良の美風を向上せしむるは町村自治の振興上最緊要の事に屬す其表彰は苟も濫賞の弊に陥るなきを要すれども之れが爲に良風の一町一村に

普く及ぶに至らんか其一町一村の自治振興に裨補するところ尠少なからざるべし又町村民中細民にして生計の難きに苦み或は傷痍疾病に罹り醫藥を受くる能はざるものあらんか之が救療の方法を講せずして完全なる町村の發達は得て望むべからず素より之が救療を爲すに方りては先其素因を精査し其要否を甄別し以て苟も濫施に涉り爲に惰民を助長するの弊なきを期すべきは言を俟たずと雖能く勞働に堪ゆべきものにして醫藥を得ざるが爲容易に快癒し得べき患者をも益重からしめ終に天壽を完するを得ざらしむるが如きは獨其人の爲に恨事とするのみならず、又一家の幼弱をも飢餓に頻せしめ之をして同一の窮地に陥らしむるに至り延て他の勤務を妨ぐるなきを保せず或は又生計不如意の者にして其の日の食を求むるに難く飢渴の困苦の爲に終に恐るべき誘惑に陥り惡むべき罪惡を犯す等惡徒の群に投するものなしと云ふべからず、斯の如きは一面に於て一村の風俗を紊亂し秩序の保持を危うするのみならず他面に於ては一村の活動力を消耗し生産力爲に減殺さるゝ等町村自治の振興上一大障害たるや論なし、茲に於てか町村事業として施藥救療を爲すことの又頗切要事たるを信す即河内村の獎善救療資金を設置し善行者の表彰救民の施藥救療を行ひ以て健全なる本村自治の善美大成を期せんとす當村醫を設置し村内貧民患者又は主治醫なき傷病者の施療變病死者の檢案、種痘の施術地方流行病の豫防消毒等の事に當らしめんとす一、時間の勵行 時間の勵行は之を口に唱ふに易く然かも行ふことの難き殆ど地方の通弊なり本村に於ては村會は素より村民總會組長會等常に時間嚴守せらるゝを見る又會て事故なく時刻に遅くるゝものなし



時間勵行に關しては各種會合には時刻を遅延せざることを止むを得ざる事故者には一時間を限り猶豫すること無届不參者には貳拾錢事故なく遅參したるものには五錢の過怠金を徴すること、過怠金は之を軍入後援會費に編入すること等の意味に於ける規約のあるありと雖、寧ろ裏面に於て不斷時間尊重の根本觀念を作り漸を以て時間勵行今日の美俗を成すに至りたるもの、如し

一、社會教育 青年會、處女會、婦人會は共に一定の指導方針の下に會の趣旨綱領に遵ひ動靜善く社會の風潮に適ひ順潮なる發達を遂げ年々改善せられつゝあり、會の趣旨並に綱領に就ては別に之を異とするにあらざるも只會員の結合協力の堅實なるは本會の善く今日の盛を致したる所以なるべし、村民總會は戸主の會合にして毎年春秋二回之を開く、時々臨時會を開くことあり村政上の私的相談會にして村會に提出を要すべき重要事件、歳計豫算決算の要領等よく社會教育機關として法令の周知令達其他社會關係の所有事項に及び毎に圓滿にして村治の振興上寄與する所尠なからざるを見る

### 一、山口縣佐渡郡華城村事績

本村は山口縣佐渡郡の南端に位置し面積〇、四八方里あり仁井令、植松、伊佐江の三大字より成る、村内に二十一行政区を設け各區に區長及代理者を置き、令達事項の徹底戸數割賦課材料の調査就學の督勵諸稅滯納の矯正等の事に當る處務上頗る便利なるものあるが如し、耕地面積は全面積の九割を占め米麥の産豐な

り殊に村は防府町に近く東に接し蔬菜の生産年一萬圓を下らず、其他醸造業等又頗る盛なり農家副業としては藁細工を主たるものとす、現住七百一戸三千九百六十四人の戸口あり、多くは農業に従事し商工業其他の従業者百人中十人内外に過ぎざるの状態なり

村役場は大字植松八河内に在り、建築宏壯にして村産業組合事務所と相隣す、村長助役收入役各一人と外に書記四人雇一人を置く役場の構造執務の體裁全く官廳風なるものあるを見る

村施政の方計 四面事務整理に留意し殊に執務上の便宜と事務の處理敏活簡捷を圖るを第一義とし、外面に於ては積極的經營に依り教育の普及を計りて以て民風の改善に努め、勤儉の美風を作興し産業の發達を促し以て民力の充實を企て村農會、村産業組合、防長米組合、村教育團、村青年會、村軍人會、戸主會、婦人會等各種團體各其目的に向つて活動し、此間互に連絡を保ち穩健に且確實に發展しつゝあり  
村吏員は何れも老巧實務の經驗に富み執務に勤勉繁劇の事務に處して曾て倦むことなく一種の趣味を有し  
只管村勢の進展治績の發揚に努む吏員の待遇左の如し

村長 名譽職 年報酬貳百四拾圓

助役 有給 月俸拾八圓

收入役 月俸拾四圓

書記 月俸拾參圓(平均)



雇

月俸七圓

一、納税狀況 納税の成績は極めて良好にして明治三十七年以來國稅縣稅村稅何れも期日前に完納し、滯納者を出したること更になく其他各種の義務釐金に關しても曾て約を違ふことなし然れども時勢の推移に伴ひ之れ等の良習慣も時に或は破壊せらるゝの虞なきにあらざるを察し、示談會を開き其他各種會合の機會に於て納稅兵役教育の三大義務は國民の最も之を尊重し、又必ず之を完うせざるべからざるものなるを説示し、又年中行事表を毎戸に配付して納期を豫知して不斷の注意を促し、又特に村費の支途に關しては示談會に於て詳細なる説明を與へ以て其負擔の避くべからざる事實を知得せしむる等、専ら良風の維持に努めつゝあり然かも額年諸稅負擔の増加するものあり、加ふるに近年米麥作豊收ならざるに價格の下落は一逞農家に困難の度を加へ、往々にして指定の納期を過たんとするものあるも常に用意周到の下に豫め之を區長に託して注意警告せしむる等、手を盡して未だ曾て滯納者を出したること無く諸稅毎に指定納期内に完結を告ぐるを例とす今豫算書に依り村稅負擔の程度を見るに左の如し

地 租 附 加 稅	貳千五百六拾八圓
國 稅 營 業 稅 附 加 稅	參 拾 參 圓
所 得 稅 附 加 稅	參 百 圓
戶 數 割 附 加 稅	六千七百貳拾圓

縣 稅 營 業 稅 附 加 稅	七 拾 貳 圓
縣 稅 雜 種 稅 附 加 稅	四 百 參 拾 貳 圓
村 稅 合 計 金	壹 萬 百 貳 拾 五 圓
現 住 戶 數 一 戶 當	拾 四 圓 四 拾 四 錢 參 厘
現 住 人 口 一 人 當	貳 圓 五 拾 五 錢 四 厘

一、基本財産の造成 明治四十三年村基本財産蓄積目按を定め、向ふ三十七年間蓄積し其總額拾萬圓以上に達するを以て目途とし、學校基本財産又同様五萬圓以上に達するを以て目途とし、毎年其蓄積に力め居れり現在村基本財産壹萬七千六拾貳圓五拾錢學校基本財産五千六百五拾貳圓五拾七錢五厘あり、外に圖書館基本財産壹千參拾壹圓五拾錢あり、村基本財産は其收入を以て村歳出經常費の半額を支辨し村稅徵收を半減するの時機到達の日を期待し居れり、圖書館は明治四十四年の創設に係り二十一坪五の建物と千五百拾參冊の圖書を有す、昨年中開館日數三百四十六日にして四千六百一人の閱覽者を算する等、社會教育に裨益し居れり

一、副業の奨勵 主たる農業に悪影響を及ぼさざる程度に於て之を奨勵し、現今最多く行はるゝものは藁繩菰の製造にして蓆の製織之に次ぎ畜牛、養魚、養雞又之に次ぐ其他婦女子が農閑に於て製織する綿織物の如きは悉く自家用品となり、之に依りて直接收入を得るにあらざるも其家内の工業は他地方産の供給



を求めずして堅實なる被服寢具を調辨し、生計上の消費を節すること尠ならず、此種の家内の工業頗盛なり昨年來米價の下落は著しく農家經濟を困難ならしめ米價調節策に望を囑するものありと雖、斯の如きは益農家經濟をして不安の地位に陥らしむるものなり、之を以て米價下落の缺陷を補はんごせば須く年中間斷なく以上副業の經營に一層の力を注ぎ而して各自生産費用の減少を計らざるべからず、財界不振の現狀に鑑み將來益之が獎勵の途を圖り、其圓滑に資する所なかるべからずと爲す、副業の獎勵景氣挽回に關する一隻眼なりとす

一、佐波郡自治資料展覽會 華城村視察當日恰も本郡各町村聯合自治資料展覽會の同郡防府町松崎尋常高等小學校に於て開催せらるゝあり、本日其第一日たるを開き旅程の一日を爲に此所に割き之を觀る、當日は郡主催に係る音楽講習の同校に開催中なるものと、同校講堂には郡内町村長會あり上を下へ頗る混雜中にして郡當局並に華城村長に面接し委曲其所感を聞くの隙なかりしを遺憾とす、本計畫は本部にても最初の催しにして從來町村長會なるものあり各町村輪書を以て之れが當番役を勤め同僚間事務の研究と兼て各種事項ノ協議打合せを行ひ、併せて當該村の施設に係る自治資料より一般町村事務整理の狀態をも視察し自治政運用の上に素より尠ならず効果を上げつゝありしも、本部は郡區域の廣大にして交通の利便開けず自然偏在の町村は往復頗る困難なるものあると、一つは町村役場各吏員に及ぼす能はざるの憾みあり止むを得ざる種々の要費尠ならずものあり、仍て寧ろ各町村聯合の下に本會を計畫

し第一日を以て町村長會に充て第二日第三日を以て聯合各町村吏員交互隨意參觀せしむることとし、然して出品物に關しては別に審査講評は之を行はざるも參觀者は各自箇々に彼是比較對照することを得て自然各其善美を期するに至るべく深く本會に期待するところのものあるが如し頗る緊切の舉たるを見る展覽會場として同校の階下三教室を以て之に充つ、各室は殆ど處狭きまでに類別の上書簿冊を配列し統計表示圖面寫眞等は表装仕立にして周圍壁間に之を掲ぐ、出品物の主なるものは村是、沿革誌、町村勢一斑、統計臺帳、印鑑簿、吏員名簿、會議錄、條例規程、會計諸帳簿、豫算決算書、土地名寄帳、賦課に關する臺帳、學齡簿、通牒令規綴等事務全般に涉り、部落有林野の整理統一、各種團體の事業、成績推移の狀態等は多くは統計表式を以て之を表はし、事務簡捷の事例重要書類の例式出品に止まるものを除くの外は多くは日常使用の現物其儘を出品し以て平常事務整理の狀態を示せり  
寫眞の類並に統計表示圖類は經費と尠ならず日子を要したるものと認むべきものあり、土地所有權の移動狀態造林計畫圖等、精巧用意の跡注目し値す當日町村吏員にして三々五々相携へて展覽比較批評に耽り餘念なきものある等本會開設の舉必ずや顯著なる反能あるべきを思ふ



### ○滋賀、石川、富山縣視察復命書

視察員 小豆郡書記 鈴木清次  
同 郡土庄町長 笠井昌平

今回視察を爲したるは滋賀縣野州郡役所、同郡兵主村、同縣甲賀郡伴谷村、同縣蒲生郡鎌掛村、石川縣鹿島郡役所、同縣江沼郡月津村、富山縣射水郡役所、同縣中新川郡役所、同縣射水郡横田村、同縣東礪波郡城端町の拾箇所にして其の他の優良村は土地遠隔にして而かも船車の便なきものあり加ふるに時恰も暑中にして一般退廳時刻正午なる爲特に出張するも多數の日子を要するの虞ありしにより、便宜所轄郡役所に就き其の實情を調査したり、元より各地に於ける經營事業の如き何れも範となすに足るべきものありと雖、就中執務の簡捷若くは施設事業にして參考となるべきものを摘記せば別記の如し

#### 一、地方改良ニ關スル部

##### 一、事務整理

今回視察したる地方は何れも優良町村のみなるを以て一般事務の整理は總て良好なりと雖、就中左記の

事項は執て參考と爲すに足るべきものと思考せらる

##### (一) 文書の編纂 滋賀縣甲賀郡伴谷村

處分濟書類を第一第二第三の三種に區別し第一種は永久保存第二種は十箇年保存第三種は三箇年保存とし第一、第二種は書類完結の都度漸次各主任者に於て目次を附し、翌年一月に至り一定の表紙を附し本綴とす、第三種は全く一時限りのもの、みなるを以て目次を附せず

其の他の町村も本村同様處分完結の後はその都度目次を附し文庫に部門を分ち夫々格納せり

##### (二) 統計調査

滋賀縣甲賀郡伴谷村、同縣蒲生郡鎌掛村、石川縣江沼郡月津村に在ては勸業其の他村内一般に就き調査を要するものは青年團各支部の幹部員に統計調査委員を囑託し役場員立會の上所要の調査を爲す特に米麥等の收穫高の如きは嚴重なる方法を以て一々坪蒔を爲し、以て基準を定め居れるが元より坪蒔の如きは各縣共之れが實行を期せるも、事實執行せるは稀にして單に役場員が土地の老農に就き其の一斑を調査するに止まるもの多きにあらざるか

##### (三) 役場事務監査規程

滋賀縣蒲生郡鎌掛村制定のものを摘記せば左記の通

一、役場事務監査の爲村會議員中より三名を互選す



- 一、監査委員の任期は議員の任期による
- 一、委員は抽籤を以て委員長を定む
- 一、監査は毎年三月とす
- 一、監査委員の職務権限左の如し
  - イ、條例規程執行の状況
  - ロ、村會議決執行の状況
  - ハ、事業の状況
  - ニ、文書統計記録の整合
  - ホ、村吏員の勤惰の状況
  - ヘ、村吏員職務の状況
  - ト、財産營造物管理の状況
  - チ、出納の適否
  - リ、現金有價證券等の精査
  - ヌ、現金及物品收支計算の状況
  - ル、會計諸帳簿の整合

ヲ、以上列記の外委員の必要と認むる事項

- 一、監査委員は出納臨時検査に立會す
- 一、臨時に監査を行ふ必要あるときは隨時之を行ふ
- 一、監査したるときは意見を附し委員長より村會に報告す

(四)納税施設

今回視察したる地方は總て納税成績可良にして滞納更になく又特種の施設なしと雖左記事項は何れも参考と爲すべきものと認めらる

一、滋賀縣甲賀郡伴谷村

大字春日は収入役出張徴收するも其他各大字に對しては區長へ徵稅令書を交付し區長は二十五日までに全部義務者より取纏め置き役場小使をして二十六日を以て各字區長に就き集金せしめて収入手續を爲せり

二、同縣蒲生郡鎌掛村

農業倉庫(勸業の部に詳記せり)を經營せるに依り之れが管理者たる總代は毎年二月に於て其の年一月一日現在により各自の所有地々價を調査し其の年度中に納付すべき土地に係る地租縣稅村稅其他協議費等を計算し之を賣却米代金中より控除し殘餘は地主へ交付し不足あるときは現金を



徴收し一時之を銀行預金とし納期毎に村長より一括して交付せられたる徴税令書により其の税金額を収入役に納入す

三、石川縣江沼郡月津村  
主要産物たる小麦、生糸、豆を共同販賣し之れが代金は一時區長に於て保管し租税公課及肥料代金を納付せざれば本人に交付せざるの方法を執れり最も納税は各區長より取纏め納付す

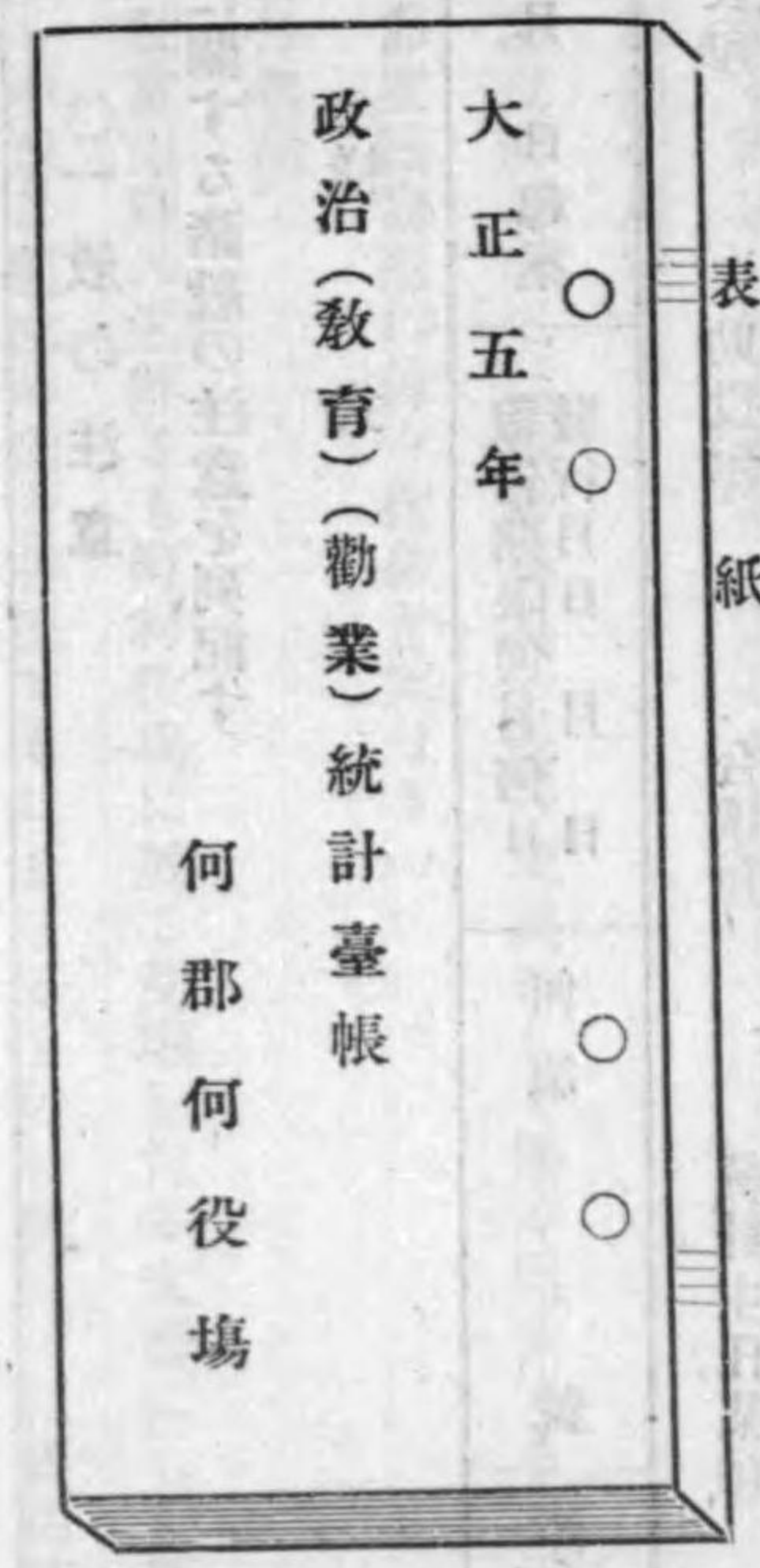
四、富山縣射水郡横田村  
村内一部落は明治三十年初めて本村に合併したるものにして一般に風紀良好ならず、從て納税義務心に乏しく毎に滞納者多かりしに由り村役場は吏員を派して嚴重督促を爲すも從來滞納に馴致されたるのみならず、現に隣村の如きも相當滞納者あるを督促嚴ならざるに本村のみ獨り嚴格なるは村民に不親切なりと唱へ容易に納付せざるに由り、屢々講話會を開催して注意を喚起すること共に一面納期を經過せば直に督促狀を發布し尙納付せざる者に對しては村長自ら出張し假借なく財産差押を執行せり、殊に本村長は村内第一の資産家にして現に収入役事務を兼掌し時間の内外を問はず出勤執務せるが報酬としては更に支給を受けざるが如きは實に稱賛すべき美事とす

五、以上の外各町村共戸數割免除者を設けざるの方法を執れり斯は住民たる以上は金額の多寡に拘はらず幾部分たりとも負擔せしむるの方針にして尙一面勤儉奨勵の一端と爲せりと云ふ

二、事務簡捷

(一)富山縣の統計臺帳

富山縣東礪波郡及中新川郡に於ては各種統計の様式を一定に印刷し該様式の初めに起案年月日其の他回議用紙様の必要の欄を設け之れを政治教育勸業の三部類に區分製本し、一は以て一々回議紙を用ゆるの煩を省き一は直に臺帳を兼用するものにして最も簡便なるものと認む其の様式左記の通



番 號	表 名	報告期日	頁 數	番 號	表 名	報告期日	頁 數
	目 次						




○一般の注意  
 調査及製表上に關する諸般の注意を列記す

○様式

大正五年 月 日 起案	報告期限何月何日	何第	號	淨書	印	校合	印
發行月日 月 日	月 日						

町(村)長印

助役印

合議印

統計主任某印

政(教)(勸)第 何々表

何々	何	何々	、	、	、	、	、

備考 本表は報告期限順に綴り町村長決裁済の上は之を別に印刷せる表に淨書し郡長へ提出するこ  
 とす

(二)統計表の記入及印刷

滋賀石川兩縣下に於ける町村は何れも勸業教育財政兵事社土木等を大略網羅せる町村勢一斑なる一  
 枚刷の統計表を一定に印刷し置き其の數字は調査の都度記入し全部の記入の終了せば其の裏面に町村  
 畧圖を掲げ之を印刷に附し町村内其の他に配付する方法を執れり

(三)復命書は簿冊を用ゆ

富山縣射水郡役所に於ては技術員其の他の吏員にして屢々出張するものゝ復命書は豫め簿冊を作製し  
 置き出張の都度該簿冊に依り復命を爲せり

(四)經由文書件名簿

滋賀縣石川縣富山縣の三縣とも町村役場に於て受理したる文書にして郡役所稅務署其他上級官廳へ提  
 出するものゝ中單に經由の印を押捺するに止まるものに對しては經由文書件名簿を用居れり

(五)物品購入決裁簿

富山縣東礪波郡城端町に於ては總ての物品購入に際し左記様式の決裁簿を使用せり

○物品購入決裁簿



町長	決裁年月日	品目	數量	單價	金員	買入先	収入役	主任	物品納付月日
印	大正 年月日	、、、	、、、	、、、	、、、	、、、	印	印	、、、

(六) 郡令達及郡規程加除綴印刷

富山縣中新川郡に於ては郡令郡訓令等にして永久的のものは全部取纏め印刷と爲し之れが代金(六拾錢)は各町村より徴したるが其後改廢等ある毎に郡に於て印刷し無代配付し町村は之を以て順次加除し居れり又石川縣鹿島郡役所に於ては郡規程類を全部印刷に附し前項同様の取扱を爲せり

(七) 未決函及豫告版の使用

石川縣鹿島郡役所に於ては未決書類澁滯防止の方法として縦約一尺五寸横約一寸深約八寸の筥に未決函と表書し、之を各係長に配付し毎日退廳時間に至れば各係員は未決書類全部を係長に提出し係長點檢して未決函に格納自ら保管し翌日登廳せば係長は該未決書類を各係員に配付し以て急速處理せしむ若し三日を過ぎ處分に着手せざるものは郡長の承認を需むることとせり、又同郡役所に於て町村役場等より定期調査書類の速達を期する爲前月末に於て翌月提出すべき書類の期限を町村長等に豫告し同時に豫告版と稱する板に件名及期限を掲記し郡長室に掲げ置き各係に於て完結の都度該豫告版に其旨

記入することとし、若し期限内に完結せざるものあるときは郡長自ら豫告版の下部に其の旨附箋する方法を執れり

尙臨時調査書類に在りては主事(石川縣は首席郡書記に主事なる名稱を附し廳中全般に渉る事務に與からしむ)に於て件名簿を備へ置き期限其他所要の記入を爲し以て遲滯なからしむることとせり

(八) 現金有價證券出納計算表の調製

石川縣鹿島郡役所にては毎月末左記様式の計算表を調製し國縣郡金庫關係以外の各種私設團體の現金有價證券の出納を檢關することとせり

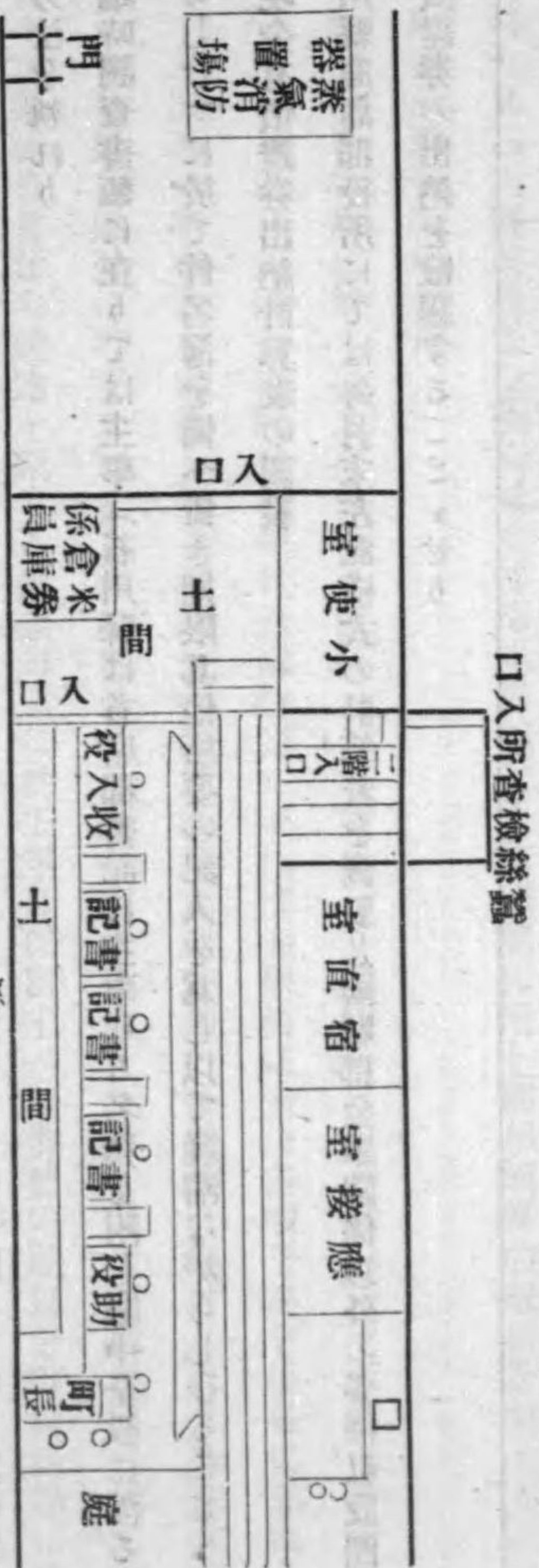
類	別	前月より越高	本月受入高	本月支拂高	殘高	備考
日本赤十字社員 年 贈 金						
愛國婦人會 年 贈 金						
産牛組合費						
郡農會經費						



備考

本表は郡役所内に於て取扱に係る私立團體全部の現金有價証券の出納を掲記するものとす  
(九) 廳舎の構造

郡役所及町村役場共、到る所設備完全にして本縣の如く寺院の一部若くは民屋を假用せるもの、如きを  
見ず唯石川縣江沼郡月津村役場は其の建築古く執務上不便なりと認めしが目下毎年度金四百圓を積立  
て改築準備中なり前記町村役場中設備最も完全なりと認めしは富山縣東礪波郡城端町及同縣射水郡横  
田村役場にして城端町役場の構造の大意は左圖之通



階上は會議室とし大小四室に區分す

三、村是の制定

滋賀縣甲賀郡伴谷村及石川縣江沼郡月津村に於ては何れも村是を定め之に基き村全般の經濟を鞏固にし  
民業の針路を指導し以て全村百年の大計を樹て益伸展を企畫す其の大意左の如し

(一) 伴 谷 村

村是調査當時の現況

先づ地勢、地質土性、氣候、水利、交通運輸の便、農家勞働の一斑、農家衣食住の度合、專業農家及  
兼業農家生活の狀態、農家餘業の種類及狀況、農業上の教育及農業諸會の狀況、農業雇人を得る難易  
及雇入の方法、人耕牛馬耕の割合、畦畔使用並灌漑方法、耕地區畫改正實行に係る現況、用惡水路新  
設、溜池新設並改良、水田を乾田に改良法、村公債及農家負債の性質、農家貯蓄金の狀況、農家資本  
に要する重なる事物並其季節、諸税及町村費息納者、土地賣買の狀況、農家に於ける物品賣買の慣習  
農家種苗購求及改良の方法、虫送雨乞祭日挿苗等に關する風習、地主と小作人との關係、農事改良に  
關する現今の狀況、村有基本財産、備荒儲蓄金組合設置の起原、米穀共同販賣方法、共同購入、米質  
改良、養蠶事業、山櫻植栽事業、山林の狀況、陶器製造、白土產出、戶數人口、段別地租、段別地租  
戶口當、田畑宅地段別戶口當、山林原野池沼雜種地段別戶口當、地租一段步當、本村より他町村分を



所有する段別地租小作料他町村より所有段別地租小作料本村の所有権ある段別地租小作米、本村の所有権ある段別地租戸口當、段別地租小作米差引過不足表、田畑所有者段別の等差、自作農自作兼小作農の戸數及段別、耕地作付段別、耕牛及車輻數、生産額、生産額一戸一人當、消費額、消費額一戸一人當本村負擔額、負擔額一人一戸當、本村小作米差額本村負債總額及利子、本村貯蓄總額及利子、本村歲入出總額比較表、歲入出一戸一人當、本村歲入出割合の數十項目を精査し村勢を詳悉し之に對し將來施設すべき事項即ち村是を所定せしものにして其の要項左の如し

農業教育の發達普及を圖り夜學を獎勵すること、風俗矯正の規定を設くること、舊慣の地所年季賣買申合規約の主旨を失せずして農家所有の地所を保護すること、小作獎勵の方法を確實にし相互の利益を増進せしむること、信用組合設置のこと、農産品評會繼續のこと、溜池増設のこと、稻作改良のこと、麥作及藎蓋作付のこと、堆肥製造獎勵のこと、同地區畫改正の事業を繼續して完全に至らしむること、水田を乾田に悉皆改良のこと、公私有山林矮林造植のこと、養蠶事業の改良發達を期すること、桑園増設のこと、飼牛を獎勵し牛耕を普及すること、果樹の植栽を獎勵すること、養魚獎勵のこと、家禽の飼養を獎勵すること、餘業獎勵のこと、重要農産物共同販賣擴張のこと、肥料共同購入の全部實行を期すること、重要費消品共同購入のこと、村有基本財産及學校基本財産蓄積のこと、備荒儲蓄金繼續のこと、本村歲入出將來の概算比較(十ヶ年後)歲入出一戸一人當、本村歲入出現在將來比較本村

歲入出割合

以上の調査に依るときは

村是調査當時歲入出一戸一人當

歲立入日額 二二三、八三九、二三七

歲出日額 二二一、三六五、六五二

一戸に付 土產の歲入 四三三、七五一

一人に付 七六、五九〇

比較差額 一戸に付過 五、〇一七

一人に付過 八八六

なりしが

村是に依り十箇年後は

歲入 二九一、六八三、一五四

歲出 二二三、五〇二、二一七

一戸に付 歲入 五九一、六四九

一人に付 一〇四、四七一

比較差額 一戸に付増 一一〇、〇四二

一人に付増 二一、一九七



増加を見る計畫とす

(二月) 津村

伴谷村同様戸口經濟勸業方面より収入を調査し更に村の負擔は元より一人一戸の消費額を考査し收支計算を作製せるに

種別	總額	一戸當	一人當
收入	一六九、二七一、三三七	三五七、一一二	六五、七三六
支出	一六一、三二九、二二一	三四〇、三五六	六二、六五二
差引收入超過	七、九四二、二一六	一六、七五六	三、〇八四

の結果を見たるに由り之に基き將來

儉約の實行、土地の利用、田の耕地整理、田の開墾、柴山湯の排水、畑作の整理、勞力の充實、稻作の改良、麥作の改良、養蠶の改良、茶業の改良、蔬菜果樹の増殖、漁業菜藻の改良を實行するの計畫を立て目下村民を督勵し所期の目的を達せむとせり

四、風俗習慣改良

世運の進展に伴ひ驕奢華美の風漸次侵襲し國民の美風日に衰退し輕佻放逸の俗月に多きに至れるは何地も同様に於て之れが矯正に關しては到る所苦心せるもの、如きも之れが規約の最も具體的に制定せられ

現に實行しつゝあるは富山縣中新川郡たりとす

一、中新川郡風俗習慣改良協定書

本郡は戊申詔書の煥發と、東宮殿下行啓記念とし明治四十二年左の規約(摘記)を定む

一、新年の儀式は二月一日を以て擧ぐる向あるも必ず一月一日に改め新年に屬する行事も總て此の期

に於てす  
二、新年の賀禮は神社若くは町村内適當の場所にて名刺交換會の類を開きて回禮を廢す

三、年玉は親戚の外は廢す

二、祝祭日及休日

一、祝祭日には必ず國旗を掲げ三大節は其業を休み各其の分に應じ祝意を表す

二、休日は左記の外之を廢す

一、日曜日、新年、盆、氏神祭日、日祭

三、節句

一、節句は之を行ふも成るべく質素を要す從て雛、幟等の贈與は之を廢し相當身分あるものにして必要あるものは自家にて調製すべし



二、節句の贈答は一切廢すべし

四、田植の贈答は廢すべし

一、植付見舞等の贈答は廢すべし

二、田植の際は衣服を着飾らず日常の服装たるべきこと

五、盂蘭盆

一、中元の贈答は質素にし親戚の外は廢すべし

二、盆踊は悪風を改め場所時間等は警察官の指揮を嚴守すべし

六、氏神祭日

一、祭典の儀式は莊嚴に行ひ家長若くは代理者は必ず參拜すべし

二、一町村内氏神の數社に分れたるものは可成合社し若し數社存在の場合には其祭日は可成同日に改む

三、祭日前後に於ける贈答品は一切之を廢すべし

七、軍人入營歸郷等

一、軍人送迎の爲親戚其他知人より旗を贈り又は軍人の家に就き旗提灯等を掲ぐることは一切廢すべし

二、軍人送迎の爲若し宴會を催すときは質素を旨とし一町村一回に取纏め數回に涉らざるべし

三、除隊歸郷等の節は土産物は一切廢すべし

八、歳暮

一、歳暮の贈答は質素にし近親の外は廢すべし

九、婚禮 出産

一、結納は質素を旨とし虚禮を避くべし

二、嫁入の節は調度衣服等は可成之を質素にすべし

三、結納結婚等の式は膳部は勿論一切質素を旨とし且其の節土産物の贈答は近親に限るべし

四、饗應の時間は可成之を短縮し徹宵宴をなすが如きことを爲さざるべし

五、饗宴には大杯を廢し且飲酒を強ひざるべし

六、嫁の衣類を數回着換ゆる等の弊を矯め打掛振袖の着用は分限に應ずべし

七、給仕人料理人等へは祝儀は相互に贈るを廢し必要あるものは舉式の家にて爲すべし

八、嫁取酒を村内若者に饗せざるべし

九、嫁の郷歸に配り物は一切廢すべし

一〇、嫁祝婿祝及打上酒を廢すべし

一一、出産祝は質素とし土産物は親戚の外廢すべし



一二、結婚出産等に分限を顧みず贅費を費し虚禮華奢に流るゝの悪弊あり以上列記の外と雖質素を旨とし其の分を超えざるべし

十三、結婚後數年に渉るも送藉を了せざるの弊あり結婚の際速に送入藉の手續を爲すべし

十、葬儀

一、葬儀は華奢虚禮に流れず最も嚴肅に行ひ葬具は特に注意し清淨の品を用ゆべし

二、葬儀の時間を勵行すべし

三、出立の食事は一切廢すべし

四、夜伽の食事は廢し饅頭類を以て代ふべし

五、悔返の回禮には戸主若くは代理人一人に限るべし其の葬土事柄の費は自費すべし

十一、雜事

一、公私に拘はらず時間を嚴守勵行すべし

二、宴席に於て交杯は一切廢すべし

三、佛事祝祭其他如何なる場合に於ても送膳を廢すべし

四、旅行土産の贈答を廢すべし

五、衣食住は衛生を重んじ各其の分に應じ質素を旨とし奢侈に涉らざるべし

六、女子の結髪は髮結に託するの弊あり中流以下は勿論上流のものも雖平常の結髪は自ら之を爲すべし

七、朝起晚寢共に其の時を一定し夜中と雖其の時間を漫りに遊惰娛樂に消費せず専心家業に勉勵すべし

八、租税公課は勿論負擔の義務あるものは期日前に納付すべし

九、勤儉貯蓄に心掛くべし

一〇、町村内にては相互交誼親睦を厚くし進で地方自治の圓滿發達を圖るべし

一一、奢侈輕佻の風は特に細民に多きが如し故に戸數割の減免を受くるものゝ如きは他の救助に依り僅に生計を立て未だ國民たるの要素を具備せざるものたること、常に念頭に置き何事にも一層質素を旨とし勤儉以て他日完全なる國民たるに達するの向上心を有すべし

其の他滋賀縣野州郡兵主村及小津村に於ては結婚に際する荷物類を各戸等級に依り制限せるものあり

五、地方改良に關する團體

(一) 滋賀縣野州郡小津村の濟美會

本村は現に優良村として表彰せられ圓滿に自治の實を擧げつゝありと雖其の以前は議員選舉等に際しては競争行はるゝ爲自然一村の平和を害せんとするの虞ありしを以て是等の競争を避くるの手段を探るを動機として明治三十九年村會議員、役場吏員、有志等三十餘名集りて同志會と稱する團體を作り本會に於て公平に議員を豫選し之を一般に周知して承認を求むることとせしに村民の異議を唱ふるも



のなく選挙の結果豫定の通常選を見るに至れり、爾來此の法に依りて至極圓滿に選挙を行ひ居れり續て就學獎勵のため貧困兒童保護の法を講じたる結果學校長と謀りて兒童用文具品の全部を本會に於て購入することせしに、京都文具商鳩居堂主人大に此の舉を賛し文具品は總て破格の低價を以て販賣することを承諾せり、例へば鉛筆一本に付普通價額より四厘を安くし此の内兒童に對し二厘を安價にて供給し残り二厘を積み、貧困兒童に文具品の全部を支給する等其の共同購入に依る利益を以て就學獎勵の資に供せり而して其の文具は貧富の差別なく一様に供給せらるゝを以て兒童及父兄の感情頗る良好なり、又代金は收入役より切符を以て徴收するを以て父兄の便利尠からず皆其の便益を感ぜざるなし其後東宮殿下の行啓せられたるを記念とし之を濟美會と改名し全村の戸主入會し全く一村の團體となれり毎年春秋兩度總會を開きて經費並事務の報告をなし、東西兩本願寺より一流の僧侶を聘して社會的有益なる講演をなすを例とせり、道路の保護、寄附に關する協議其他村の重要なる事項は總て本會に於て協議の上圓滿に實行せらる實に本村をして今日の如く至らしめたるは全く此の團體の賜なりと云はざるべからず

(二) 富山縣射水郡横田村の自治會

横田村は戸數僅かに三百八十五、人口二千六百六十八人にして高岡市に接続せるが明治二十二年町村制實施となり、本村の一部は高岡市に編入せられ地區狭少にして到底自治活動の實力なきに至りたるを

以て隣村と聯合して組合役場を組織し、自治諸般の事業を經營し實力の充實を計り後隣村と分離して獨立するや明治二十九年未曾有の大水災に遭ひ堤防破壊し田圃一面川底となり、全村浸水建物の流失百三十餘棟、耕地の流荒六十餘丁一村殆んど破産の悲運を見たり時の村長奮然起て其の復舊に精勵し遂に參萬五千餘圓を支出して總ての修理を企圖し村民の負擔に耐へざるを感ずるや、土木公債を起し更に國縣稅の補助を仰ぎて三十一年漸く竣工を遂げたり、爾來罹災の荒地は忽ち變じて肥沃農産の耕地と化し、川の沿岸は商工業競て家屋を建築するに至る茲に於て當初の募債額の償還方法に着手し村長先づ四千五百圓を出金し殘餘の債額は村内篤志者の寄附を得て其の償還を全うしたり然るに又其の後四十一年再び高岡市編入問題惹起し種々なる故障あるに拘はらず村民極力反對猛烈なる運動の結果遂に編入を免がれたり、斯くの如く編入を厭ふ所以は市に編入せらるゝことは横田村民の不利なるを以てなり茲に於て爾來村民期せずして、一致する所あり自治心一層高まり益々村の一致團結を圖るの必要を感じ諸種の事業を計畫すると共に自治會を創立して事務所を役場内に置き村長其の會長たり毎年一月一日役場樓上に於て新年の式典を舉行し終て總會を開くを例とし會長は全村民を會員とせる本會席上に於て前年の自治成績を報告し新年に於ける施設計畫を公表し且注意事項を指示し一日本村自治の既往を回顧し將來を談ず、又本會の事業として七十歳以上の高齢者を招き慰安を與へ功勞を表彰する爲毎年天長の佳節に於て敬老會を開催し老幼相扶くるの觀念を啓發すると共に舉村一致理想の



樂郷を現出せしめんとせり

(三) 滋賀縣甲賀郡伴谷村修徳會

村内に在住する者は會員たるの義務を有し毎年會費五錢以上五箇年間離出するの仕組にして毎月一回各字に於て精神講話會を開き宗教の信念を養成せしめ犯罪の豫防と社會の改善向上の氣風を振起せしめんことを圖り、塔に安んぜざる出獄人を救助し金錢物品及宿泊所の貸與、給與、職業の紹介、本人と親族、故舊隣保並に被害者間の和解調停、本人に對する慰藉、訓諭、家族の救濟等を行ひ又孤兒又は疾病不具の者にして引受人なく生計を營み難き者或は諸種の災害に遭遇したる者を救濟し金錢物品を給與し又は慰藉訪問等必要に依り之を行ひ居れり

(四) 滋賀縣野州郡兵主村の社交一致改良組合

本會は明治四十一年の創立にして社交一般の舊習に據る弊害の排除、各自分度を守りて一家永安の法を立つること、常に親睦和協を旨として節約を守りて時世に伴ふべき社交の行事をなすこと、等を目的とし會員は村内に住居する一家の世帯主を以てし其の事業としては婚葬祭の禮、祝儀土産物の贈受出產、病氣等の見舞及以上の事項に附隨の行事等につき役員會に於て其の程度方法を決議し之を一致實行して節約を守れり、會員よりは保證金を徴して除名等の際之を沒收することとせり

(五) 滋賀縣野州郡兵主村の集團的娛樂取締

農村に於て集團的娛樂の必須缺ぐべからざるは論を俟たずと雖、其の種類の選擇と方法の如何に依りては大に注意を要するを以て、本村に於ては娛樂規程を設けて弊害なからしめんことを期せり、其の規程の要を擧ぐれば、村内に於て學識經驗に富み信用ある人に取締を委嘱し、村役場を経由すべき觀物興行は年二回に限ること、納稅義務を怠りたる者の興行願の如きを経由せず、又興行の季節は春一回秋一回期日は三日を超過することを得ず、傳染病發生蔓延の虞ある際、水災旱魃等の際は禁止することとし、尙興行人は縣令に定むる取締規則の外尙左の各項を遵守せしめ居れり

一、時間は午後一時より同十一時までとす

二、構内に酒肴賣店を設けざること

三、最負花打物品を配付せざること

四、觀物場は人家より直二丁以上を離れたる所に設くること

五、場内に於て泥酔喧噪又は不潔の行爲を爲し、他の障害となるものあるときは拒絶退場なすこと

六、興行時間中差支ざる場合に於ては農村改良に關する講演をなすことあるべし

(六) 滋賀縣鎌掛村軍人家族保護會

明治三十二年の創立にして會員二百七十五人、基本金は三十七八年戰役の際村民が冗費を節約して其の費用を寄附したるもの千百圓に上り、戰病死者の遺族及現役並に豫後備其の他召集中の軍人家族を



保護し、尙武の氣象を養成するを目的とし毎年戦病死者の吊祭を行ひ又は現役軍人の家計不如意なるものに對し家事手傳料を贈與す現在救助せるもの現役軍人家族三名あり

(七) 滋賀縣蒲生郡鎌掛村信用販賣購買組合

本村は山間の一僻陬なれども多年惡習ありしを以て有志者之を憂ひ、風紀の改善と勤儉の實行を促さんため、一の社團を組織せんことを企て、講話を開き百方勸誘の結果明治二十七年報徳社の組織に依り滿月會なるものを組織せり、其の會は會員を甲乙丙の三種に區別し、甲は一箇月參拾錢、乙は拾五錢丙は參錢づゝ積立つることゝし、而して該積立金の調達は其の半額を諸費節約に依りて餘財を生み出さしむるを主義とし、毎月十五日各自此の積立金を携帶して一定の會堂に集合し、傍ら先哲の教義を聽講するを例と定め、熱誠之を督勵し終始一貫勤儉の美風を養はんことを期せり、爾來數年ならずして一村の風紀大に革まりたると共に、貯金亦積んで六千圓をなすに至れり、然れども本會の主たる目的は單に資金の蓄積に過ぎずして之を更に運用して、農村經濟の發達を圖ると共に、共同相勵の美風を涵養せんには、寧ろ産業組合法に基き信用組合を組織するに如かずとの議有志の間に起り、明治三十七年遂に信用組合を組織し、滿月會貯金の大部分は轉じて出資の拂込に充當することゝなれり、當時産業組合の設立は縣下に於て稀なりしを以て、疑惑を抱き加入を躊躇するもの多し、依て銳意其趣旨の貫徹に努むると共に、一面組合事業の發達を圖りしかば漸次組合員を増加するに至れり、大正三

年更に販賣購買を兼營するに至り、現今現住戸數の内生産事業に従事せざるものを除く外は、全部加入するに至り、組合員二百三十八人(戸數二百七十二)出資口數五百五、總戸數に對するの割八、七五となれり

明治四十五年 御即位五十年式奉祝の爲記念貯金をなすことゝせしに、計らずも大喪に遭ひしを以て之を御即位奉祝記念として、實行することゝし、毎月一口に付金參拾錢づゝの貯金をなせり、大正四年末に於ける貯金總高は實に五萬四千貳百參拾四圓參拾錢、此人員二百三十八人、即組合員全部にして一人平均貳百貳拾餘圓の多額に達せり、貸付金は肥料及耕地耕牛等の購入、或は商工業又は林業の資金に利用せしむ、大正四年末五萬九千七百四拾六圓參拾四錢、件數四百五十三件  
購買又は賣却品は肥料並に塩石油等の日用品にして、大正四年購買高八千參百圓、賣却高八千四百圓なり

大正四年度剩餘金貳千百參拾圓拾錢參厘にして、内壹千圓を準備金參百參圓を配當金八百貳拾七圓拾錢參厘を特別積立として處分せり

(八) 富山縣射水郡横田信用組合の加入獎勵金と貯金獎勵

明治四十一年本組合の設立に際し、農家の多數は其の趣旨を解せず、特に疲弊せる折柄出資は不可能となし、疑を抱て容易に應ぜざるを以て主唱者は専ら加入勸誘に努むると共に、細農の保護救済は一



一地主の重大責務なる旨を一般地主に説き、小作者又は細農にして、加入出資の容易ならざる者には出資金の幾分を補給し、以て其の目的を達せしめんとし、之を横田村地主會に諮りたるに、地主會は異議なく承諾して左の方法に依り補給することゝなれり

一、本組合区域内に於ける土地を耕作する小作人にして、組合員たらんとするものは出資一口に對し貳圓づゝの割合を以て加入獎勵金を補給す

二、地租貳拾圓以上五拾圓以下を納むるものにして組合員たらんとするものは、出資一口に對して金壹圓の割合を以て加入獎勵金を補給す

三、地租五拾圓以上を納むるものには加入獎勵金を補給す

四、加入獎勵金は出資第一回の拂込に充當するものとす

斯くの如くして地主會は千八拾參圓餘を醸出し、各理事は専心組合のために盡瘁したる結果、一般に組合の効益あることを了解し、今日にては出資の補給勸奨を要せず、進んで加入を見るに至れり。貯蓄の便宜を得せしむると共に、共同勤儉の美風を涵養せしむるため新に不動貯金の制を設け、尙普通貯金の取扱をなせり。普通貯金は一般組合の取扱と異なる所なしと雖、不動貯金に至ては稍や異例の取扱をなすものなり、即ち組合員中最寄五六名の者を以て一小組合を組織せしむ、この不動貯金組合に對し一冊の通帳を交付し、毎月一定せる便宜の日に於て、一組合員參拾錢（一日壹錢）の割合を以て出金し

其の小组員輪番に之を取纏め、通帳と共に組合に提供し、預入の證を得て次番組合員に渡さば其の組合員は次月の期日に出金を取纏め、組合に貯蓄するものなり、而して此貯金は天災地變冠婚葬祭等に際し、萬已むを得ざる場合に於ても、組合員の同意を得ざる場合は決して引出を許さざるものとす。尙勸奨方法としては、二三篇志の地主より一小組合に對し、これが基金として五六拾錢即ち一組合員拾錢の割合を以て寄附贈與し、更に一箇年毎に其の貯金成績を調査し、善良なる貯金組合には同じく篇志地主より之れが賞金の寄附を得て、組合より擬賞するの外最高利息（年五分五厘）を附し、日歩計算を以て獎勵したる結果、競ふて期日を怠らす納入するに至り、目下抽籤にて賞金を交付することゝなれり

又不動貯金として教育結婚其の他の資として、一定の期間据置き貯金あり、御大典記念事業として定額貯金をなすことを決議し、之を各自が世襲財産として永遠に記念せんが爲、定額拾圓以上千圓以下とし、毎月百圓に附壹圓四拾錢づゝを五箇年間蓄積することゝせしに、申込額壹萬四千四拾圓、人員二百七十二人に上れり

此外納稅貯金の取扱ひをなして、組合員の便宜を與へ居れり

（九）滋賀縣野州郡兵主村記念貯金

皇太子殿下行啓記念として、明治四十三年九月より小學校兒童に貯金をなさしめ、兼て學校基本財産



の増殖を圖らんとせり、其の貯金は兒童一名に付一箇月金壹錢づゝとし、而かも兒童の勤勞に依りて得たる零碎の金を蓄積せしむるの方針を採り、一百年間繼續實施して之を基本財産に編入し、如何なる名目の下にも費消することを得ざることとせり、又戰役記念とし明治四十二年貯蓄會を設け、本村に居住するものは全部加入の義務を有し、會員は毎年一定の標準（自作者田一反に付玄米二升、）により玄米を貯蓄し之を共同販賣に附し、一人毎に郵便局又は確實なる銀行に預け入ることとせり、事務は役場に於て取扱ふ

(十) 富山縣中新川西加積村の貯金組合

明治四十二年東宮殿下行啓の記念として、貯金組合を設け村民にして苟くも一戸を構ふるものは、悉く組合員たらしめ、貯金額は一箇月最高を壹圓とし、各自分限に應じて貯蓄せしむ、現在會員三百五十四人、其の額貳千貳百拾壹圓に達せり、又別に勤儉貯蓄を目的とし且金融の便を圖るため、元來村収入役の唱導にて組合を組織し、一口の拂込毎年梗玄米四斗宛にして其の賣却代金を銀行預金となし或は組合員の金融に資し、存続期間（十箇年）満了の時に於て各自蓄積に應じ配當することとせり、其の口數百二十九、貯蓄高四千參百七拾八圓を算せり、又同村小學校に於て兒童貯金獎勵のため職員進んで毎月各俸給百分の二以上の規約貯金をなし、範を兒童に示し毎月末には兒童の統計表を示し、講習を加へ、且各國の例を示して獎勵せり、尙學校内には常に理髮器を備附けて年長兒童には相互に理

髮を行はしめ、年少兒童には或は職員、或は年長兒童に於て之を爲し、以て兒童衛生に注意を拂ふと同時に之に要する料金として、父兄より受けたる所のは用具補修費の方へ、幾分を支出するの外必ず之を貯金せしむ

一、勸業に關する部

一、共同倉庫經營

滋賀縣蒲生郡鎌掛村及富山縣射水郡横田村に於ては、古來貢米收納所の共同的に經營せられありしより維新後之を繼續し、地主と小作相互間の福利増進を計りつゝあり、其の大意を摘記せば左の通

(一) 鎌掛村農業倉庫

- イ、本倉庫事業は米の共同販賣、共同保管、小作米の受授及土地に關する租税公課等の代納を兼ねるものにして、之が取扱は村内土地所有者より選舉したる正副總代二名之に當り、秋收の期に至り自作者又は小作人より各自の收穫したる米を、村有倉庫に納入せしむ
- ロ、本村の土地を耕作するものは、其の收穫米を村有倉庫に於て共同販賣又は共同保管を依頼することを得
- ハ、小作人は各地主に納むべき小作米を總て村有倉庫に預入するものとす



ニ、倉庫に預入れ共同販賣共同保管を依頼せむと欲するものは、毎年十一月中に各其の數量を申出しむ

ホ、地主は各小作人より収入すべき小作米高を調査し同時に差出さしむ

ヘ、預入者は毎年十一月二十一日より十二月二十一日までの間一、四、七、九に相當する日に於て其出米を倉庫に納付せしむ

ト、倉庫に收納したる米の内販賣すべきものは翌年一月迄の間に於て數回に競賣に附す

チ、買受人は即時五分の五以上の手附金を納付することを要し、全額は五日以内に納付せしむ

リ、全額納付したるときは米預り券を交付し、其の券を以て任意に賣買譲與又は擔保に供するを得せしむ

ヌ、保管預入者にも請求により米券を交付するものとす

ヲ、米券を持参したるときは何時にても、其券面石高の米の引渡を得るものとす

ワ、本事業を處理せしむる爲左の役員を置く

總 代	一 名	報酬年額	拾貳圓
副	一 名	同	參 圓
外に出務手當として一日金參拾五錢を給す			

カ、總代は毎年倉庫に各自の預入する石高及保管すべき石高を調査し、販賣石高を定むるものとす  
キ、總代は検査係をして各自預入米の優劣を審査せしめ、等級を附し優良者には獎勵金を交付するものとす

タ、獎勵金は左の等級を設けて之を附與す

甲	一 等	一俵に付	金拾五錢
乙	二 等	同	金拾二錢
丙	三 等	同	金拾圓
丁	四 等	同	金五圓
ナ	シ		

レ、獎勵金支出高は毎年參百圓内外にして、丙金五拾圓は大地主數名の特別出金に係り、他は販賣代金中より一俵に付金七錢の割を以て控除し、支辨するものとす

ツ、總代は毎年二月に於て其の年一月一日現在により、各自の所有地々價を調査し、其の年度中に納付すべき土地に係る地租縣稅其他協議費等を計算し、之を賣却米代金中より控除し、殘餘は之を交付し、不足あるときは現金を以て徴收するものとす

チ、前項計算と同時に各地主小作人より收納すべき小作米をも計算の上之を徴收し、地主に交付する



ものどす

ネ、總代に於て販賣したる米代金の中納税に充つべきものは、一時之を銀行預金とし、納期毎に村長より一括して交付を受け、徴税傳令書により其の税金額を収入役に納入するものとす

ナ、本倉庫に附屬して、社倉米なるもの百三十俵あり、小作人中の困窮者に對し植付飯米として毎年五六月の頃、一人に付二俵以内を低利(一俵に付利米一升)を以て貸與し、秋收の上返済せしむるの方法を設く

ラ、本倉庫は二棟にして各建坪十七坪五合外に検査場一棟、此建坪十七坪五合及附屬建物あり、保管は總て無料とす

ム、本倉庫に納入したる俵數(二俵に付四斗一升入)左の如し

大正元年	二千二百二十四俵
同 二年	二千四百十八俵
同 三年	三千九十五俵
同 四年	三千三百四十一俵

ウ、本倉庫に要せし經費大正四年度分左記の通り

収入

- 一金貳百貳拾四圓六拾參錢
- 賣却米歩合金(三千二百九俵)
- 一金四拾九圓拾七錢
- 大地主特別負擔金
- 一金拾七圓四拾四錢
- 非現在者特別負擔金
- 一金四拾五圓
- 目漏米九俵代
- 一金百參拾貳圓四拾四錢
- 地價割
- 計金四百六拾八圓六拾八錢
- 出
- 正副總代報酬
- 倉庫管理人報酬
- 正副總代出務手當
- 正副總代出務手當
- 雇人料
- 優良米賞與金
- 其他器具
- 諸用紙薪炭等
- 一金貳拾貳圓六拾錢
- 一金參百六圓八錢
- 一金參圓
- 一金拾貳圓



一金貳拾五圓

掛員諸賄費

一金拾圓

二硫化炭素燻蒸藥品代、實施人夫賃

計金四百六拾八圓六拾八錢

附記

總代は自作農にして地主小作に關係なく全然中立者より選定し凶作の際地主と小作間に處して小作料の公平を保たしむ

(二)横田村共同倉庫

本村共同倉庫も鎌掛村農業倉庫同様舊藩時代よりの創立にして、元高岡市百姓町に在りしを、現今の村役場隣接地に新築せるものにして、四間に八間の倉庫に二十餘坪の附屬建物をしてせり

事業は毎年十一月十日より十二月十日までの間に於て十日間開庫し、百有餘名の地主に對する二百有餘名の小作人が運搬し來る小作米を受け、本縣米穀検査員倉庫直屬の検査員立會の上開催し、品質枳量俵裝等嚴重なる検査を施行したる後倉庫内に積込ましむ、倉庫には貸地米計附帳貸地米收納帳地盤方共同費差引帳の三帳簿を備へ付け、先づ俵裝検査終らば其の納入の氏名納入量及受納者の氏名を計附帳に登録す、若し數名の地主に納入すべき者又は代納なる場合は、各納入量受納者氏名又は何某の代納なる旨を聴收し、計附帳に内譯として記入の上領收證を交付す、即ち計附帳は領收證の割印簿と

も言ふべく、領收證は便宜の爲受納者別に發行し、半紙十六切のものを使用せり、貸地米收納帳は計附帳の受納額を受納者の口座別に集配したるものにして、納入及納入額を各別に一覽し安からしむ、之れが事業は四名の委員に依り遺憾なく實績を擧げ、毎年二千石内外の取扱高を示し、將に増設の計畫あり、經費は倉庫費四拾圓、附帶事業たる小作米品評會費五拾圓、害虫驅除費參拾圓、合計百參拾圓にして各關係地主より割當徴收せり

二、小作米獎勵

小作米の獎勵として滋賀縣伴谷村鎌掛村、富山縣横田村石川縣崎山村に於て實施せるもの左記の通

(一)伴谷村  
近江米同業組合の地元検査に際し、甲乙丙及不合格の四種に區分し、甲大粒米を優等丙米を標準米とし左の如く獎勵米を交付す

甲 米	一俵に付	一升五合
乙 米	同	一 升
丙 米	ナ	シ
甲大粒米(優等)	一俵に付	二 升







講習生資格

二四四

- 一、年齢二十年以上の男子
- 但し特に差支なしと認むるものは此限にあらず
- 二、高等小學校を卒業し若くは之と同等の學力を有するもの
- 三、品行端正身體強健なるもの
- 四、農事上の志操鞏固なるもの
- 五、通學し得るもの、外寄宿舎に入るを要す

四、養蠶及製絹

(一)滋賀縣甲賀郡伴谷村の養蠶

本村にては郡設養蠶傳習所を毎年一回開設し、傳習を爲し稚蠶共同飼育所を二箇所に開設し、一箇所四拾圓づゝを又桑園三畝歩以上の植付を爲すものに對し、審査の上其の成績に依り三等に區分し、苗木代約半額を村農會より補助せり、之等養蠶業者の大部分は農家の副業とせるものにして、專業と爲せるものは僅に數戸に過ぎず、尤も一時専門的飼育せるものありしも失敗を來したるもの多しと云ふ

(二)石川縣江沼郡月津村の養蠶

本村にては岐阜縣より教師を聘し、期節傳習を爲す、其俸給全額參拾圓を村農會より支出せり

桑園設置者に對しては、郡より一町歩に付金參拾圓を補助しつゝありしが、目下桑園全村に普及し村内の需用に餘裕を生じ、他町村へ販賣せり

(三)富山縣東礪波郡城端町の製絹

本町に於ける絹織物は天正年間に起りたるものにして、久しき間微々たる一小事業に過ぎざりしが町長並に土地の有力者は之が發達に苦心し、明治二十六年城端製絹組合を組織し、爾來多少の曲折を生じ、事業統一するに至らず、遂に明治四十二年改めて城端織物組合を組織し、當業者同心協力斯業の改善を圖り、且古來傳來の平絹のみにては時代の要求に應ずる能はざるを悟り、當業者を各地に派して或は専門技術家を聘し、或は機臺を改良する等銳意改良發達に努め、其の内地向羽二重を製するに當り之を京都に送りて批評を乞ひしに多大の好評を得たるにより、爾來益々之れが改良製作に全力を傾注したる結果、斯業頗に發達し近來長大足の進歩をなし、今や羽二重の本場たる越後五泉を初め各地より續々視察員の來るが如き盛況を呈し、從て其の製品の世に好評を博するに至れり、其の主なる製作品は羽二重にして、紹平絹之に次ぐ、今より十年前には産額十四五萬圓なりしが、現今にては實に七拾萬圓以上に上り前途益有望なり、組合事務所は役場と兼用にして設備良好、兩者執務に至便なるものゝ如き觀ありし



五、苗圃の經營

滋賀縣甲賀郡伴谷村に於ては、附近の山林礫确にして秃山多く、土砂扞止の施設最も急なるを認め、明治三十四五年來苗圃を獎勵したるに青年團及個人にして、之れが施設を爲すもの多く漸次發達して營利的經營に移り、近時山櫻を盛に栽培し、毎年十一、十二月の頃一年生のものを盛に産出し、輸出先は朝鮮地方を主とす、苗木三雲驛渡にて一本約一厘乃至一厘五毛にして、一段歩の収益約百圓内外なりと尤も苗木仕立中「イモチ」の害を被むること多きに由り、栽培上之れが豫防は最も注意を要すとす

六、耕地整理

耕地整理は到る處執行せられつゝありと雖、其規模宏大にして最も經濟的なるものは富山縣射水郡横田村にして其概略左記の通

横田村の耕地整理

(一)沿革

横田村は面積三百二十二町三段餘歩、東西十七町南北一里二十三町、戸數二百七十、人口千六百六十五とす、明治二十九年七月二十一日大洪水に遭遇したる爲、殆んど濁流の中心となり、耕地二十餘町歩は流亡荒壞して舊形を存せず、每筆の境界紛雜して知る能はず、遂に明治三十五年耕地整理を企畫し、高岡市の一部合併して百九十三町有餘歩の整理に着手したるを初めとし、爾來五期に區別して着

手し既に竣工せるもの及工事中のものあり

(二)各組合の概況

1 横田耕地整理組合

工事着手 明治三十五年四月

工事期間 十五箇年

工事費豫算總額 壹萬八千五百拾壹圓餘、一段歩平均八圓四拾壹錢八厘

組合員數 百四十二名

田畑其他 整理前百六十二町三段歩、整理後百七十三町八段歩

宅地 整理前七萬八千二百四十九坪、整理後九萬六千七百十坪

資財 八千圓を勸業銀行より借入れ地主會より金壹萬餘圓を一時借入を爲し、壹千圓餘を賦課し、四百參拾五圓の郡費補助を受け之れが償還は凡て收益金を以て充つることとせり

2 内免耕地整理組合

工事着手 明治四十三年十一月

工事期間 五箇年



工事費總額 五千四百九拾六圓餘、一段歩平均拾參圓五拾六錢八厘

組合員數 七十四名

田畑其他 整理前三百五十九町步餘、整理後三十六町七段步

宅地 整理前三千九百三十二坪、整理後三千九百三十一坪

資財 參千圓を農工銀行より其他は一時組合員より借入を爲せり

3 四屋耕地整理組合

工事着手 明治四十三年五月

工事期間 五箇年

工事費總額 壹萬貳千貳百七拾貳圓、一段歩拾四圓七錢貳厘

組合員數 百五名

田畑其他 整理前七十六町七段步、整理後八十三町八段步

宅地 一萬二百八十八坪

資財 參千圓を農工銀行より其他は組合員より借入れ償還は増歩地よりの小作料を以てす

4 羽廣耕地整理組合

工事着手 大正三年二月

工事期間 五箇年

工事費總額 五千四百拾四圓餘、一段歩平均拾參圓四拾九錢餘

組合員數 百二名

田畑其他 整理前三十五町四段餘、整理後三十七町九段餘

宅地 六千八百三坪

資財 貳千圓を農工銀行より其他は組合員より支出す

5 鴨島耕地整理組合

工事着手 大正三年四月

工事期間 三箇年

工事費總額 千四百貳拾四圓、一段歩平均拾五圓五拾七錢八厘

組合員數 二十名

田畑其他 整理前七町九段步餘、整理後八町一段步餘

宅地 整理前二千三百九十五坪、整理後三千二百二十七坪

資財 壹千圓を農工銀行其他は組合員負擔とせり



以上整理の結果田面積に於て六十五町七段歩を増加し、畑面積に於て四十六町二段歩を減じ、差引耕地十八町四段歩を増加し、整理前一段平均二石二斗の收穫は二石四斗の増收となり、肥料に於て紫雲英の培收と共に約三割を節減し、區劃の廓大灌排水の完全道路の整備に努力に於て約二割を節減し、尙ほ土地價格の昇騰等多大の利益を見るに至れり

### 七、山林經營

#### (一) 滋賀縣蒲生郡鎌掛村の村有林施業と山林保護

大正五年度より同十四年度に至る十箇年間に、第一期計畫として施業要領を定め、第一期終了後は更に林地を稽查して、第二期計畫を立つるものとす、而して第一期の計畫は施業地面積百七十六町六段八畝歩にして、樹種は赤松、扁柏、杉にして現在の赤松天然林は輪伐期三十五年の皆伐喬林作業を行ひ、谷筋等の地力良好なる伐採跡地は之を扁柏林に改良すべく、其の他は赤松天然下種を行ひ、地力の恢復を俟ちて漸次扁柏林に改むる見込、杉扁柏林は前記新植に係る扁柏林と共に、輪伐期七十年の皆伐喬林作業を行ふものとし、保護上の施設としては地力衰退せざる箇所には、絶対に柴草落葉の採收を禁止し、保護係二名を置き取締をなさしむ、造林費は千七百六拾四圓八厘にして、内地拵費百圓苗木新植費六百九拾壹圓貳拾錢、同補植費六拾貳圓貳拾錢八厘、植栽新植費貳百八拾八圓、補植費四拾八圓六拾錢、下蒞費五百參拾五圓雜費參拾九圓なり

村有山林を保護する目的を以て保護規程を設け、下柴草、松葉採收作業をなすものは一人毎に免許鑑札を携帯せしむることとし、手数料一枚拾錢を納付せしむ、其免許期間は毎年十二月三日より九月十五日までとす

#### (二) 滋賀縣野州郡の郡林

野州郡縦貫せる野洲川は沿岸及水源山に山林に赫山多く、爲に年々土地堆積し河床を埋没し被害甚からざるに依り遂に其の水源地なる、甲賀郡に於て山林五百町歩に對する地上權を設定し、毎年約二千圓を投じて檜杉の類を植栽し以て土砂扞止の途を講せり

## 三、教育に關する部

### 一、裁縫學校

滋賀縣甲賀郡伴谷村に於ては村立にて裁縫學校を設立し、學科は修身裁縫體操にして修業年限を三箇年とす、年中晝間教授をなし、入學資格は尋常小學校卒業以上、定員八十名とせり、本年度經費貳百五拾七圓六拾五錢良好なる成績を收めつゝあり

### 二、教育會

滋賀縣蒲生郡鎌掛村に於ては教育會を設け、會員百七十八、基金參百圓餘、就學獎勵のため學用品の給



與をなし、小學校卒業以上の處女に對しては、毎日曜日に小學校に於て女子講習會を開き、修身國語算術及家事を教授し、毎年一回二名若くは三名づ、縣内若くは近府縣の教育狀況の視察をなし、又毎年一回講演會を開けり

三、青年會

滋賀縣蒲生郡鎌掛村青年團は、明治三十四年の設立にして、會員數二百二十人學習會、講話會、敬老會、統計事務補助、道路修繕等の事業をなし、成績良好なるが特に會員より會費を徴收せず、入會の際必ず壹圓づゝを預けしめ、退會の際之を拂戻すこととし、其の預金の利子を以て會費を支辨せるは青年團經營上宜しきを得たるものと云ふべし

四、圖書館

(一)滋賀縣蒲生郡鎌掛村に於ては、内務大臣より選奨せられたる記念として、明治四十三年村立圖書館を設く、總建坪四十一坪、建築其他の設備費千八百圓を要し、外に金貳千圓を維持資金として蓄積せり、而して總額參千八百圓の内五百圓は下附金、他は悉皆寄附金を以て支辨せり、藏書の數總計二千四百五十八冊にして、内五百二十五冊は寄贈、三百七十一冊は寄託他は購入する所たり、圖書の配置整然、閱覽室廣大清潔にして僻陬の地に稀に見る所なり、圖書は閱覽者の便宜を圖り館外貸出をも實行し、又巡回文庫を設けて青年會員等に巡覽せしむ

(二)石川縣江沼郡月津村の青年團を青年文友會と稱し、明治三十六年七月の創立にして青年の智徳を増進し、惡風を矯め、産業の發達を圖り、勤儉の美風を養ふを目的とし、夜學圖書館、講演討論會、貯蓄講、樹栽養魚等種々なる事業をなせるが、就中圖書館事業は最も進歩したるものにして、千餘圓を投じて圖書縱覽所を建設し、之に備ふる圖書は和書二千七百七十二冊、洋書百十三冊、合計二千八百八十五冊にして閱覽支所四箇所を設く、縱覽者一箇月約千五百名に達し良好なる成績を收め居れり

五、育英資金

(一)滋賀縣甲賀郡伴谷村の學資補助基金

本村在住者にして小學校に於ける學業の成績優等にして、將來中等程度以上の學校に入學するものに對し、學資を補助するため學資補助基金蓄積の法を設け、内務省選奨下附金五百圓を基礎とし、明治四十三年より向ふ十箇年間、毎年金四百五十圓つゝ、村費を積で金五千圓以上に達する迄之を使用せず豫定の蓄積額に達したるときは、其の利子の一部又は全部を學資補助として支出することとせり

(二)石川縣鹿島郡留學生徒貸費

本郡内に滿五年以上在籍のものにして、縣立工業學校、水産學校、養蠶學校、山林學校、其の他の縣立實業學校に在學し、學術優等志望堅實品行方正身體健全にして、學資に乏しき爲に成業の目的を達する能はざるものに學資を貸與することとし、毎年郡費に其の經費を計上し居れり



六、トラホーム患者治療所

二五四

石川縣鹿島郡に於ては「トラホーム」患者の撲滅を期せんが爲、各町村に「トラホーム」患者公設治療所を設けしめ、公費を以て治療を施すものに對し、之に要する經費に充つるため、郡より獎勵金を交付し居り而して檢診治療すべきものは、其の年の徴兵適齡者、徴兵適齡者と同居者、次年の適齡者、次年の適齡者と同居者、諸學校生徒及兒童及其同居者、諸工場職工徒弟營業者等と規定せり

所 感

一、陽曆勵行せること

各縣共太陽曆を用ゐ、太陰曆の如きは殆んど眼中になきものゝ如し、獨り本縣特に我小豆郡の殆んど全部が陰曆に據れるは一大恨事とする所なり、適當の時機を見て一齊に改訂するは喫緊の事と思考す

二、里程標等建設のこと

各縣共町村内より樞要地點までの里程標を建設せる爲、旅人の便利を得る蓋し至大なりとす、殊に滋賀縣に在りては青年會事業として、道路の分岐點には必ず通路地名を指示し居れり、之れ等其の經費少額にして而かも得る所多大なりとす

三、基金積立主義を執れること

町村及學校基本財産蓄積に意を用ゆるは勿論なる、校舎の新設、廳舎の副築、青年團、在郷軍人分會、戶主會、婦人會、處女會其他各種地方改良上必要なる公益團體に在りては、豫め基金を積立て、其の基金の收入を以て必要の事業を執行せり、從て會の鞏固なるは勿論事業の發展上些の蹉跌を見るなしと云ふ、之れを本郡に於ける各種團體に於て必要の經費の收入に窮し、或は賦課に或は寄附に全力を盡せるものに比し、霄壤の差を見る

四、郡町村勢一斑を印刷せること

各郡町村共其の郡町村勢一斑として、小冊子と爲し或は一枚刷と爲し毎年一回刊行して村内に配布し、或は視察員に交付すること、せり、爲に一見して當該郡状況の大勢を知るの便を得

五、電燈電話の普及せること

三縣共電燈電話の便あるもの多く、本縣下の如き稍遅れたるの感あり、農會の活動せること

各地の農會は殆んど町村全部の農事を擔任し、各種事業を經營し其の發達に努力せるもの多きを見る

七、産業組合及貯金組合の發達せること

産業組合の設立せられたるもの多く、殊に優良町村にして其設立なきものなく、而かも其經營は益々發展し、農家經濟の機關として多大の効果を奏し居れり、又勤儉貯蓄の美風行はれ、貯金組合の設立せざ

二五五



るなく其の成績亦良好なり

八、共同倉庫の設立せられをること

共同倉庫の設立せるもの多く、米の共同販賣小作米の授受共同保管租税公課の代納等適切に行はれ、農家に至大の便利を與へ居れり

九、大地主が小作人小農を保護せること

大地主が共同倉庫の經費、其他地主會、産業組合獎勵金を負擔し、以て小農小作人を庇護するの美風は以て範と爲すに足る

一〇、宗教家が地方改良に努力せること

各地共宗教盛にして徳望高く、一般民の指導啓發上勢力少からず、從て地方風教の感化に裨益を得る多大にして、各種團體亦好んで之等宗教家を利用して、民心の向上と團體の發展に盡し居れり

一一、青年團體の發達せること

青年團は到る所相當の發達を爲し、修養としては圖書館の設備完全に、内容の充實せる講演會の盛なる勤儉貯蓄を實踐せる、其他町村統計調査、試作田の經營視察旅行、軍隊慰問の如きあり、其の他の事業としては道路改修々繕は全部青年團の責任として縣郡町村より受負を爲し、或は田畑開墾苗圃の經營果樹栽培を爲すありて何れも活動を見る

一二、納税成績の良好なること

納税成績は頗る良好にして目下怠納者を見ることなく、一二、納税組合あるもの、外特種の施設を爲せ與るものなし、尤も共同倉庫の如き經營あるありて、代納手續を執るにも基因せるならむも一般に納税志の普及せるものと認めらる

一三、一般に禮儀正しきこと

一般に質朴にして禮儀を重んずるの美風あり、其の一斑としては旅舎、從業者、車夫の如き言行を慎み客をして、不快の念を懐かしむることなく、官公吏役場小使の如き其の應接頗る懇切なるを認む

一四、郡役所町村役場の設備の整頓せること

廳舎の完全なるは勿論、机椅子敷物其他微細の器具器械類に至るまで完備し、一見其の内容の整頓せるを推想せしめ、思はず快感を起さしむ、元より之等設備は急とするにあらずと雖、寺院民屋の假用に比し執務上の便否を顧慮せば、又以て不急と云ふことを得ざるべし

一五、文書編纂の完全なること

處分書類は各町村共完結する毎に保存年限に分類し、其の都度目次を附して編綴せるを以て、年次を経過せば直に製本し、文庫に格納せり



### ○和歌山、奈良、三重縣視察復命書

視察員 香川郡書記 古市 由三  
同 郡香西町長 久保 榮吉

#### 一、和歌山縣有田郡保田村事績

保田村は和歌山市を距ること南七里餘、有田郡の西北の處にあり、東西二十一町南北一里にして地勢南北に山を負ひ、村の中央を東より西へ貫流せる有田川に依り三大字は南に、他の二大字は北に分たる、戸數六百二十二、人口三千七百三十にして、田百九十八町歩畑百八十二町歩山林百七十八町歩を有す、村民は殆んど農業を以て其生計を立て、山腹には柑橘の栽培盛にして夙に紀州蜜柑の産地として其名世に知らる特に本村が古來より順調に其發達を遂げたるの歴史は、亦他の模範村と異なるの一事とせり

當局者

現村長島津半氏(年齢五十三歳)は町村制實施以來學務委員、村會議員の公職を帯び、去る四十年擧げられて現職に就くや専ら自治の整善を圖り、神社の合祀、部落有財産の統一等其効果の見るべきものあり、又助役宮井佐之助氏(年齢五十五歳)は二十三年來書記、収入役を経て助役に擧げられ、爾來今日に至る、其他

収入役以下四名の書記(内一名は農會技術員兼務)は何れも勤続五年を出でざるも、亦能く村長の命に服し熱心事務に従ひ、報告書類の如きは會て期日を違へたることなし

納税成績

國縣稅より村稅に至る迄期日内に悉く完納し、未だ會て督促狀を發したることなく、之が成績頗る良好なり、是れ村民の納稅義務的觀念の發揚に依ると雖も、一は村の生産力多大にして從て富の程度高きに起因するもの亦多きを認めたり

教育

村の小學校は町村制實施と共に村全體を一學區域として、保田尋常小學校を設置せるも、村の地勢上川北に屬する二大字の教育は通學殊に不便なるを以て、隣村に委託の止むなきに至れり、隨て村の教育は統一を缺ぎ遅々として進歩せざるのみならず、延ては村治上に於ても部民が地方的感情に制せられ、之を阻碍すること亦尠からざりしが三十八年に至り、當時村會議員たりし現村長は當局者を援助して、熱心之が併合を唱導せるも、委託教育の解除に就ては校舎の増築と位置の變更とを必要とせり、當時日露の大戦役漸く平和を告げし儘にて、村民の負擔輕からざりしに此事業を起さんとする素より困難の事に屬せしが、同人は熱心以て之が衆難に當り、翌三十九年に至り村民の同情と有志の奮盡とにより、戦役紀念として地を村の中央に卜し、工費壹萬參千六百圓は全部村民の寄附にかゝる校舎を建築し、委託教育を解き、高等科



を併置し、此時より一村教化統一の實を擧げたり、而して川北に屬する二大字に於ける兒童の通學を便する爲め、三十九年より村經營を以て一大字には教育橋を架設し（此橋長三十五間幅六尺）又他大字には渡船（教育渡守給年十八圓）を新設して、之を教育渡と命名せり、又補習教育としては四十年に裁縫科を置き、四十一年には更に實業補習科を附設して、普通教育の外簡易の實業教育を施せり。

生 産 事 業

本村は殆んど農業を以て立つ、故に工業としては數ふべきものなく、又商業としては日常品の賣買を兼ねるもの僅かにあるのみ、近來除蟲菊の栽培盛にして農業の傍製粉をなすものあり、而して除蟲菊は農家の主業とするも副業となすも、山間の地不毛の原何れの地に於ても栽培容易なるを以て、大に奨勵に努めつつあり、又村の山林は殆んど開墾され、至る所に柑橘栽培さる、之が生産額は優に米麥を凌ぎ爲めに村の生産力は郡内第一位にして、平均一人に對する生産力は六拾七圓參拾貳錢にして、一戸に對するもの又四百參圓七拾五錢の多きに達せり、大正四年中の主要なる生産額左の如し

品 別	植 付 段 別	製 産 額	價 格
米	内	四、三三八	五六、〇〇〇
	外	一九七、六	

基本財産

麥	七四、五	一、〇三四	一一、〇〇〇
柑 橋	一八一、七	五七六、〇〇〇	七七、三七八
内 温 州	一三四、二	三四九、八〇〇	四八、九七二
除 蟲 菊	三三、六	八、四〇〇	二七、三〇〇

村基本財産は三十八年蓄積條例を設定し、爾來財産より生ずる収入、歲計剩餘金、國縣交付金を蓄積し又學校基本財産に在りては條例の設定なきも、兒童の父兄及卒業生の積立寄附其他財産より生ずる収入と外に村費より金參拾圓以上を蓄積増殖せるに現在に於ける財産高左の如し

現 金	普 通 基 本 財 産	學 校 基 本 財 産
一、三三八	二、五〇〇	八一三
有 價 證 券	九一、三	九〇〇
山 林		一四、〇



風紀改善

村民は曩に模範村として内務省より表彰されしを記念として、寄附金六百六拾五圓を集め下賜金と共に風紀改善資金として左記條例を設け、之が實行を期せり、特に選奨されたる日を以て爾來毎年縣社須佐神社に於て村政奉告祭を執行し、併て産米品評會又は學校生徒の成績品展覽會等を開催し、當日は村の選奨紀念日として全村休業を爲し、茲に參拜するの良風を養ひつゝあり

神 社 合 祀

縣社須佐神社は村の氏神にして、全村の神社何れも之れが下に統轄せられしが、各部落毎に氏神(無格社)なるものありて毎年盛に祭典を行ひ、相互に招待して酒宴を張り、失費不尠ざると一面多數の無格社は維持の方法確立せざる爲め、自然社殿の荒破に至るのみならず、祭祀も亦不充分となり斯くては却て敬神の道に非らざるを以て村民信仰心の歸する處を一致せしめ、一は無用の失費を有益の費途に轉用せしむるの必要を認め、四十年十一月、二十三の無格社を當神社に合祀し、翌四十一年其神社跡地の官有地に屬するものを全部無償讓與し、茲に初めて一村一社の制を見るに至れり

青 年 會

村の青年會は各部落に於て早くより開設し、夜學の研究風紀の改善に努めたりしが、四十二年當局者の奨勵により保田村桃園青年會を起し、初めて本村青年を統一し、會長は村長副會長は小學校長其任に當り各

大字に支部を置き青年の智徳を進め、身體を鍛鍊し、共同自治の精神を養ふを以て目的とし、特に青年事務講習會を開きて、役場吏員を講師として諸願届書様式及其手續土地の丈量、諸税目及其期日等を知らしめ、農事講習會を開きては縣農會技師を聘して、肥料と作物との關係、柑橘の剪定、整枝法を知悉せしめ或は實業巡回文庫を設けて青年の修養に努むる等、常に活動して成績大に見るものあり、

婦 人 會

村の青年會が統一されしと共に保田村桃園婦人會を起し、青年會と相並びて婦人の智識の啓發と婦徳の涵養に努むるを目的とし、事業としては春秋二季に總會を開き會員の親睦を圖り、毎年一回家庭講習會を開きて特に和歌山縣立高等女學校の教諭を聘して、家庭に於ける婦人必須の要項を聴講せしむる所あり、之が期日は僅に一週間以内なるも効果亦多大にして、是等は未だ他に多く見ざる好良の趣意なり、

風紀改善資金蓄積條例 (風紀改善の項參照) 二十二年四月十八日

第一條 明治四十三年二月内務省より下賜せられたる獎勵金及本財産に指定の寄附金は、之を風紀改善獎勵資金として蓄積するものとす

第二條 風紀改善獎勵資金より生ずる利子は、風紀の改善獎勵費に充つるの外他に支出するを得ず

第三條 風紀改善獎勵資金に屬する現金は、郵便貯金若くは本縣農行銀行預金とす

第四條 風紀改善獎勵資金より生ずる収入及支出は之を特別會計とし、其收支殘金は本風紀改善獎勵資金



に加入すべきものとす

特別會計の歳入出豫算及決算並に収入支出に關する手續は、方て普通會計の例に依るものとす

### ○、奈良縣生駒郡北倭村事績

概況

本村は大和の北隅にして、東は山城北及西は河内に接し、東西一里二十二町南北二里十八町奈良市を距ること四里、生駒郡の北端に位し關西鐵道木津驛迄二里、大阪軌道富雄停留場迄は一里九町にて達す、戸數千八十五、人口五千五百三十五を有す、田六百八十四町歩、畑七十七町歩、山林六百九十五町歩を有し富雄川村の中央を貫通して之が灌漑に使せり、明治十年西南戰役後一時的好況の米價高値にて、農村の生活程度向上し、十六年頃在りては村民の多くは遊惰を事とし、從來行はれし頼母子講の如きも破約者多く一般負債の辨償は訴訟に依るを例とし、時に郡山裁判所の民事被告人の多くは北倭村民なりしと、加ふるに他町村民に所有されたる田段別は三百二十七町歩に上り、村治の困難又甚しかりしが、二十二年に至り西山正文氏(現助役)は數名の有力者と相謀りて、之が弊風を一洗せんことを期し、即ち先づ往時の五人組制度に依りて救済の實を擧げんとし、村内を十區(村は高山外四大字なるも、高山は大都落なるを以て特に六區に分ち他の四大字を合し十區となす)に分ち各一區に各一人の總代を置き、又各區内には十五戸乃至二十戸を一束して之を垣内(別紙規約書参照)と稱し、組頭一人を置きて垣内に於ける諸般の事務を統べしむ是は縣下に於ける組長制度の如きものにして、村民に周知せしむる事あれば、役場は先づ之を區の總代に通知し、總代は之を組頭に通知し、組頭は其事項を垣内に周知せしめ、一面に於ては勤勉力行を村是とし村長及村會議員の交迭ありと雖も、之が實行を誤らざらんことを期し、村民亦能く和協して村治の發展に努めしかば村が漸次回復し、今日に於ては左の如く村民の所有稍超過し、富の程度は向上し、衆議院議員選舉有權者の如き三百四人の多きを見るに至れり

十戸を一束して之を垣内(別紙規約書参照)と稱し、組頭一人を置きて垣内に於ける諸般の事務を統べしむ是は縣下に於ける組長制度の如きものにして、村民に周知せしむる事あれば、役場は先づ之を區の總代に通知し、總代は之を組頭に通知し、組頭は其事項を垣内に周知せしめ、一面に於ては勤勉力行を村是とし村長及村會議員の交迭ありと雖も、之が實行を誤らざらんことを期し、村民亦能く和協して村治の發展に努めしかば村が漸次回復し、今日に於ては左の如く村民の所有稍超過し、富の程度は向上し、衆議院議員選舉有權者の如き三百四人の多きを見るに至れり

年別	區別	他町村民の本村に所有する段別	本村人の他町村に所有する段別	差	引
二十二年		三二七、五〇〇〇	二、五〇〇〇△	三二五、〇〇〇〇	
三十三年		八六、〇三〇一	三三、一七一六△	五二、八五一五	
四十二年		八五、二三一〇	九五、二〇一二	九、九七〇二	
大正四年		八五、一一一五	一一七、三八〇五	三二、二六二〇	

當局者

吏員は村長(杉山九三郎年齡四十七歲勤績十年)助役二名(名譽助役有山正文年齡四十七歲勤績二十七年)收



入役(勤続十年)及書記(四人)の八人にして、書記一人は四十四年の就職に係れるも、其他の三人は何れも十年以上村務に執掌し、助役有山正文氏は町村制實施以來村治に盡瘁し、殊に學務主任の故を以て四十年文部省學務上功勞者として選奨せられ、又森本書記(擔任事務戶籍、兵事、衛生)は擔任事務の精勵に依り四十四年知事より其功績を表彰せらる

#### 文書の整理

保存文書は總て索引を附し、之に完結月日を記入し永年十年三年の區分に依り編綴し、保存文書登錄簿に登録し、同簿には文書收藏の位置を明記し、且つ文書には永年は黒十年は赤三年は紫等の區別に依り附箋をなし、此に種目、番號、保存年限、收藏位置等を記し、保存年限別主務係別に番號順位に整頓し、必要の文書は直に引出し得べき便宜を講じ、特に重要書類は赤紙を貼付し、非常持退の準備を爲せるは又見るべきものとす

#### 納税状況

納税觀念の發達は本村の特色とする處にして、町村制實施以來國縣村税共一人の納期を誤るものなく、從て未だ滞納處分を受けたるものなし

#### 教育

本村には尋常高等小學校一、尋常小學校三、分教場一あり、高等科一學級生徒二十六人、尋常科十二學級

生徒六百五十七人を有せり、學齡兒童の就學及出席の督勵に就ては特に意を用ひ毎年二月各大字に於ける十箇所の人民集會所に村長學事主任及學務委員等出席なし、兒童保護者を召集し應せざるものあるときは夜に入るも退席せず、夜間家庭を訪問する等必ず保護者に面接して教育の必要を懇諭し、何れも請書を徹し從來久しく就學せずして、年長け就學せしむるも其功なき者の外は、如何なる事情あるも就學猶豫の手續を爲さず、而して學年開始前に至りては受持教員家庭を訪問し、學年開始の當日必ず全部出席せしむ、自後缺席三日に涉れば受持教員家庭を訪問し、應せざれば即時村長に急報し、村長は保護者を召喚説示し又は學事主任書記家庭に臨み出席を促し、又五日以上に涉る無事故缺席を爲さしめず、其他精勤者には賞を與へ、貧家兒童に對しては必要の書籍器具を貸與し、筆紙墨を給與するの途を講せり、爲めに尋常科は三十三年より一部三十六年より皆就學の好成绩を呈し、大正四年に於ける出席歩合も又尋常科九七、四高等科九九、四を示せり

三十八年村に郡立農學校の第二分教場を設立され、男子は茲に入學して普通農事に關する諸般の智識技能を修得せり、現在生徒數は百五十人にして、内本村生徒約八割の多きを占む、又女子に必須なる技藝と智識を授くる目的を以て徒弟學校令に依り、去る四十二年建築費四千貳百六拾圓を投じて女子實業學校を建築せり、現在生徒數百五十三人にして本科三年甲種撰科二年、乙種撰科(農閑期五箇月)補習科一年に別てり、特に乙種撰科は年齢既に長じ又は家事都合上、一箇年間引續き出席するを許さざる女子を收容教育す



るを目的とし、四十四年より開設され、教科は修身裁縫染色の三科と爲せり、此の開始と共に村内無認可の私立裁縫場は其跡を絶つに至れりと、而して大正五年度に於ける本校経費は四千貳百六拾參圓にして國庫より參百圓、縣及郡より參百五拾圓宛の補助金を受く、一村經營に係る此種の學校は多く他に見ざるの點なりとす

村の教育主義、所謂校訓(左記参照)なるもの亦眞面目にして、農村に必須なる働き得べき人材を養成するを目的とせり、故に尋常卒業生の大部は、男子は郡立農學校に、女子は實業學校に入學し、高等科に入學するもの甚だ少く、現に村内より中學に在學せるもの二名にして、高等女學校に入學せるもの皆無の如き亦他と異なる所なりとす、而して村の教育の成績の優良なるは、有山助役の力と一つは四十二年文部省より教育功勞者として選奨されし吉川元第二小學校長(大正二年退職)が、就職以來二十有八年の久しき誠心誠意學童教育の任に當りし力とに負ふ所又多しと云へり

校訓

眞面目(堅實なる意志之が主體となり精  
明なる知醇正なる情之を輔く)

訓條

眞面目を守りて人格を造り、産業の傍ら常識を養ひ以て模範優良村の中賢たれ

生 産

村に於ける産業奨励上に關する事項は、之を村農會の事業と爲し、農會長は村長、副會長は助役にして農會の活動は總て村當局の施設經營に成れり、而して之が技術員は篤農老練家と、乙種農業學校卒業者と縣立農事講習所卒業生とを有し、外に補助的設備として村内を十農區に分ち、事業の執行に便なる爲め農事督勵委員長各一人を置き、更に一農區を數個の小農區に別ち、之に農事督勵委員一名を置き、實行督勵に當らしめ、且村内各小學校長に農事督勵委員を囑託し、農會と教育との連絡を企圖するの計畫に出づるが如き亦農會経費の如きも大正五年度は參千參百四圓にして、内事業費に貳千六百拾五圓を投するが如き亦見るに足るものとす、之が事業の主なるもの左の如し

(1) 稻種 田

三十六年より村農會に一箇所を設け、各農區の原種を供給し、各農區に五段歩以上耕作せる農家をして各一箇所宛を設けしめ、水稻共同苗代組合の種子を供給す、大正五年よりは神田採種田十箇所段別一町歩餘を設置するの計劃にあり

(2) 水稻共同苗代組合

三十七年より一區一組即ち十組合を組織し、種類は早中晩各三種以内に限定し、籽種は種田より撰定採取され、組合経費に對し村農會より苗代一段歩に付金五圓を補助し、技手をして籽種の貯藏及苗代の生育を檢査せしむることとせり



(3) 産米検査

三十三年、三十四年及三十七年、三十八年の四年間産米の格付検査を行ひ、乾燥及調製の俵造を監督し、一面小作人には特に村農會及地主會に於て賞與の道を講せし爲め、村の産米は著しく改良され爾後産米検査の郡農會に於て、又大正四年より縣に於て經營せられたるも常に上位を示し、價格の如き數年前に比し、約壹圓五拾錢以上を高めたり

(4) 産米共同販賣

四十年より村内各區に一箇所以上の倉庫を設け、共同販賣に附するものは之れに納入せしむ、而して各共同倉庫には役員數名を置き、最初申込に應じ各戸に就き豫備検査を行ひ、納入の資格あると認むるものは倉庫に搬入せしめ、更に倉入検査を行ひ米質、容量、俵裝等を檢し、合格せるものを納入せしむ、斯くして統一改善せられたる村の産米は灘、伏見、堺等の酪酒家の元米、掛米として一手販賣するもの多きを占む、而して大正四年中の一手販賣高は四千五百石にして、地方聲價に比し一石に對する利益は平均壹圓にして共同販賣に於ける總利益金、又四千五百圓に達せり

(5) 緑肥及堆肥の改良

緑肥は紫雲英及大豆の間作を奨励し、其段別年を追て増加せり、改良模範堆肥舎の建築に對しては四十年より建坪一坪に金壹圓宛の補助を與へ、以て奨励を加へ又一面堆肥舎建設組合(無盡講の如きもの)を設けしめ、之が組合經費に對し五圓を補助し、以て改良堆肥舎建設を奨励し、今や七十五個の建築を見るに至る、又堆肥積込切換等に就ては技術員の實地指導を行へり

(6) 蠶業

三十七年より共同飼育を奨励し、蠶病の豫防を勵行し、共同購入を行ひ、参加者には桑苗を交付し、之が増加を企圖し、四十五年より蠶種を製造して實費拂下を爲し、且つ貯蔵器を備へ、共同貯蔵を爲し秋蠶は框製一枚に付金貳拾錢の補助を與へて共同購入を爲さしめ、一面女子實業學校生徒に對しては蠶種を無代配付し、夏期休業中に飼育せしめ、其成績に對し賞品を授け以て斯業の普及を企圖せしかば、村の蠶業は著しく進歩し、當初には二百石内外の收購に過ぎざりしも、今や増加して三百四十石を算するに至れり

(7) 青年會模範作

三十四年より各青年會をして農事試作場を設置せしめ、一箇所(段別五畝歩以上)に對し五圓宛の補助を與へ、専ら稻種類及肥料に就て農會が爲したる試作の成績に依り、應用試作を爲さしめ、一般に其結果を發表し、農業者の參考に資せり

(8) 農事試作場

二十九年來試作田を置き本會に於て試作を實行せり、試作は主として稻の種類肥料株數等にして、其成



績は本會の會報に掲記し、一般當業者の參考に供し尙成績良好なるものに對しては、更に前項の如く青年會をして試作せしむ

(9) 苗圃

四十一年より苗圃三箇所を設置し、松苗及桑砧木並に桑苗栽培を行ひ、一般會員に實費を以て拂下ぐ總段別は一段七畝歩にして、毎年松苗三萬本、桑苗五千乃至八千本に達せり

(10) 會報發刊(別紙參照)

三十六年より會報を發刊し、一般會員に頗ち會の狀況其他の指導すべき事項を記載せり

以上の外稻作改善を圖る爲めには稻立毛品評會を開き、或は小作米の改良を促す爲めには米俵品評會を開催し、或は尋常科四年以上の生徒に種子を交付し、各自宅にて一坪農業を爲さしめ、成績を審査し賞品を授け以て農業思想の普及を圖る等事業の見るべきもの少からず

村の茶釜は特有物産にして、全國に於て他に産する地なく製造戸數十四、年額内地向約十二萬本輸出向約三萬本を産す、最近一箇年に於ける主なる農産物は、米一石六千石、副業の産額は拾貳萬貳千圓にして内重なるものは竹細工四萬八千圓、木綿壹萬八千圓、石材壹萬五千圓、蠶業壹萬圓なり

人民集會所

明治十七八年の交、有志の寄附に依りて建設せられたるものにして、區内に於ける集會談合は勿論納稅期

期日には村民の便利を圖りて收入役此に出張して徴收し、或は學齡兒童の就學又は出席の督勵に就ては前述の如く校長、受持員は此所に出張し、其他種痘、青年會、講習講話等常に公私の事に利用され一村の協同を圖るに供せらる

基本財産

三十七年より基本財産蓄積條例を設け、之に依り向ふ二十五箇年間造成するの企圖にて、毎年基本財産より生ずる收入、國縣稅交付金、戶籍手数料、決算殘金及村費より毎年金貳百圓以上支出して之が蓄積に努めつゝあり、學校基本財産は四十四年より條例を設け拾萬圓に達するを限度とし、毎年秋期に於て村内各戸より玄米二升宛を募集し、之を賣却したるもの及有志の寄附金等を積蓄せり、現今の基本財産額左の如し

普通基本財産	學校基本財産
現金	二六〇
有價證券	二二、〇〇〇
	四、六〇〇

青年會

二十九年始めて村内各區に青年會を設けしめ、或は夜學會を開きて智識の啓發を圖り、或は風紀の改善時



間の勵行を約し、三十四年より村農會と提携して農事試作場を設けて農事の改良を促し、或は道路橋梁の修補に任じ、且夜間に各自の勤勞(製繩を主とす)より得たる賃金を以て協同貯蓄を爲しつゝあり、其額貳千七拾壹圓に達せり

尙善會 (別紙會則其他參照)

三十九年十一月村獨立の一基礎を強固にし、且農村道德の喚起に努め、濟貧の道を講じ、經濟の發達を圖るを目的として設立され、村住民全部を會員とし支會を各區に置く、之が事業の主なるものは會員中より第一次の寄附五千圓、第二次千圓、第三次八百圓、第四次貳千參百圓、第五次千圓、第六次千五百圓、計壹萬千六百圓を募集し、何れも村基本財産に寄附し、或は尙武心の涵養としては四十年に經費五百圓を投じて村の中央に忠魂社を建設して、十年役以來の陣歿軍人を合祀し、毎年四月二十八日を以て大祭を、毎月二十八日を以て例祭を行ひ、春秋二期には小學校生徒を教員引率の下に參拜せしめ、死者の勳功を墓前に於て談示することとせり、大祭は特に村の紀念日として全村休業して茲に參拜せしむ、其他孝子、節婦、義僕其他の篤行者の表彰を爲す、或は通俗講話會を農閑期に開催することとし、以て民風改善の一助とせり

尙善會

一、沿革

明治三十九年十一月創立にして、明治三十七八年の戰役に際し、北倭村奉公義會なる者の組織を爲し專

ら出征者の後援を爲したりしが、本會の創立と共に解散し此の會に殘務を引繼げり、本會の目的は村獨立の基礎を強固にし、且農村道德の喚起に努め、濟貧の道を講じ、經濟の發達を圖るを以て目的とせり、本會は全村を以て區域とし各區に支會を設く、其の會則左の如し

北倭村尙善會々則

第一條 本會は本村獨立の基礎を強固にし、且農村道德の喚起に努め濟貧の道を講じ經濟の達發を圖り將來の福利を増進するを以て目的とす

第二條 本會は北倭村尙善會と稱す

第三條 本會は本村居住の人民を以て組織す

第四條 本會事務所は北倭村役場内に置く

第五條 本會は左の事業を遂行す

- 一、村獨立の基礎を強固ならしむる爲め村基本財産の蓄積に努むること
- 二、社會の改善を爲すの目的を以て孝子、義僕、節婦、精力農其他篤行者の表彰を爲すこと
- 三、通俗談話會を開き農村道德の喚起に努め人心の改良を圖ること
- 四、戸主會、母の會、處女會、耆老會等起し農村教育の發展と風紀の改善を圖ること
- 五、貧困者を撫育し、無産者をして農事に従事せしむるの道を講じ、農村の繁榮を圖ること



六、貧困子弟の教育に保護を與へ、以て教育の高進を圖ること

七、村力充實の道を講じ經濟の發達を圖ること

八、應召軍人の優待留守宅の保護廢兵並に遺族の救護陣歿軍人の祭典等専ら振武の道を講ずること

第六條 本會に左の役員を置く

一、會長一名(村長を以て之れに充つ)

一、副會長一名(助役を以て之れに充つ)

一、幹事若干名(小學校長役場吏員)

但警察官、神官、僧侶等に特に會長より囑託することあるべし

一、商議員若干名(村會議員各區總代)

但必要ある場合は本項規定以外に會長より囑託することあるべし

一、主計一名(収入役を以て之れに充つ)

第七條 役員の職務を定むること左の如し

會長は本會一切の事務を總理し、會議の議長となる

副會長は會長の事務を補佐し會長事故あるときは之れが代理を爲す

幹事は會務に參與し事務の計劃又は庶務に従事す

商議員は本會必要の事件を審議し、且會務を監督し決算の認定を爲す

主計は會計事務に従事す

第八條 本會役員は總て名譽職とし辨當料又は手當を給せず

但し村外へ出張等の場合は特に實費を給することあるべし

第九條 本會は各區に支會を置く

第十條 支會は左の役員を置く

支部長一名(區總代を以て之れに充つ)

獎勵委員若干名(區内村會議員、組頭、評議員)

第十一條 支部長は支會一切の事務を管理し、獎勵委員は支部長を補佐し獎勵事務に従事し其他諸般の

商議を爲すものとす

第十二條 本會の年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十三條 本會の經費は補助金寄附金の外商議員會の決議に依り會員に賦課徴收するものとす

第十四條 決算は毎會計年度の終より二箇月以内に結了し、商議員會の認定を経て一般會員に公示す

第十五條 本會事業施行上必要なる諸規則は商議員會の決議に依り此れを定む



一歳入總額 金參百九拾參圓  
一歳出總額 金參百九拾參圓

一、事務所費 金五圓  
二、會議費 金五圓

三、事業費 金參百五拾參圓

一、獎勵費 金四拾貳圓  
二、祭典費 金貳百貳拾七圓

三、賞與費 金五圓  
四、講話會費 金拾圓

五、教育費 金九圓  
六、娛樂費 金六拾圓

四、豫備費 金參拾圓

事業ノ一斑

(1)村基本財産寄附募集  
會員中より左の村基本財産寄附金を募集し以て基本財産の造成を扶く

第一次五千圓、第二次壹千圓、第三次八百圓、第四次貳千參百圓、第五次一千圓、第六次壹千五百圓

(2)民風改善  
孝子、義僕、節婦、其他篤行者の表彰を爲し又は通俗談話會を農閑期に開催し、専ら民風の改善を企圖す篤行者表彰規程左の如し

第一條 本會は會則第五條第二項に依り篤行者に對し賞與を行ふ

第二條 賞與を行ふべきもの凡そ左の如し  
一、能く父母又祖父母に事へ其行爲顯明なるもの

二、妻たるの節義を全うし衆多の模範たるもの  
三、能く主家に事へ義僕たるの行爲あるもの

四、農事の改良に努め衆多を誘導裨益せるもの  
五、公同の事務に勤勉し成績顯著なるもの



六、能く農事に努め勤儉力行一般の模範たるもの

七、常に公德を重じ行為の卓越なるもの

八、其他篤行者と認むべきもの

第三條 賞與は賞狀並に賞品とす

第四條 賞與は支會長の申報に依り幹事會の詮衡を経て會長之れを授與す

第五條 受賞者氏名は本會授賞人名簿に登録し、其事蹟は之れを輯録して永久に保存するものとす

第六條 受賞者死亡したるときは本會は吊詞を贈くるものとす

第七條 本規程に依り受賞せられたるものは本會並に其の支會に於て篤行者として之れを遇するものとす

(三) 貧困者撫育

無産者をして農業に従事せしめ、農村の繁榮を企圖する目的なるも其の必要を生ぜざる爲め實行に至らず

(四) 村力充實

勤儉の美風養成に努め一面農家副業の發達を奨勵しつゝあり

(五) 獎 武

明治四十年に約五百圓以上の經費を投じ、村の中央に一の社殿を建設し之れを忠魂社と名づけ、明治十年以來陣歿軍人十九名の英靈を合祀し、毎年四月二十八日を以て大祭を營み、又毎月二十八日を以て月並祭を行ふ、四月二十八日の大祭には勿論各學校も休業と爲し參拜せしむ、參拜中合祀者の遺族には價格壹圓以上の撒饌を交付し、其他赤十字社員、愛國婦人會員、青年會長本會の役員等には各撒饌を交付す

當日は數多の餘興を催し祭典を盛大ならしめ、一つは村民の娛樂に供す

在郷軍人會へも補助金を交付し當日催せる銃鎗術競技會の經費を扶く

忠魂社々則左に記載す

北倭村忠魂社々則

第一條 本社は北倭村大字高山一萬二千六百七十番地に建設し、北倭村忠魂社とす

第二條 本社に合祀するは左記各項該當の者に限る

一、陣歿軍人又は軍屬

二、出征中公務に起因せる傷痍病に依り後送後死歿せし軍人並に軍屬

三、戦役又は事變に際し應召中死歿せし軍人

第三條 本社に合祀する氏名は商議員會の議決に依り之れを定め人名簿に登録するものとす



第四條 前條人名簿の登録順位は官等級勳功位に依る、同等位なるときは戦死を先とし此れに依り難き者は死歿の年月に依る

第五條 本社に合祀したるときは遺族に其旨通告するものとす

第六條 本社祭典は毎年四月二十八日とす

第七條 本社祭典は左記各項の該當者に限り参列するものとす

一、合祀せられたるもの、遺族

二、有位帶動者

三、在隊並に在郷軍人

四、尙善會員

五、赤十字社員

六、愛國婦人會員

七、青年會長

八、神官、僧侶

九、小學校教員

第八條 前條第一項の参列者には撤饌を交付するものとす

附則 本則は明治十年戦役以後の死歿に適用す

第九條 本則合祀に係る規定は明治十年戦役以後の死歿に適用す

應召軍人には餞別を贈り以て其行を盛んに爲し、又在隊中は毎年一回以上慰問を爲し留守宅の保護を爲し、在隊中は勿論歸郷後不幸ある場合は吊慰の道を講じ、専ら軍人の優待を爲す其の規程左の如し

應召軍人優待規程

第一條 應召軍人にして歸郷後死歿したるときは左の待遇を爲すものとす

一、役員一名會葬を爲し香資料金壹圓を贈ること

一、其区内人民は全部會葬せしむること

第二條 前條の應召軍人とは戦役應召現役入營及教育召集にして軍籍を脱する迄とす

第三條 前條軍人にして在隊中死歿したるときは香資料五圓を贈り尙郷里に於て葬式を營む場合は左の待遇を爲すものとす

一、役員一名會葬すること

一、其区内人民は全部會葬すること

一、其区内尋常小學校生徒を會葬せしむること

第四條 軍人應召の場合は左の區別に依り餞別を贈くるものとす



一、現役及一年志願兵 金壹圓

一、教育 召集 金五拾錢

第五條 戰役又は事變に際し應召したる軍人及死歿軍人の待遇は其の時に當り之れを定む

簡閲點呼に應ずる在郷軍人に對しては當日該會場に於て本會は辨當を交付す

徴兵検査を受ける壯丁に對しては前年より二回以上の學術試験を行ひ優等者には賞品を與へ之れ

を獎勵す

入營すべきものに對しては毎年九月上旬より入營前迄每週三回以上學術の豫習を行ひ、入隊成績

優良ならしむるに努む

(六)娛 樂 春季は前記の餘興を以て之れに充て秋季には毎年三回以上講談、浪花節、音樂等教育的の娛樂事業を

執行し一般の觀覽に供す

垣内申合規約書左の如し

第一條 當垣内は左記連名の若干名を以て組織す

第二條 當垣内には組頭一名を置き名譽職とし垣内の互選に依り之れを定め任期は四箇年とす

第三條 組頭は垣内に於ける諸般の事務を所理し且當組合内を代表して權利義務を行ふものとす

除名す

第五條 前條除名者には總ての交際を絶ち且土地物件金品の貸與を嚴禁す

右申合せ候處相違無之依て左に署名捺印す

年	月	日	住所	氏名	氏名	名印	名印
				氏	氏		

以下連記

備考 村内を約五十組に別ち十五戸乃至二十戸を以て一組と爲す

生駒郡北倭村農會報 第六十三號

大正五年三月一日

公 示



○北倭村農會告示第一號  
 總會の決議を経たる本會大正五年度歳入歳出豫算及分賦收入方法左の如し  
 大正五年三月一日  
 生駒郡北倭村農會長 杉本久三郎

生駒郡北倭村農會大正五年度歳入歳出豫算  
 ◎歳入

科目	前年度豫算	本年度豫算	差		附記
			増	引	
歳入總額	二、九三、五八〇	三、三〇、四四〇	四〇〇、八四〇	—	
第一款會費	二、〇五、五三〇	一、九七、九四〇	—	七、五八〇	
第一項地價割	一、三〇、五六〇	一、三三、一〇〇	四四〇	—	地租壹萬貳千百圓壹圓ニ付金拾壹錢 會員七百九十五人一人に付金八拾壹錢 五厘六二二此賦課は貧富等級による
第二項戶別割	七、四七、四〇〇	六、四八、四二〇	—	一、〇〇〇	
第二款補助金	三、四、五〇〇	四、七、五〇〇	一、三〇〇	—	
第一項縣補助金	一、五〇〇	一、五〇〇	—	—	縣補助金
第二項村稅補助	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	村稅補助金

科目	前年度豫算	本年度豫算	差		附記
			増	引	
第三項郡農會補助	一三〇〇〇	一六〇〇〇	三〇〇〇〇	—	郡農會補助金
第三款雜收入	二七五〇〇	六五〇〇〇	三、七五〇〇〇	—	試作場收入參拾五圓苗圃收入百圓蠶種 代百圓神田採種田收入百九拾四圓 不用品賣拂代
第一項事業收入	二六二〇〇	四二九〇〇	一、六八〇〇〇	—	
第二項不用品賣拂代	五〇〇	五〇〇	—	—	預金利子
第三項預金利子	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇	—	有志者寄附金
第四項寄附金	—	二六〇〇〇	二六〇〇〇	—	
第四款繰越金	三、八二八〇	二〇〇〇〇	—	一、八二八〇	
第一項繰越前年度	二、二八二八〇	二〇〇〇〇	—	二、二八二八〇	前年度殘餘金
歳出總額	二、九三、五八〇	三、三〇、四四〇	四〇〇、八四〇	—	
第一款事務費	二、八八〇〇	一、九六七〇〇	—	九、一二〇〇	











横山、内保の三大字より成る、田三百七十八町歩畑六十五町歩山林七百七十町歩を有す、村内高山なきも幾多の山脈起伏して耕地其間にあり、戸數五百四十三人口三千五十にして、住民の多くは農を以て業とす二十年の頃は財力甚だ萎靡し、他町村民に土地を所有せられたるもの二十町、小作米六百俵を出し不動産を抵當とする村外の負債四萬五千五百圓に上り、二十一年に至りては一村の窮狀殆んど其極點に達せしが村民漸く醒め、紊亂せる村財政を整理し資力を回復せんとするには勤勞を奨め、節儉を守るの外なきを覺り木津慶次郎氏(元村長)外八名の青年之が主唱となり、規約を設け零碎の資金を蓄積せしめ、農事を改良して生産力を増加せしむ、爾來銀行を設立して金融機關を整へ、學校を統一して村是を制定する等、諸般の經營を維持して今日に至る、爲めに入作地は殆んど回收され、小作米の如き却て村外より受くるもの多く差引百四十四俵の収入過となるに至れり

村民は質素にして華美を銜ふの風なく、行き交ふ村民の左側觸行も大に實行され、途上に逢ひし人々の禮儀の正しき所謂醇厚爲俗の氣風一村を風靡せり、爲めに視察者をして自然と床しき村床しき人の感を懐かしむ

當 局 者

吏員は村長(岩島龜次郎年齡五十歳勤績二十箇年)助役(内尾鹿次郎年齡三十九歳勤績十六年)収入役(勤績十二年)及書記(三人)の六人にして、書記二人は勤績五年に滿たざるも一人の書記は在職十二箇年に及ぶ

村長、助役、収入役及一人の書記は擔任事務の精勵に依り、何れも知事より其功績を表彰さる、大正四年中吏員の最精勤者は、其出勤日數三百五十五日、又病氣其他の事故により最も多く缺勤したるもの、出勤日數は三百四十八日にして、之を同年中當然執務すべき日數二百九十八日に比すれば、最少出勤者にして尙且五十日の出勤超過の有様を呈せり、而して村長以下吏員の村事に於けるや懇切周到にして、殊に前記の如く勤績の久しきに及べるものと、精勤者の多きとは以て他の範とするに足る、村記録の如き全部勝寫版を用ひ、一字一句を苟にせず、其綺麗なること活字の如く(別紙參考書類参照)此種の印刷に有り勝ちの汚しき點を見ざる亦賞するに足る、村會の如き平穩にして議事は常に滿場一致原案可決さる、加之村會の決議は殆く村民をして之を周知せしむるの方針を採り、毎年度開始前に於て戸主會を開きて村當局者が其年度の豫算に就きては親しく説明し、其年度間に於ける村治の方針を知らしめ、以て村民の注意を喚起せり、又夙に役場の門柱に一投書函(函の表面には次の如く記載せり)……村治の方針、村事業の施設、村吏其他一般職員の行爲に關し、村民福に阻害ありと認めたる事項は、忌憚なく之を列記し、この投書函に投入せらるべし)を掲げて廣く村治村政に關する村民の注意と、助言を徴する等當局者の用意の周到なる又思ふべし

從來村役場は民屋を借入、極めて粗末なりしかば、三十八年日露戰役記念として村民中役場新築の議を提議せるも、元村長は數名の吏員が辛抱すれば事足るとて、村民の志を辭せり、爾來毎年之が改築の申出で







らず、伊賀米の中に在りても最も劣等の地にありしが、當局者は最も遺憾なりとして銳意之が改良の途を講じ、先づ種子の精選、種類の採擇に力めて品質の上進を圖ると共に堆積肥料、綠肥等を奨励し數箇所に試験田を設けて整地、耕耘、插秧、施肥等之が範を示し、一面信用組合より低利資金を供給しては肥料の共同購入を行ひ、或は苗代の品評會、稻立毛の品評會を催して優等者を賞し、三十六年には地主會を起し、小作人奨励規程を設け、小作米の品評會を開催して當業者を鼓舞し、三十八年阿山郡に米穀同業組合を設置せらるゝに當りては、他町村に卒先して産米検査を實行せり、爾來品質と俵裝は頗に改善され産額の如きも逐年増加し、明治二十年即ち一村困憊の當時、六千六百石の産米が今や一躍して九千石に達し、優に二分の一の増加を來せり

養蠶の奨励に就ては、夙に組合を設置し改良委員を置き、或は巡廻教師を聘して當業者を指導し、桑園の増殖に蠶病豫防消毒に改良蠶具の購入に幾多の補助金を交付し、模範桑園の設置に技術員の養成に専ら力を致せるも、如何せん土質桑の栽培に適せず、加ふるに水田の耕作に、多大の勞力を要する關係上斯業の發達は不良なり

製茶 村の山林は段別七百七十町歩、其面積敢て尠からざるも概ね瘠土にして、杉檜の良材を産せず林業志想又甚だ幼稚にして、現在に於ては尙天然更新を目的とするもの多く、其松材は一部建築用材となるも多くは薪材となり、雜木は概ね製炭となりて各地に搬出せらる、大正四年縣の事業として製炭講習會を村にて開催し、之が改良方法を當業者に傳習せしめ大に品質の改善を來せり、最近一箇年に於ける主なる農産物は米九千石麥五百八十石にして、創業たる製茶は八千九百圓養蠶は七千四百七拾圓を産す、

ては近年大に改良奨励を加へ、職工中相當の素養あるものを撰びて、静岡縣立牧の原試験所に入らしめ又毎年數名の傳習生を、縣茶業組合會議所主催に製茶試験所並に講習會に入らしめ、専ら技術の傳習をなさしめ之れによりて村内多數の職工を指導せしめ、或は茶園を整理し間作物を排除し、剪枝方法を指導する等之が改善に努めしかば、産額又増加しつゝあり

製炭 村の山林は段別七百七十町歩、其面積敢て尠からざるも概ね瘠土にして、杉檜の良材を産せず林業志想又甚だ幼稚にして、現在に於ては尙天然更新を目的とするもの多く、其松材は一部建築用材となるも多くは薪材となり、雜木は概ね製炭となりて各地に搬出せらる、大正四年縣の事業として製炭講習會を村にて開催し、之が改良方法を當業者に傳習せしめ大に品質の改善を來せり、最近一箇年に於ける主なる農産物は米九千石麥五百八十石にして、創業たる製茶は八千九百圓養蠶は七千四百七拾圓を産す、

産業組合は四十一年の設立にして、信用購買及販賣の兼營にして其成績極めて良好にして、現在五百四十三戸の内七戸の入寄留者を除外したる五百三十六戸は悉く組合に加入し、出資金參萬七千六百四拾圓は全部拂込を了し、積立金參千八百貳拾六圓貯金壹萬五千五百參拾參圓を有し、大正四年低利の産業資金を供給したるもの九萬九千四拾貳圓、販賣物品の價格五萬九千貳百貳拾七圓に達せり、又村内各大字には共同集



積倉庫(別紙参照)を設置し、米券によりては簡易なる資金の融通をなし、毎月二回米の共同販賣を行ひ又臨時に生産品の販賣を行ひ、或は肥料、食鹽、種子、種苗、其他必需品の共同購入を行へり、大正四年中本倉庫利用の状況左の如し

種類	農産物共同販賣		農業用品共同購入	
	数量	販賣額	数量	購入價格
米	九、七八九 <small>俵</small>	五二、〇〇〇 <small>円</small>	大豆粕 六六五 <small>枚</small>	九〇六 <small>円</small>
			魚肥 二六、九五五 <small>俵</small>	九、二五一 <small>円</small>
			人造肥料 七六 <small>俵</small>	一九七 <small>円</small>
			菜種粕 三、〇七〇 <small>俵</small>	七四一 <small>円</small>
計	九、七八九	五二、〇〇〇	一〇、九九五	六九七
				時價に比し利益を得たる金額
		二、〇三六 <small>円</small>		時價に比し利益を得たる金額

備考

米の時價の如き村内殆んど共同販賣價格を標準とするを以て、毎回四隣農村の販賣價に對比し計算せり

勤儉貯蓄

二十三年頃より日掛貯金(毎戸一人一日壹錢五厘)組合規約を設け、蓄積を開始し三十三年に至り之が蓄積額壹萬圓に達せり、時に村内有力者は之を土臺として銀行を建てんとし、豫め貯金加盟者の意嚮を糾せしに一人の異存を訴ふるものなく、壹萬圓を第一回の拂込とし株式會社玉瀧銀行は村民のみの株主組織にあり設立せられたるものにして、爾來之を殖して五萬圓の資本とし、現在の預金は貳拾七萬貳千八百八拾八圓(内拾五萬千九百八拾五圓は村民預金)に達せり、村内には別に勤儉貯金及特殊貯金組合の設けらるゝありて最近に於ける之等貯金の總額は亦七萬參千七百七拾壹圓の多きを有するが如き、何れも村民の勤勉節約の効果ならざるはなし

種目	普通基本財産	學校基本財産
種目	普通基本財産	學校基本財産



現金	債券	山林
五、七〇八 <sup>円</sup>	一一、二〇〇	一一二、三四 <sup>円</sup>
六、六五三 <sup>円</sup>	一一、二〇〇	三三、三九 <sup>円</sup>

阿山郡玉瀧村青年團

村の青年團は四十年八月各大字に分立せる青年會を統一して一村一團とし、村長之が團長たり、現在會員百八十六名にして滿二十歳迄を修學部に、二十五歳迄を研究部に編入して専ら修養研究せしめ、修學部團員の爲めには毎月十回夜學を開き、毎年一回農事講習會を開催す、四十一年より共同事業部を開始せるが最近に於ては農事試験田七段五畝歩と、開墾殖林地八段一畝歩の苗圃一段七畝歩とを經營し、副業としては毎夜一時間乃至二時間藁繩を製作し、此方法に依り製産する繩は一箇年六千貫、價格四百圓を下らず、斯くして勤勞の美風と共同の精神とを涵養せしめ、其團體の風紀の見るべきものあり、爲めに郡青年團長並に知事より何れも二回又文部大臣より一回表彰を受けたるが如きは、他に類例少しとす、大正五年度本團豫定施設事項は左の如し

- (1) 毎月十回夜學會を開催し修學部團員の指導をなすこと
- (2) 一回農事講習會を開催すること

- (3) 數回講話會を開催すること
- (4) 十月中に入營者の豫備教育を行ふこと
- (5) 毎月二回青年義勇團の訓諫を行ひ、一回偉人の追慕會を開催すること
- (6) 六回通信綠草を發行すること
- (7) 一回團員の成績品展覽會を開催すること
- (8) 記念文庫に理科的智識創作的能力を附與すべき書籍を購入し、其利用の方法を講ずること
- (9) 各部に自治思想を一層發揮せしめ、風紀事業の向上を圖ること
- (10) 毎月一回役員會を開催し團の統一と内容の改善を圖ること
- (11) 一回運動會を開催し又武道として擊劍、銃槍の國技として角力を奨勵すること
- (12) 村内を十三部に分ち農林に關する共同作業と増業とを實施せしむること
- (13) 一回見學と娛樂を加味する施行を行ふこと

阿山郡玉瀧村教育會規約

第一章 總 則

第一條 本會は阿山郡教育會の主義綱領に基き、教育の普及發達を圖り學齡兒童の保護奨勵を行ふを以て目的とす



第二條 本會は本村住民中の有志を以て之れを組織す

第三條 本會は玉瀧村教育會と稱し事務所を玉瀧村役場に置く

第二章 役員

第四條 本會に左の役員を置く

會長 一名 副會長 一名 理事 三名 評議員 十二名

第五條 會長は玉瀧村長を、副會長は玉瀧學校長を推薦し、理事は學務委員を評議員は村會議員を薦囑するものとす

第六條 役員は凡て無報酬とす

但會長に於て必要と認むるときは評議員會の決議を経て特に實費を辨償することを得

第七條 役員は任期は四箇年とし満期再び推薦又は薦囑をなすことを得

第三章 職務

第八條 役員は職務左の如し

會長は本會一切の事務を總理し且會議の議長となる、副會長は會長を補佐し専ら學齡兒童の保護奨勵方法を畫策し、且會長事故あるときは其事務を代理す理事評議員は各其會議に列す

第四章 會議

第九條 本會の會議は左の二種とす

理事會 評議員會

第十條 理事會は隔月一回之れを開き會長の諮問に應答し、専ら事業の施設經營を翼賛するものとす

第十一條 評議員會は必要に應じて之を開き、經費豫算を議決し決算を審査認定し並に一切の施設事業を協定するものとす

第十二條 前條會議の外、本會の存廢に關する重要事項あるときは、特に會員總會を開會することあるべし

第十三條 會議は過半数の出席と比較多數を以て之れを決議す

第五章 會計

第十四條 本會の經費は左の資源による

- 一、篤志寄附金
- 二、村費補助金
- 三、會員醜金

但會員の醜金は一人に付年額參拾錢を越ゆることを得ず

第十五條 本會の會計年度は村の會計年度による

第六章 雜則

第十六條 本會の事業施行に關し必要なる規定細則は別に之れを定む

第十七條 本規約は會員總會の決議を経るにあらざれば之れを改正することを得ず



大正五年度玉瀧村教育會歲入出豫算書

科 目	歲 入		歲 出		附 記
	本年度豫算額	前年度豫算額	本年度豫算額	前年度豫算額	
第一款 雜收入	一三五〇〇	一二〇〇〇			預金利子
第二款 村費補助金	一二〇〇〇	一二〇〇〇			〔圖書館の經營各種團體の指導を條件とする補助交附金〕
第三款 寄附金	六〇〇〇	六〇〇〇			祝慶吊祭の費用を節約したる篤志者の寄附金
第四款 前年度繰越金	二五〇〇〇	二〇〇〇〇			大正四年度剩餘金
合 計	四四三〇〇	三九二〇〇	四四三〇〇	三九二〇〇	
第一款 就學獎勵費	一七七〇〇	一四五〇〇			〔教科書の給與を要するもの四十八人一人平均金壹圓貳拾錢〕 〔學用品の給與を要するもの四十八人一人平均金貳圓拾錢〕
第二款 獎勵費	七〇〇〇	七〇〇〇			
第三款 紀念文庫費	一〇〇〇	九九〇〇			
第四款 圖書購入費	七〇〇〇	七〇〇〇			
第五款 備品費	三〇〇〇	二九〇〇			
第六款 負擔金	二五〇〇	二五〇〇			
第七款 雜支出	三〇〇〇	三〇〇〇			
第八款 通俗講話會及娛樂會諸費	三〇〇〇	三〇〇〇			
第九款 豫備費	四一五〇〇	二三〇〇〇			
合 計	四四三〇〇	三九二〇〇	四四三〇〇	三九二〇〇	

食費補助を要するもの十八人一人平均三斗此白米三石一石金拾五圓	同前	同前	同前	同前
〔出席の優良なる學級一組賞狀及賞與品代五圓全部〕 〔玉瀧村處女會の事業獎勵費四拾圓玉瀧學校附屬體育會ノ獎勵費貳拾圓〕				
新著の圖書購入費				
書架壹個新調金拾五圓備品の修繕金五圓巡廻圖書函の新調金拾圓				
阿山郡教育會分擔金				
精神修養を目的とする講話會一回 娛樂を目的とする講談又は演技會一回				

右大正五年三月三十一日決議

玉瀧村教育會



玉瀧村教育會就學兒童獎勵規定

第一條 本村在住學齡兒童にして左の各項に該當するものには本會より物品又は補助金を給與す

- 一 一戸三人以上同時に在學するもの
- 一 赤貧にして就學の資に堪へざるもの、子弟

第二條 第一條第一號に該當するものには教科書學用品の全部又は一部を貸與若くは給與し第二號に該當するものには教科書學用品の全部を給與し其生計最も困難なるもの、子弟には就學中食費として一人一日に付精米一合の割合により現品又は實費を給與す

第三條 教科書學用品並食費の給與を受くるも尙被服の資に堪へざるものある時は一人年額五圓以内の限度に於て補助を與へ若くは篤志家の寄附を乞ふて現品を給與することあるべし

第四條 本規定に因り獎勵金又は補助金を給與せらるるものは本村戸數割等級平等以下のもの、子弟に限る

但戸數割等級十等以上のものと雖其家計主働者疾病其他の災厄に罹り特に困難の事情あるものは其期間中補助給與を行ふことあるべし

第五條 學務委員は毎學年開始以前に於て學齡兒童の就學を督勵し同時に本規定第一條各項相當者を調査して之れを村教育會長に申告するものとす

第六條 村教育會長學務委員のに申告により事實を調査し其必要なるものに對しては支給表を作成して之れを學校長に通知す

第七條 學校長前條の通知を受けたる時は支給表に基き密に其父兄に通知し教科書學用品各必要の時期に於て給與し食費補助は毎月出席日數により翌月三日迄に給與するものとす

但食費の補助は時宜により豫算を以て前渡をなし若くは數箇月分を合して之れを給與することあるべし

第八條 本規定により要する經費は毎年度の始めに於て豫算を編製し左の資源に求むるものとす

- 一 祝慶品祭の雜費を節約したる篤志寄附金
- 二 本會員の醜金

第九條 前條の資源にして不足を生じたる場合に於ては前年度事業及會計の狀況を具して村費補助を申請するものとす

第十條 本規定は明治四十一年度より實施す

共同集積倉庫と米穀共同販賣

本村の重要物産たる米の共同販賣は往年阿山郡俵裝米品評會に其端緒を開き明治三十七年軍需米の供出によりて倍々其便益を認めたりしが、當時の産米は一定の検査を経たるものにあらずしを以て其賣行等



級と價格の決定に對し往々供出者の不平を聞くことありき從て米の共同、販賣をなさんとするには先づ產地検査を開始し、種類等級を査定し升量を確實にし表装を一定し検査の上々之れが證票を附し以て明かに其優劣を區別し置くの必要を認め明治三十七年地主小作人協議會を開き獎勵規定を設けて、小作米の審査を開始せり、三十八年阿山郡に米穀同業組合の設置せらるゝに當りては率先して産米の検査を實行し村外に搬出する俵米に對しては悉く俵箋を附して、種類等級質量並に作人氏名を表示したり茲に於て共同販賣に對する供出米の整理は稍其緒に就くを得たるが次で、三重縣米穀検査規則の發布せらるゝあり、米の品位等級は倍々確實に判別せられ、各市場に於ける信用漸次増進し價格又著敷向上したるを以て、米作者を勸めて時々共同、販賣を實行せしめ、常に村農會をして之れが斡旋をなさしめたり從來又特に關西線深川佐那具の兩驛に運送業者の倉庫を賃借して常に産米を蓄積し商況に應じて共同、販賣を試むる事ありしと雖村内に於て行ふものは一定の集積所なきを以て、其販賣米の收集取纏め中徨々にして商機を逸し、又附近停車場にあるものは遠隔の爲め、管理の便を缺ぎ充分なる効果を奏することを得ざるのみならず稍もすれば地方商人の爲めに其利益を壟斷せらるゝが如き弊なきにしもあらざりしを以て、地主會の決議と村農會の援助によりて村に共同集積倉庫を設立し毎月一回期日を定めて共同、販賣を行ひ又商況に應じて何時にても共同、販賣を行ふの便を開かんと欲し四十二年九月規定を設けて、各大字に一箇所の集積倉庫を設置し毎月一回若くは二回の共同販賣を實施するに至れり而して、明治四十二年産米の共同販賣開始は十二月二十四日を第一回とし以來毎月間斷なく之れを施行し明治四十三年九月七日迄に定時八回、臨時三回都合十一回に於て販賣したる、米の總數六千六百四俵、此代金參萬貳千五百四圓一回の販賣米最多九百五十六俵最少三百二十三俵にして毎月の賣行價格は之れを地方と間人の普通買取直段に比し、一石拾五錢乃至六拾六錢の高直を示し通計價格の差益壹千貳百四圓即ち、一俵の平均拾八錢強の利益を見るが如き、狀況なりしを以て、一般米作者も共同販賣の利益を悟りて、漸次之れに参加するもの多く毎回販賣米の出庫終るときは次ぎの販賣米を倉庫に預け入るゝの例とし爲めに現在設備に係る、各大字三個の倉庫にては往々狹隘を訴ふるに至る抑も同年度の事業は村農會が地主會を勸誘扶掖して、遂に之れが實施を見るに至りたるものにして創來日尙淺く供出者の利益を保護する爲めには勉めて、費用の節約を計らざるべからざるを以て販賣に關する事務は村農會専ら之れが取扱をなし、倉庫の管理は地主の重なるものを擧げて其主任とし皆無報酬にて熱心之れに従事しつゝあり、誠實精勵最も良好なる成績を擧げ村民をして、共同的施設の利益を知らしめ他日之れを以て、産業組合法による購買販賣組合の組織に改造するは、本村農會及地主が等しく其抱負とする處なりしが、事業の成績に伴ふ豫定計畫の進行は一層其速かなることを得て、明治四十三年末には無限責任玉瀧信用組合に合併の議整ひ組合は直ちに定款を變更して、購買販賣事業を兼營するに至り、現今にては無限責任玉瀧信用購買販賣組合附屬集積倉庫と稱するに至る、今其規定と取扱方法を概記すれば左の如し

月二十四日を第一回とし以來毎月間斷なく之れを施行し明治四十三年九月七日迄に定時八回、臨時三回都合十一回に於て販賣したる、米の總數六千六百四俵、此代金參萬貳千五百四圓一回の販賣米最多九百五十六俵最少三百二十三俵にして毎月の賣行價格は之れを地方と間人の普通買取直段に比し、一石拾五錢乃至六拾六錢の高直を示し通計價格の差益壹千貳百四圓即ち、一俵の平均拾八錢強の利益を見るが如き、狀況なりしを以て、一般米作者も共同販賣の利益を悟りて、漸次之れに参加するもの多く毎回販賣米の出庫終るときは次ぎの販賣米を倉庫に預け入るゝの例とし爲めに現在設備に係る、各大字三個の倉庫にては往々狹隘を訴ふるに至る抑も同年度の事業は村農會が地主會を勸誘扶掖して、遂に之れが實施を見るに至りたるものにして創來日尙淺く供出者の利益を保護する爲めには勉めて、費用の節約を計らざるべからざるを以て販賣に關する事務は村農會専ら之れが取扱をなし、倉庫の管理は地主の重なるものを擧げて其主任とし皆無報酬にて熱心之れに従事しつゝあり、誠實精勵最も良好なる成績を擧げ村民をして、共同的施設の利益を知らしめ他日之れを以て、産業組合法による購買販賣組合の組織に改造するは、本村農會及地主が等しく其抱負とする處なりしが、事業の成績に伴ふ豫定計畫の進行は一層其速かなることを得て、明治四十三年末には無限責任玉瀧信用組合に合併の議整ひ組合は直ちに定款を變更して、購買販賣事業を兼營するに至り、現今にては無限責任玉瀧信用購買販賣組合附屬集積倉庫と稱するに至る、今其規定と取扱方法を概記すれば左の如し



一、規定

三二〇

明治四十二年八月協定したるものは地主會の事業にして、本村地主會の事務は附則第二十七條により當分の内役員を置かず凡て、村農會に取扱を委任すとあるに付集積倉庫の事務も亦全部村農會の取扱に屬したるものなりしが、明治四十四年一月規定を改正して、産業組合の事業となりたるものなり。

二、米穀保管臺帳

各倉庫に備付ある臺帳にして、之れによりて入庫米又出庫米數量を調査す、本帳簿中供出者であるは小作人其他倉庫に米を搬入したるもの預托者であるは其米の所有者を云ふ。

三、保管證(簡易なる米券)

倉庫に玄米を預入したるものに交付する證にして、供出人と預托人とを區別して記名するは、小作人が地主に納付する、小作米を便宜集積倉庫に搬入し其證券を以て、小作米の決済をなすの便を與へたるものなり、又預托者氏名の次欄に借入金金の記入をなしたるものは、米の預托者が其販賣以前に地租の上納肥料の購入其他必要な資金の需用生じたるときは、此保管證を玉瀧信用購買販賣組合に提供し最高年利八厘の割合による日歩計算利子を以て、何時にても簡易なる資金の立替又は貸付を受くる便を開きたるものなり(本村現住五百四十三戸の内入寄留者を除きたる五百二十二戸は玉瀧信用購買販賣組合の組合員なるを以て、本事業は全く村一團の事業に全じ)

四、米穀共同販賣廣告

毎月五日二十日の兩度各倉庫の販賣米を調査し、販賣期日を定めて京都大津を初め各地信用ある商人に通知をなすものにして最も商人の多き地方へは開札當日早天委員出張して、入札書を取集め即夜開札するを例とす之れ地方商人等が聯合結托して、利益を壟斷せんとするの弊害を避くるの用意に出でたるものなりとす。

五、玄米入札書

共同販賣廣告と共に發送するものにして、此用紙を交附せられたるものに限り入札に参加す、此れ故に此用紙なき入札者は特に指名入札に参加する、同業者の紹介證明あるにあらざれば、入札に参加するを許さざるなり。

六、落札通知書

開札の結果により即時落札者に發送する、通知書にして、此通知書を受領したる落札者は遅滞なく代價百分の十五に相當する、保證金を納入す之れと同時に倉庫にては買受人指定の場所に産米を搬出し七日以内に取引を完了するものとす。

七、價格一覽表

本村産米の眞價を知らしめ次回入札の参考に供する爲め、開札の即夜之れを各入札者に郵送し、又當日



參會したる各農區委員は勿論米の供出者等に配布し以て、産米の眞價を周知せしむるものなり

(一) 無限責任玉瀧信用購買販賣組合附屬共同集積倉庫規定

第一條 重要物産たる米の種類を一定し、品質を改善し販賣機關の完備を期するを目的とし共同集積倉庫を設置す

第二條 共同集積は無責任玉瀧信用購買販賣組合の管理に屬し各大字に一箇所宛を設置す

第三條 本村の米作者は何時にても其産米を共同集積倉庫に預入する事を得るものとす小作人の納むる小作米は可成之れを共同集積倉庫に收容し一定の期間に於て検査を受くるものとす

第四條 共同集積倉庫に預托したる産米は検査の上入庫證を交附す

第五條 共同集積倉庫の事務を處理せしむる爲め左の役員を置く

倉庫主任三名 各大字に一名とし米の出入及米券の發行を掌り共同販賣其他諸般の事務を統理するものとす

評議員十二名 各農區に一名を配置し倉庫主任を補佐して共同販賣其他諸般の事務に參與するものとす

本條の外米の集散取扱に關し臨時雇員を要する場合は倉庫主任之れを専決す

第六條 共同集積倉庫に於ては毎月一回乃至二回米の種類等級を揭示して共同販賣を行ふ但評議員會

の決議により其回数を増加することあるべし

第七條 産米の預托者は其預入の時又は毎月共同販賣期日以前に其共同販賣をなすべき俵數を決定し之を倉庫主任に申告し置くものとす

第八條 倉庫に預入米を有するもの資金の必要あるときは其時價十分の八を限度とし無限責任玉瀧信用購買販賣組合より何時にても資金の融通を受くる事を得

第九條 倉庫に預入したる米の品位等級は三重縣米穀検査員の検査又は共同販賣米買取人の認定に對し異議を申立つる事を得ず

第十條 共同集積倉庫に産米を預托したるものは毎月共同販賣期日に集合し米撰俵裝の改良又は生産品販賣需用品の購入方法等に關し懇話會を開くものとす

第十一條 共同集積倉庫の事業に對しては村農會長三重縣米穀検査員並に村内特志老農を其顧問とし常に指導監督を受くるものとす

第十二條 本事業の爲め要する經費は當分の内左の資源によるものとす

- 一、倉庫の借入又は設備費の超過せざる範圍に於て村又は村農會の補助を受くること
- 二、共同販賣の成績良好なりし場合に限り参加者の同意を得て一俵に付金壹錢以内の寄附をなさしめ之れを雜費並に役員慰勞手當となす事







④米穀共同販賣廣告

大正 年度米穀共同販賣廣告

一大正 年産米 俵但 正量四斗入完全なる俵装をなし  
三重縣米穀検査所の検査済

内 譯

種 類	等 級	俵 數	種 類	等 級	俵 數
植 山 錦	一 等		竹 成 神 力	二 等	
關 取	全			三 等	
竹 成	全				

右大正 年 月 日競争入札を以て賣却可致候條左記條項御承諾の上入札被成下度候  
 一米の種類等級は見本の通りなるも御望の方は何時にても共同集積倉庫に就きて現品御一覽を望  
 む開札は當日午後 時  
 二現品は佐那具柘植深川放し若くは大字何々倉庫放しと御指定の事  
 三落札者は代價百分の十五以上を契約保證金として即時御差入の事現品は契約の日より七日以内  
 に受渡しを了する事  
 四本村の共同販賣は徳義を旨とし入札保證金を申受けざるに付萬一入札の上違約不正の行爲あり  
 たる時は其人に對し永久取引を爲さざる事を宣言す

右の通りに候也

大正 年 月 日 無限責任 玉瀧信用購買販賣組合

⑤玄米入札書

種 類	檢 査 等 級	俵 數	拾 石 の 代 價
阿山郡玉瀧村大正 年産米入札書 但 米の種類は主たる系統を示すのみ 現品受渡は 釋	植 山 錦 一 等		
關 取 全			
竹 成 全			
竹 成 神 力 二 等			
同 三 等			

前記代金を以て買受申度入札仕候就ては落札の上は御通知に基き契約保證金として代價百分の十  
 五以上を即時納附し現品は七日以内に代金引換にて受渡可致萬一期日を經過したるときは此賣約  
 を無効とし保證金は損害賠償に充當せらるゝ事を承諾の上入札仕候也

住 所







右大正 年 月 日午後八時開札

無限責任 玉瀧信用購買販賣組合

表中赤符とあるは大暑後の米は秋收當時の産地検査等級に比し多少の變質と蟲害を生ずるものあるを免れず就ては信用を維持し取引上の確實を計るを目的とし七月以後の販賣米は凡て再度の検査を受け全く異狀なきものに赤符紙を付し少しにても變質蟲害あるものを無印とし以て其區別を明かにしたるものなり

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a ledger or record book.

日課二式 ○東京府、埼玉、千葉縣視察復命書

林業八〇日 木地業 視察員 同 陵歌郡書記 旭 近 谷本 義 治 同 郡川津村長 同 郡陶村長 上 田 權 三

一、東京府西多摩郡戸倉村事績

戸倉村は東京府の西陲に位し西多摩郡西南を占むる一小山村にして東は秋川を隔て、五日市町三ツ里村に界し西は小宮檜原の二村に隣り、南は盆堀谷、刈寄谷の山嶺を界し、南多摩郡川口村思方村に接し北は明治村に連る廣袤東西二十五丁餘南北一里二十丁餘全面積一千八十九町二段三畝五步南方は、公有林野にして西北亦一帯の私有林あり、林相翁鬱として白晝尙暗きの感あり、而して西南より東北に傾斜し村内より發する盆堀川、刈寄川阪澤川の諸流秋川に入りて、東に流れ村落は此間に介在す、全村を五部落に分たれ大字本郷西戸倉阪十里木の三部落は府道に沿ひたる平坦部に屬し、星竹は秋川を隔て、西北に突出し盆堀は城山を越へて、盆堀川の沿岸にあり總戸數二百二十六戸人口男六百七十一人女六百九十九人合計一千三百七十八人なり



交通の便概して宜しからず、中央線八王子驛(織物の産地)へ四里十二丁青梅線福生驛へ三里三十四丁にして郡役所々在地青梅町へ三里十二丁東京市へは陸路十三里三十四丁の汽車二十六哩九分なり、然れ共道路は近時産業の發展に伴ひ修理年々行はるゝが、故に前記各驛に輸送する貨物は牛馬車の便に依ることを得、又村の物産たる檜杉の角材丸太材其他建築用材等は筏となし、秋川の水利を藉り杉檜皮挽材木炭等を上積となし多く神奈川縣方面に運送し更に同所よりは船積となして、東京方面に回漕するなり、尙村としては産業獎勵上大に交通機關完備の必要を認め夙に其方針を以て、里道は勿論府費支辨道等の修理改修に勉めたるに今や、村内に於ける道路は面目を一新し車馬の交通を見るに至れりと云ふ可なり、

第三、村民の職業、村は山林にして、戸倉村は山間部農村にして耕地に乏しく田僅かに一町五段餘歩、畑四十七町餘歩の外は山林にして、全面積の九分六厘は森林なるを以て、勢ひ林業を主とし寧ろ農業は副業たるの感あり、故に一般村民は一年を通じて、杉檜樹の植栽地、地拵より植附下草刈、該樹の伐採搬出造材筏として、運輸する等の職業に従事し傍ら農業及蠶業等を營むの状況なり、又盆堀部落は毎年十月より、翌年五月迄は木炭製造を業とす尙左に住民の業別を示さん

林業	八〇戸	木炭業	三三戸
日雇	二九戸	東京商業	二戸
		干葉業	一戸
		茶葉業	命書

其他五二戸

計 二二六戸

備考 兼業農家は百三十八戸あり

第四、民風

土地稍々都市に遠かりて、而も山間部に屬し風物一體景勝に富めるが故に此自然に同化して、住民の心自ら質朴純良常に能く勤儉業を修め、彼の華奢に耽り徒らに安逸を貪るが如き、惡風ある莫く隨て郷黨罪を犯し俗を紊るが如き、非行近時殆ど其の迹を絶てるが如き、状態にあり村當局者及先輩の潮勢に應じて益々民心の陶冶を爲さむとし之を導くに、神佛崇敬の要を以てせるに、衆亦深く之に歸依して、心身の修養に努め更に怠る所あらず宜なる哉之を徳として、村内能く長老を敬し能く孤獨を憐み上下和氣謐然蓋し稀に見ざるの樂境として、廣く府下に聞ゆるに至れりと

第五、村治の沿革

戸倉村は明治十一年小學校舎を新築し併せて、學校の經濟を獨立せしむる目的にて、各部落に散在せし村有林の一部を賣却し、全年壹千參百圓を投じて校舎の新築をなし次で、明治十四年更に村有林の一部を賣却し金千六百餘圓を造り年利一割二分にて、村民に貸付け毎月其利子を徴收して、教員の給料其他校費の支辨に充つることとなし、學校世話役三人年次交代にて、其處理をなしつゝありしも、明治十六年頃に至り財界の不景氣は産業の不振と共に一般に大なる、惡影響を與へ爲めに貸付金の利子を滞納するもの續々



生じ學校經費の支拂をなすに差支ゆるの状況に至りたるを、明治十八年村の有力者たる大上田彦左衛門なるもの以上の整理を一人にて擔任し、爾來専ら處理に努めたりしが、全人は當時板垣伯の立憲論に心酔し自由黨として、政黨に關係し地方の重鎮を以て目せらるゝの勢力を有し、地方政治上に貢獻する所不遑代議士の候補に擬せらるゝが如き、信用を博せしも奈如せん、政黨に熱中せし關係と且つ家業として、從事せる商業の失敗(生絲材木商)等に依り、徐々數萬の私産を傾むくるの悲境に陥りしが、明治二十二年の頃に至りては自然公私を混同するの止むなき家計となり、自己保管の村有金を私用に供する、等村政紊亂の端緒は次第に擴張し、明治二十四年に至りては殆ど其極に達せりと云ふ、之より先き村有識の士及青年者は此状態をして永く放棄したらしめんは、村政の紊亂亦收拾すべからざるに至らむことを憂へ明治二十二年町村制の實施を幸ひ之れが、研究を爲すの名目の下に青年會を組織し、三十名内外の會員時々集合して其方法を研究し機の至るを見て、一方整理の前提人心を收攬するの策を兼ね村有志の寄付を募り、參百餘圓を得て消防器具を新調し以て、消防組を組織せり之れ明治二十五年なりと云ふ、然るに同年三月村會議員の選舉あるや之等青年の有力者は當選して、村政に參與することとなりたるを以て、此期を以て時務を改革せんとし、大上田氏に交渉せしに同氏も一具此を整理することを快諾し、有志と共に着手するの運びに至りたりしも、此時自由黨の壯士輩來りて、大上田の身邊に纏ひ同人を籠絡せしが、故に急に態度を變じ折角の合意的整理も遂に破れて、互に相反目するの不幸を見るに至れり、之れを以て青年會は更に有志

の後援の下に内外相呼應して、明治二十六年十月頃村民總會を、小學校内に開き、(1)村政の整理をなすこと(2)整理委員を選擧して、其の衝に當らしむることを決議し、直に委員を選擧し其委員及村會議員は青年會員等應援の下に、愈々其整理に着手し滿一箇年の日數を経、明治二十七年九月之れが終了を見たりと、即ち其結果村有金は缺損其他にて金八百圓に減額せる外、舊負債償還及學校の新築等に金壹千圓を要せしを以て之れを村民に告げ、此壹千餘圓は寄附金を募りて支拂を了し、村有現存金八百圓を其儘基本財産とし保有することとせり、茲に於て多年に亘る本村政の紊亂は、全く整理を告げれば、明治二十七年十月三日小學校々庭に於て安鎮祭を行ひ、村内神社に報告し更に其式場に於て村の申合規約(現今の村是なり)を制定し、(一)村民は共同一致して公共に盡すこと、(二)自治體の意義徹底に努むること、(三)勤儉貯蓄を實行すること、(四)奢侈虚禮の弊風を矯正すること、(五)一月の松飾を廢し羽子板破魔弓、三月の雛人形、五月鯉幟の取遣りを廢し代ふるに金品を贈ることを實行することとなせり

斯くて村民は是迄の苦き經驗に鑑み、村自治體は兎角共同一致以て之に處せざれば到底支持すること能はざるの自覺心を抱くに至り、以上の規約は各自慎重に之を遵守實踐せしを以て、其美風は漸次村内に周知するに至り數年を出でずして、醇朴なる農村に化するを得たりと云ふ、

尙明治二十七年村政整理の際、土地臺帳面は村有なるも從來其所在部落民の占有に委せありて、村として何等の収益を見ざりし林野百三十町歩を、其所在部落に有償にて貸附し、年々相當の貸地料を徴して同年



より向ふ四十箇年貸付の契約をなし、次で明治三十年村有金は從來村民に貸付置くは相互弊害の生じ易きを悟りて之を回収し、時恰も募集せる東京農工銀行株式を引受け、次で其配當を一般歳入に組入ること、なせりと云ふ

明治三十一年村を十七組に分ち(一組十戸乃至二十戸)各組に組長一名を互選し、村役場と村民との連絡機關となせり、即ち村政の周知は勿論統計の調査通報の責に任ずると同時に、村政上或る程度は協議諮問に參與せしむること、せしかば、大に其連鎖を取るの便宜を得、一層村民との融和連絡は密接となり、協同一致の實彌々發揮し、一村一家の如く親み隣保相扶け互に業務に勵精し、公德を重んずるの美風遺憾なく全村を掩ふに至れりと云ふ

明治三十三年迄は尋常小學校なりしを、同年四月より高等科を併置し、教育の向上を計り明治三十四年招魂牌を建て國難に殉せし勇士の靈を慰むると同時に、一般の風紀振興に資し、明治三十七八年戦役に際しては出征者家族の救護並に戸倉新聞を發刊し、毎月二回出征者通信を爲す等慰問に努め、國債の應募軍資の献納等村民は各々其分に應じ、奉公の至誠を致せりと云ふ

明治三十七年戸倉村慈善會を組織し、風俗を害し治安を妨ぐる等有害と認むる諸藝人、押賣、物貰、諸勸化等に施與するを廢し、之に代ふるに毎月一回各戸に義捐函を廻附して、應分投入せしめ其收入を以て村内饑寡、孤獨、疾病、貧困者等を救恤すること、なせり

明治三十八年本村内にある、戸倉村外數箇村入會林野五百三十町歩の内百七十町歩を分割整理したる結果八十町歩を村有林に取得したるを以て、茲に造林條例を設け、村永久經續三十箇年輪伐の基本財産造林を開始す、此入會林野處分に依り肥料用草刈場減じ、堆肥の缺乏を生ずる虞れあるを以て、農家に牛豚の飼育を奨勵したるに現今にても農家中の大部分は、豚を飼養し居れりと云ふ、尙同村にては三十八年より五十五箇年經續にて各種農産物品評會を開催することを計畫し、其出品物を全部寄附せしめて學校基本財産壹萬圓蓄積の事業に着手し、爾來續行し居れりと云ふ

本村は明治三十九年第一回村勢の調査を行ひたる結果、村生産額は金拾七萬六千七百八拾圓餘にして、消費額は拾七萬七千六百貳拾八圓餘、差引金八百四拾壹圓餘、一戸當金四圓四拾錢四厘宛は年々不足を生じ居れるを發見し、永く此儘放棄せしめ村勢は益々衰頽を來すの狀況なりしを以て、更に既定の村是を勵行すると同時に適切なる村是の項目を制定し、實踐窮行以て村勢の發展を希ひ、着々産業の開發と進歩を促し、且つ勤儉貯蓄を鼓吹し其實行を奨勵せし結果、漸次村民の富力増進の傾向を示し、村勢向上の狀況を呈しつゝあり、即ち全村に於ける明治三十九年以來の土地所有者變遷の狀況を見るも、之を推知し得べく殊に最近の同村生産力は金拾八萬七千餘圓にして、消費額金拾七萬貳千餘圓なるを以て見るも、村内に於て年々壹萬五千圓餘の富力を示し居れるを認む



蠶業	三五、〇〇〇圓
農産物	二〇、〇〇〇圓
織物酒	四〇、〇〇〇圓
其他雜産	五五、〇〇〇圓

尙同村にては同年産業組合設立の前提として、村長主幹の下に全村に亘りて貯蓄組合を組織し一日五厘一箇月拾五銭を程度として貯金を勵行せしめたるに、明治四十二年に至りては金千參百餘圓に達したるを以て即ち出資一口拾圓、五箇年拂込の有限責任戸倉信用組合を設立し、産業資金の供給に努めつゝあるが其成績實に見るべきものあり、明治三十九年日露戦役平和克復紀念として、村民の寄附金五千圓餘を以て現在の所に小學校舎を改築し、尙明治二十七年に於て四十年期を以て、各部落に貸付たる村有林野は造林條例に依り村に施設經營することなし、其返還懲應せしに全村民の公共心に厚き、實に未だ二十七年間の利益期間を存するに拘らず、毫も異議を唱ふるものなく快諾して之に應せしと云ふ、之れ眞に全村民が愛村の情切なるを察するに足る、其後明治四十年第二次入會林の整理を行ひ、三百三十町歩を分割したる結果、戸倉村は百二十六町歩を取得し、次て明治四十三年第三次入會林二十二町八段歩の分割整理を行ひたる結果、更に十三町歩を村有林に取得したるが、之れにて本村は土地臺帳面積三百二十二町、實測面積五百四十四町歩の村有林野を造林條例の下に經營せしが、其成績實に良好なりと云ふ

明治四十三年内務大臣より模範村として第一回の選奨を受け、金八百圓を下賜せられたれば之に村有志の寄附金四百圓を加へ、小學校敷地千五百十五坪を購求し、其光榮を永遠に記念すると同時に村民は一層村治の發展に努力することなれりと云ふ、尙之れと同時に從來年々支拂ひ來りし借地料五拾圓は之を村立慈惠醫院設立基金として、年次蓄積することなし、爾來蓄積を實行し來りしが大正二年に至り愈々醫院を設置するの基礎定まりたるに、且つ村有志の寄附金八百餘圓を得たれば、多年の宿題たる村立慈惠醫院を開設、十月一日より業務を始め慈惠救療に従事することなせりと云ふ

尙は本村村治の沿革は各種多々あるも、村政周知及學校と家庭との連絡を計る機關としては、明治四十年以後毎月一回戸倉通信なるものを發行し、汎く村民に配附するが故に能く村自治事務及教育の状況を徹底せしむることを得、又本村は明治三十九年諸税納附申合規約を設け、納期内に納入奨励の方法として納税報知旗を樹立する等、自治の發展に關する施設何れも好成績を示し居れるを認む

要之以上は戸倉村治沿革の大體を記せしに過ぎず、本村は明治二十七年村政整理後不文若くは既定せられたる村是に則り、歴代の村長熱心に之れが實踐躬行に努め、村名譽職員及一同有志等と一致協力村治の發展を圖るに孜孜として努力し、一定せる施政の方針を尊重して易えるなく、一意惠念前任者の計畫若くは方針を踏襲し、益々其進歩を計り自治有終の美を收むるに腐心し居れりと云ふ、殊に本村の美績として特筆すべきは村民舉て制度の趣旨を體し、村公民として自治の觀念に富み、村内の事件は村長として協議する



も或は議員有志者中の一員より協議するも、唯一として圓滿に解決せざるものなく、偶々異議ある場合と雖も、村吏員に於て之れが妥協案を提出するときは必ず之れが協定に應ずる等、村吏員を信頼敬慕し又役場吏員としては村長以下小数の人員なるに、加ふるに村長は家事の都合にて日勤せず、之に反し事業としては造林及其保護管理並に蠶業其他各般の施設等多々あり、往々事務の整理及事業上吏員に不足を生ずることあり、勸業、學務、造林、土木豫防の各委員及組長並に青年會支部長等交々義務的に出勤して、事務の整理並に事業其他村吏員の援助をなす等、模範村多しと雖も他に其類例を見ざる所にして實に優良自治の村民たるを知るべし、尙本村に於て計劃せる基本財産造成事業の如き、豫定の如く着々進捗しつゝあれば、大正十五年頃に至れば其の収入金壹萬餘圓に上り、村費全部を支辨し尙且つ多額の剩餘金を生ずる見込なりと云ふ

第六 自治の組織

村會議員八名、役場吏員は村長(黒山太郎吉) 助役(宮本喜三郎) 収入役書記二人、勸業常務委員一人、土木委員五人、造林委員六人、學務委員七人(内一人教員) 豫防委員五人にして、外に舊慣に依り村内を十七組に分ち之れに組長十七人を置き、各組長村内に於ける統計物の調査、納税の事項、人民への通達諭告等の周知を司り、且つ村治の諮問に參與せしめ居れり、左に爲參考役場吏員の勤続年數を示さん

村吏員勤続年數調 (大正五年四月調)

- 村長 黒山太郎吉 滿九年八箇月
- 助役 宮本喜三郎 滿十二年
- 収入役 萩原角次郎 滿四箇年二箇月
- 勸業委員 木住野多三郎 滿十七年
- 書記 宮本 齋 滿十八年二箇月
- 書記 内倉貞良 滿三箇年一箇月

第七 村治の圓滿

本村治績の擧れる郷黨能く親和し、殊に青年團員及村有志者の一致公共の事に熱心なるの結果に外ならざるも、之れが一面には村長以下役場吏員の適材を得たること、最も與かりて力ありしを認む、即ち曾て前村長を勤めたりし萩原角左衛門氏、現勸業委員木住野多三郎氏、現村長黒山太郎吉氏等一同の至誠能く之をなしたるものと謂つべし、現時の村長黒山氏は村の豪家に生れ、人と爲り温良にして頭腦最も明晰なり町村制實施以來は各種名譽職を歴任し、明治四十一年三月選ばれて村長となり、爾來今日に至る其任にあるや人に接して親切事を見ること公平摯實なるが故に、部下及村民の信頼倍々厚く、左れば村長一度案を立て、事を圖れば百事ならざるはなく、平素村費の節約に意を用ひ年歳役場事務は倍々増加し、殊に近來は造林事業に非常の手續を要するに拘らず、少數の吏員を以て之を支へ、助役以下吏員の如きは殆んど日



暇休日等を全廢して勵精専ら公務の整理を策し、更に倦怠する處あらず、左れば本村の事務は一糸紊れず倍々改善進歩の域に向ひ、村治愈々進んで名聲赫々たるものあるに至れりと、此れ現村長の効勞なりと云はざるべからず、如斯にして上に篤實熱誠の村長あり、之に對し補佐役としては温良なる助役宮本喜三郎氏あり、氏は嘗て書記として村政に従ひ、以來收入役を経て明治三十八年現職に擧げられ恪勤以て今日に及べり、而も勤績十有五年の久しき居常翼々として村の爲めに竭し、熱心懇篤なるが故に村長及村民の信頼も亦厚く、現代稀に見る良吏なりと謂ふべし、此外書記附屬員使丁等に至る迄何れも忠實勤勉喜で其職に従ひ、毫も倦怠するものなく、又村會議員選舉の如き廣く世間の狀況を察すれば、近時競争激しく爲めに村治の平和を紊すもの往々あるも、本村にては未だ曾て競争等ありしことなく、協同一致最も圓滿に公共に熱心なるの士を選舉し來れりと云ふ、此等に徴するも如何に村治の圓滿なるかを推して知るに足るべし。

#### 第八 事務整理

本村自治事務は之を庶務、教育、土木、衛生、稅務、會計、勸業、兵事、地理、統計、戶籍、社寺、慈善救濟の十二に分ち、各項の處理に付ては村長及助役は常に周到なる注意を以て執務整理を遂げ、滯滞を來さざるは勿論村政の充實を期することに努めつゝあり、殊に文書編纂保存の如き各種目に分類し、其輕重に従ひ保存期限を定め、且つ永年、十年、五年は保存書類には何れも冊首に索引を附して便覽に供し、尙各

文書は舉て文書臺帳に登録し、別文書には登録番號を附し以て調査に便す、其他諸帳簿會計の整理等最も可良にして一も其瑕瑾を認めざりしは、當局者の茲に意を用ゆるの多大なるものあるを察するに足る、尙本村は明治三十九年以來村經濟調査を續行し、尙統計調査に重きを置き人口、戶數、耕地段別、生産消費、諸稅額及各種貯金等一村の盛衰を査察し、村施政方針確立の參考に資せり、本村各般事務の改善發達を致せる蓋し所以なきにあらず

#### 第九 教育

本村小學校の設置は明治六年隣町五日市町と聯合建設開校せしに始まり、同七年分離し更に明治二十六年に増築工事を行ふと共に、戸倉小學校と改稱したるが明治三十三年時の村長黒山氏就職するや、教育の向上を期する一日も忽にすべからざるを思ひ、多少尙早の論者ありしを排し高等科を併置すると同時に、又増築工事を行へり、然るに時代の要求は益々發展して到底改築をなすの餘義なき時機に達せしを以て、前に陳たる如く明治三十八年日露戰役平和克復紀念として、金五千圓を投じて現今の處に改築せしものなりと、而して現今學齡兒童は男百二十人女百二十八人計二百四十八人にして、内高等科生徒男二十六人女十三人計三十九人なり

圖書館は明治三十七年一月小學校内に開設し、各種通俗教育に資する農業、蠶業、林業、商業、工業及精神修養上の圖書及普通法典に關する圖書並に雜誌を備付、一般に閱覽せしめ居れり



青年男女補習教育 明治二十七年戸倉青年團主催の下に、村小學校長及訓導其任に當り夜學會を開設し來りしも四十四年に至り、東京府令に基き戸倉實業補習學校を設置し、之に入學修業せしむること、せり、而して女子補習教育は明治三十八年一月淑女士會なるものを設立し、毎週土曜日に女子に必須なる科目を教授し居れりと云ふ、而して青年補習學校は毎年十月より翌年三月迄を一學期とし、毎週月、水、金の三日間授業し、學級を甲部乙部研究部の三に分ち、甲部は高等卒業生及之と同等のもの、乙部は尋常科卒業のもの、研究部は中學校卒業生を以て組織し、每學期四十八乃至五十八の青年團員を入學せしめ居れり、女子部に於ける淑女士會は、學校卒業生及中途退學者混同にて裁縫、割烹、禮儀作法及修身を教授す會員は毎々四十名位なりと云ふ。

村教育會事業 事業多々ありと雖も特記すべきは毎年一回秋氣總會を開き、同時に大運動會を開く、此運動會は小學校、青年團、在郷軍人團、村民一同聯合して毎年十一月中旬舉行す、此日は村民の最も快樂とする日にして青年團員及生徒等は前日より其準備を爲し、當日は午前八時より種々の競技を開始す、午前十一時頃より教育會總會を開始し、毎年善行者の表彰を行ひ、男子には羽織（杉檜の葉を交叉したる中に表彰文字を記す）女子には絹布一反を授與す、併も當日優待案内すべき七十歳以上の高齢者中七十七歳のものには座蒲團、八十歳のものには綿入布子を寄贈す、高齢者には此運動會に於ける青年子女活動の状況を觀覽せしむると同時に牡丹餅、甘酒、口取、折詰等を饗應す、總會閉會後一般のものに辨當を供し運動會

は午後四時に終る、之を終ると同時に青年團員主催となり茶話會を開き、當日活動の状況を批評して解散す、此運動會は戸倉村民の一致共同事に當るの士風涵養上大に好果を治むと云ふ、尙教育會は經費を支出し學校記念日たる十一月二十八日には毎年主婦會を開く、即ち主婦は年中家庭に在りて家事を司り兒童の教育等に任ずるも社會の風潮等に接するの機會尠きを以て、之等新智識を注入すると共に、家庭に於ける兒童の躰け方を訓へ及慰問等を意味するものにして、午前式を擧げ之等の主趣を郡長、村長、校長其他來賓より講話し、午後は參與園遊會の娛樂を供し、一日を最も愉快に樂ましむ、而して此は明治四十三年より開始せしものにして其効果尠からざるを認むと云ふ

#### 第十 勸業

本村は耕地に乏しく僅かに田一町四段歩、畑四十七町歩に過ぎざるが故に、所謂小面積より以上の収入を得ざるべからず、此に於て明治三十八年より普通作としては、五十五ヶ年繼續事業として各作立毛品評會を起し作附田畑全部を出品地と見做し、審査するを以て各自競争的に注意し、播種肥料手入等周到にして効果頗る大なるものありと云ふ、尙本村は蠶業最も盛なるを以て年々田畑を桑園に變ずるの傾向あり、調査せしものを見るに明治三十八年に比し、大正三年には田畑五町八段七畝歩を桑園に變換し居れり、亞て蠶業の發達を奨励せん爲には三十八年より繭品評會を企て、年々開催し居れるか一方其出物を寄付せしめて教育基金を造る目的とは是亦大に奏効し、蠶業の如き大なる進歩をなし、殊に繭質の改良亦大に見るべ



きものありと云ふ、尙ほ本村は林業地なるを以て去る明治三十八年、村有林に乙種部分林の制を設け村民中々産以下のものに三人以上團結造林組合を組織せしめ、杉檜樹の植栽を奨励し、併て私有林の造成を促す等此方面に全力を注きたる結果、全年以來大正三年末に至る約百萬本餘の増殖を見るに至り、尙益々増加の傾向あり、尙本村にては公有林中村直營にて造林せるもの二百町歩、部分林制度の造林二百町歩、天然林約百四十五町歩にして、此等公有林野に對しては造林條例に依り毎年三万本宛を植栽し居れり、左に最近現在の直栽面積を擧示せし

森森植栽面積

種別	箇所	面積	備考
公有林	五	四〇〇、四 <sub>反</sub>	面積の三分は杉檜にして他は薪炭材
社寺有林	二四	一一、四	面積の九分は杉檜なり
私有林	四七	五五二、〇	面積の七分は杉檜にして他は薪炭材

備考 公有林、社寺有、私有林共凡て夫々造林の方法確立し、施業能く行届き荒廢の箇處更になしと云ふ

信用組合 本村は曾て信用組合組織の議ありしが、明治三十九年に至り信用組合組織の前提として、一日五厘一ヶ月拾五錢の貯金組合を創立し、明治四十二年九月其貯金壹千貳百圓を以て有限責任戸倉信用組合を組織し、産業資金の融通と貯金の便宜を計り、殊に本村信用組合は産業組合法の趣旨に則り、小民保護の政策に副ひ、最も圓滿に且つ順潮に發達し、成績最も可良なるを認む

村農會 本村農會は信用組合と相提携して産業の發達を努め居れり、殊に事業として穀物及肥料の共同購入を行ひ、可成低廉の日用品を供給し副業の奨励としては、各種糞細工等を奨励せしことあるも元來本村は林業地にして一般民之に携どり、星を戴て出て月を踏て飯ると云ふ如き、終日の勤勞あると尙雨天と雖も下草の刈取其他夫々の勞働に従事し得るが故に、遂に副業奨励は普及を見ずして止みたりと云ふ

第十一 衛生

本村は明治三十年赤痢患者三十餘人、同三十六年又十餘人を生し、多額の傳染病豫防費を支出したる爲め村費戸數割の負擔に苦しみたる結果、一般村民に大なる自覺を興へ清潔法の普及は先以て周到と云ふを得へしと雖も、村内に醫師なきを以て常に他町村より招聘せざるへからざる等、大に不便を嘆しつゝありしを以て村有志は夙に村立慈善醫院を設立すべく企圖し、村立慈善會を設立し、施設事業の殘餘金を積立て其目的を達せんとせり、然るに明治四十三年内務省より下附金八百圓と、有志者の寄附四百圓にて小學校敷地を買入れたる爲め、從來支拂たる敷地借料五拾圓宛を醫院設立の資本として蓄積することとせり、然も



此事業に對しては篤志者の寄附するありて、大正二年には其蓄積金七百五拾圓に達したれば之より生ずる利子金六拾圓と、更に冠婚葬祭出生等の場合に膳部一人に對し、金拾錢以上の寄附をなすこと等を協定し是又年々六拾圓内外の収入を見るに至りたれば、村有志は愈々茲に醫院を設立すべく協定し、直に寄附金八百餘圓を得之を以て、家屋の修理醫用器械の購入其他の設備を急ぎ、大正二年十月一日より醫員を聘して開院せりと、今其開院當時の模様を聞くに當初は村民負擔の程度を參酌し、五等に分ち（末等は無料施療とし）藥價徴收の制度を執りしも、藥價の徴收は事業に於て困難なるのみならず、其成績不良なるを以て現今は一等より七等に分ち、人口負擔とし毎月一等一人に付拾錢宛、二等六錢、三等五錢、四等四錢、五等參錢、六等貳錢、七等壹錢を徴收するの制を定め、毎月四拾餘圓の徴收を見成績良好なり、如斯にして年收入金七百圓内外に達するを以て、村費より實際支出する額は年貳百圓を過ぎずして能く醫院の維持を完ふすることを得へしと、尙村内篤志家和市勘一郎なるものか桐苗二本宛を毎戸に無代配附し、成木の上は一本を醫院基本金として寄附せしむるの舉あるは、考案面白しと謂ふへし、一般衛生に就ては豫防委員五人を置き毎戸の清潔法施行に従事せしめ居れり、又種痘其他一般衛生等遺憾なく行届き、傳染病の發生等近來非常に稀なりと聞く

## 第十二 矯風獎善

本村舊幕時代の遺風たる五人組制度今能く行はれ、隣保團結冠婚葬祭其他吉凶相慶し相憐み、親交實に一

家の如く普く全村に及ぼすあり、亦村民は常に公共心に富み温厚篤實眞に純良の民たるに背かず、實に理想的一村たるの感あり、然れ共聞く處に依るに一時は村民の美風稍荒り怠惰にして飲酒の惡風に染み、祖先傳來の財産も平氣に賣却し、節約の美風を失し所謂江戸氣質の惡風瀾蔓せしかは、村有識者大に之を憂ひ漸次其弊風を打破すべく感化誘導大に努め、勤儉の美風を獎勵せしかは其蠻風も次第に矯正することを得、今や前陳の如き温良淳朴なる氣風全村に亘り、勤勞にして節儉なる民に化せりと、而して本村は明治二十六年村内申合規約を以て子女出生に付ての祝、即七夜、一月、三月、五月等に羽子板、弓、人形、鯉幟等を贈るを廢し、代ふるに有益なる金品となし、一月の松飾を廢して國旗に代へ、又葬式其他佛事祭事に酒を用ひさること、冠婚も凡て華奢虚禮に流れさる様五人組のもの能く監督し、可及的節約質素に努め尙本村民は凡て共同一致公益に盡すこと、勤儉力行以て貯蓄に努むることを規約し、各自能く遵守實行し居れり、又明治三十六年に至り更に規約の一部を改正し、押賣、物賈の諸勸化事に施與することを禁し、代ふるに毎月一回義捐函を廻し、應分の金錢を投入せしめ一ヶ月貳圓乃至參圓の金錢を得、貧困者及疾病者等を救濟し、殘餘あるときは之を蓄積利殖して慈惠病院の維持費又は地方改良費に充用し居れり、尙本村には獎善の方法として明治四十一年以來、毎年十一月教育會總會の際善行者の表彰を行ひ、相當の優遇を爲せり、而して明治四十一年以來大正四年迄の表彰人員は、實に二十七人の多數なり、其他地方改良事業としては犯罪人なく、私生子の出生等掛く諸集會等に於ける時間の勵行能く行はれ居れり



生計状態及中等農家一ヶ年生計調

- 一、食物 上 麥四半六、中半四分、麥六分、下五分可
- 二、衣服 上 流絹交織を用ふ
- 三、住居 蠶室兼用のもの多し
- 四、冠婚葬祭費
  - (イ)嫁取費 (ロ)嫁遣費 (ハ)出産祝費 (ニ)節句費
  - (ホ)祭禮費 (ヘ)建築祝費 (ト)帯祝費 (チ)葬式費
  - (リ)沸回費 (ヌ)特需品費

結婚納	上	五拾圓	中	貳拾五圓	下	五拾五圓
供養	上	參百圓	中	九拾圓	下	拾八圓
祝儀	上	拾五圓	中	五圓五拾錢	下	壹圓五拾錢
雜費	上	參拾圓	中	貳拾貳圓	下	五圓
計	上	參百九拾五圓	中	百四拾貳圓	下	參拾九圓五拾錢

道具	上	六拾五圓	中	貳拾五圓	下	拾貳圓
衣類	上	參百五拾九圓	中	百七拾圓	下	參拾八圓
贈物	上	貳拾五圓	中	八圓	下	參圓
祝儀	上	七圓四拾五錢	中	參圓	下	壹圓貳拾錢
雜費	上	拾八圓	中	七圓	下	壹圓八拾錢
饗應費	上	七拾圓	中	參拾圓	下	四圓五拾錢
計	上	五百四拾四圓	中	貳百四拾參圓	下	六拾圓五拾錢

婿取費は嫁取費の一割増とす  
 婿遣費は嫁遣費の二割減とす

出産祝	中	五圓				
衣類	上	拾八圓	中	九圓	下	四圓
饗應費	上	拾五圓	中	拾圓	下	參圓
雜費	上	八圓	中	五圓	下	壹圓
計	上	四拾壹圓	中	貳拾四圓	下	八圓



贈物	上	拾參圓	中	七圓	下	參圓
饗應	上	拾圓	中	五圓	下	壹圓五拾錢
雜費	上	參圓	中	貳圓	下	五拾錢
計	上	貳拾六圓	中	拾四圓	下	五圓
饗應費	上	五圓	中	參圓	下	壹圓
雜費	上	貳圓五拾錢	中	貳圓	下	五拾錢
計	上	七圓五拾錢	中	五圓	下	拾五圓
饗應	上	九拾五圓	中	四拾五圓	下	貳拾圓
祝儀	上	拾五圓	中	七圓五拾錢	下	壹圓五拾錢
雜費	上	拾壹圓	中	七圓	下	六圓五拾錢
計	上	百貳拾壹圓	中	九拾九圓五拾錢	下	貳拾八圓
衣服	上	五拾貳圓	中	貳拾四圓	下	六圓

饗應	上	參拾圓	中	拾八圓	下	貳圓
雜費	上	七圓	中	五圓	下	壹圓
計	上	八拾九圓	中	四拾七圓	下	九圓
野道器具	上	拾八圓	中	六圓	下	壹圓八拾錢
饗應費	上	參百圓	中	七拾圓	下	拾圓五拾錢
雜費	上	貳拾參圓	中	四圓七拾五錢	下	貳圓貳拾錢
計	上	拾五圓	中	八圓	下	貳圓
贈物	上	百圓	中	五圓	下	壹圓
計	上	參百六拾六圓	中	八拾參圓	下	拾七圓五拾錢
法會費	上	五拾圓	中	拾貳圓五拾錢	下	六圓
雜費	上	八圓	中	五圓	下	貳圓
墓碑	上	貳拾五圓	中	拾五圓	下	四圓五拾錢



計

上

八拾六圓

中

貳拾五圓五拾錢

下

拾參圓

三四四

第十三

八青

年

會

本村青年會は明治二十二年村政紊亂に際し、之を整理すべく村有爲の青年を糾合し、三十餘名にて青年會を組織せしに創立、爾來變遷多く時に盛衰ありと雖も本村治上には大に貢獻を爲す處あり、明治二十七年には俱樂部を建築して、武術及夜學を開始し、各自の人格修養に努め、以來毎年夜學部を置き十月より翌年三月迄補習夜學を爲す等、各方面に亘りて修養怠りなし、明治四十年該俱樂部は村へ寄附し教員住宅に充てたるを以て本團事務所は目下小學校に移せり、本村青年團は明治四十三年三月二十五日補習教育の成績顯著なるの故を以て文部大臣より選奨せられ、金參拾五圓を下賜せられたれば、團員一層奮勵して二町歩の記念基本林を作りて杉檜一萬一千本を植付、又模範桑園を作りて桑樹の試験を行ふべく山林五反歩を開拓して之を實行し、現今六拾圓内外の收入あり、其他共同作業として村經營林の下草刈取道路の改修々繕等種々あり、

右の外公益團體の活動として見るべきものは主婦會、淑女士曜會、衛生會、軍人會分會、消防會等數種あるか何れも教育會、青年會等と相提携して地方改良上大に發展し居れるを認む

### 一、千葉縣山武郡源村事績

#### 第一 地勢及面積

源村は山武郡の北隅に位し、大字上布田、下布田、極樂寺、武勝、瀧澤、酒藏、三ヶ尻、雨坪、植草の九部落より成り、北部一帯が下總に接するの外は同郡の村落と相接界し、面積千百四町歩、内耕地四百十四町歩、山林六百五十八町歩、宅地及雜地三十二町歩を有する僻陬の農村にして、戸數三百二十八戸、人口千九百四拾六人なり

#### 第二 交通機關

山間部に於て交通頗る不便の村落なるも、聞く所に依れば縣里道は近く隣村に迄達し居れるを以て、今明兩年中には村の中央極樂寺貫通するに至るへしと、尤も總武線鐵道開通せし爲め東は一里餘にして日向驛に、北は一里十八丁にして入街驛に通するに至り居れり

#### 第三 村民の職業

住地山間部に屬する爲ならん、住民輕佻浮薄の風なく、質素淳厚にして物質的進歩に附隨する弊を認めず職業としては農業九歩〇厘、商工業一步、副業としては林業蠶業を主とし、家禽家畜之に亞く、左に住民の職業別を擧げん

農	業	二八八戸
物品販賣業		一二戸

三四五



製造業	一戸
理髮人	二戸
運送業	五戸
旅人宿	四戸
其他	六戸

#### 第四 民風と村治の沿革

村民一般公共的念慮に厚く、理事者の精勵と相俟ちて村治の眞美を擧ぐるに勉む、聞く所に依るに曩きに小學校維持記念基金の積立を企圖するや、村民の篤志能く毎戸拾圓以上壹千圓以下醜金をなし、敢て之を辭するものなし、其他住民の團結固くして各種申合の如き只一として行はれざるなく、或は學校生徒の入退學に際し、或は冠婚葬祭等に際し之れか冗費を節して寄付を爲さしめ、斯の如き零碎の資金今や積て貳萬九百餘圓に達せり、又別に有志者相謀り更に寄付金を募集して、村及學校基本財産を造成せんとし借地をなし、部分林を設け之より生ずる収益は全部基本財産として編入し、其他傳染病隔離病舎の設置道路の改修等に醸出に依らざるなく、近くは七千餘圓を投して森嚴の感想を興馳せしむべき二階建校舎の増築をなし、教育學事の成績亦見るべきもの尠からず、而も學齡兒童の就學出席歩合の如き最も良好なり、殊に視察員一同か感せしは小學校に植物園及附屬學校林を附近に設け、生徒の博物學及草花栽培の思想を養

ひ且つ造林の趣味に馴れしめ、圖書館を設置して日新の智識を注入し、巡回文庫に依りて居常研學の便を與ふる等殆ど至らざるなく、又村教育會、戸主會、婦人會、青年會等各種公益團體の團結ありて創設以來其久しきは二十餘年に及ぶものあり、此等の團體は相互に時を期して會同し、以て上下の間に疏通を計り能く矯風獎善の事に勉め、其實蹟極めて顯著なるものあり、殊に大字極樂寺部落にある戸主會は輯睦會と稱し、明治十三年の創立にして既に基本金を積むこと四千餘圓に及び、或は低利にて部民に資金を融通し或は青年修身會の經費を補助し、或は善行者表彰の爲めに大金する等事績大に見るべきものあり、又産業上の施設としては米麥作改良勵行組合あり、村農會と並立して互に連絡提携し、其他養蠶に養鶏に各々其發展を講究するに腐心し、農事の成績亦顯しく千葉縣農會の選奨に入り、優勝旗を授與せられたりと、爾來住民は共同一致倍々農事の進歩發展に努め、現に耕地を整理し居ること實に百二十餘町歩、既に第一期の工事を完成すると共に、溜池を設けて旱害に備へ、勤儉貯金組合を起し學校生徒をして集金せしめ、今や其貯金額六千六百餘圓に及び居れり、而して又明治三十七年には納稅組合の成文規約を設けて毎徵收期收納の準備を確立して有事の日に供へ、爾來國縣村稅を通し一人として失期するものなしと、又本村は元九部落より成れる自治体にして村社九社を有し、其祭禮各區々なりしか敬神の上に於て統一の上に於て將た村經濟の上に於て之を統一するの必要を認め、祭禮を一定日に改め美衣飽食の弊を絶たしめ、村會の議事は毎々靜穩にして皆一定の時刻に參集し、流會を見たること一回たになしと云ふ、内務省選奨當時の村



長たりし山本八三郎氏は明治三十六年村長に就任、爾來一意専心村治の改善發達に努むる所ありしか、任期満了と共に當時株式會社瀧澤銀行事務取締役たりし、今井惣作氏を推舉して村長となし、其部下吏員並に當時小學校長たりし井口義十郎氏と共に、亦能く村長を補佐して銳意村治の改善發達に努めたる結果、明治四十三年内務大臣の選奨を得、全國優良町村の列に入り金八百圓を下賜せられたるものなりと、而して其下賜せられたる金圓は直に表彰記念として基本財産に組入れ、前述村民の應分寄付金と併せ之を以て土地買入及殖林經營の資に充て、目標を樹て若し一朝國家有事の際にありては、之れか立木代金を献納せんと、茲に和衷協力、力行奮進の起誓を爲したりと、斯くの如くにして自ら風俗淳朴村民は各々其業務を安じ敢て名利の巷に走り輕浮射倖に入らんとする如き薄志者なく、此を以て村民中善行寄附を以て稱せらるゝもの實に尠からず、左に録する篤志者の如き實に聞くも心地よき美談にして、一は己か戸主中日常の費用を節約して財を蓄へ、遂に金壹千圓に達するや進て學校基本財産に寄付し、一は禁酒禁烟をなし、力行八ヶ年にして六百餘圓を得、之を村青年會に寄付し、一は又寄行往々衆人を驚かし其家産極めて貧なるに多年拮据勵精し、漸く僅かに居を安するを得るに至りては連りに勤儉貯蓄を隣保に唱導し、自ら能く清貧に晏如として數多の提灯と傘を備へて、行旅に苦しむものあらは直ちに出して之を貸與し、敢て其返付を意とせず、又學校役場の周圍は自ら請ふて常に其清掃に努め、其他善行概ね斯の如く部落選奨の規程に依りて善行第一として常選し、居常晏如たる性格實に範示に値せりと、尙源村民は一般に公共的事業の爲め

にする寄付に吝ならず、近く前後三回に於ける校舎の副築、村役場、駐在所の新築寄付の如き千七百有餘人の勞力と參千六百餘圓の金圓、其他多數の材料か村民の寄付に出たるに徴しても、其平素を窺知することを得へし、源村の今日ある寔に故ありと云ふべし

## 篤志者

## 一、山本熊三郎氏、村家産等級五等

右は戸主中に於て節約金壹千圓を蓄へ、村教育事業並に救恤費に寄付せる區長なり、尙全氏は隱居後善行者表彰基金として金壹千圓を寄付せりと

## 一、猪野貞五郎、村家産等級二等

右は自己か性僻にて嗜好する酒烟草を禁し、八ヶ年間蓄積して六百圓を得、村青年會に寄付せりと

## 一、戸由長太郎、末等にして無資産なり

右は清貧に晏如として寄行善行能く村民に範たりと

## 第五 自治の組織

本村會議員は十二人にして外に區長及區長代理者あり、役場吏員としては村長井野力太郎氏（本年六月就任）助役兼收入役井口義十郎氏、書記布留川才司氏、書記山本多一氏の四人にして、何れも忠實勤勉以て村政整理に努力し居れりと、尙村小學校學務委員等の勤務狀況を調査するに、實に制度の趣旨に則り各々



其の職に勵み他に類例を見ざる勤務振なりし

三五〇

#### 第六 村治の圓滿

本村治績の擧れる郷黨能く親和し、一致公共の事に熱心なるの結果に外ならざるも、之れか一面の理由は町村制實施以來村長、助役以下村吏員の適材を得たること最も與かりて力ありしと認む、乃ち曾て前村長を勤めたりし(内務選奨當時村長)山本八三郎氏、前任村長今井惣作氏、元全村小學校長にして現任助役兼収入役たる井口義十郎氏及現任村長井野力太郎氏等一同の至誠能く之を爲したるものと云ふへし、聞く前村長山本八三郎氏は全村の舊家に生れ、人と爲り温良にして頭腦極めて明晰なりと、氏は明治三十三年四月助役として就任し、全三十六年五月村長に歴任し、全四十年再び助役となり、大正四年四月三十日病氣の故を以て退職せり、氏其任にあるや人に接し親切事を見ること公平擊實なるか故に、部下吏員及村民の信賴倍々厚く、又平素村費の節制に深く意を用ひ、年歳役場事務は世の進運に伴ひ、倍々増加するに不均少數の吏員を以て之を支へ、日曜の如きも殆ど之を全廢して勵精専ら公務の整理を策し、更に倦怠する所なく、左れば本村の事務は一糸乱れず倍々改善の進歩の域に向ひ、村治愈々進んで名聲赫赫たるものあるに至れりと、此れ山本前村長の功勞なりと云はざるへからず、如斯村元老としては篤實熱誠なる山本氏及今井惣作氏あり、現任村長井野力太郎氏亦名望家にして信用村の内外に厚く、衆望を負ふて本年六月現職に就く、補佐役としては温良なる助役井口義十郎氏あり、氏は古くより多年全村小學校訓導又は校長とし

て教職にありしか、大正四年六月一日山本氏の後任として現職に擧げられ、恪勤以て今日に及へりと、而かも氏は収入役の事務を兼掌し、納税及會計の整理等其成績誠に顯著なるものあり、居常翼翼として村の爲めに竭し、熱心懇切なるか故に村長及村民の信賴亦厚く、現代稀に見る良村吏なりと信す、其外書記及使丁に至る迄下僚一般何れも山本前々村長及井口現任助役の感化を受け、忠實勤勉喜て其職に従ひ毫も倦怠する所あらずと、又村會議員及區會議員に於ても毫も黨派軌轢等なく、村民亦最も輯睦なりと云ふ

#### 第七 事務整理

村役場廳舎は御大典記念事業として建築せしものにして、之に要せし經費金貳千八百餘圓と七百有餘人の勞力とは全部村民の寄付より成り、大正四年七月一日新築落成せるものにして、輪奐固より美なりと云ふにあらざるも、位置約村の中央に在り、事務室、會議室、小使室、宿直室、應接室、物置書類藏庫等備はりて納税其他各係に屬する用件は、内庭土間より之れを便するを得べく、執務の便耐久の堅共に完し、村長以下吏員執務の状態を見るに紀律整然として乱れず、其事務を處理するや、綿密周到にして、而も正確なり文書編纂の如きは各種目に分類し、其輕重に従ひ一年五ヶ年十ヶ年永年の四類に分ちて保存し、文書中成規定例統計に關するものは之を別綴となし、其の改廢の跡を明かにし且つ五年十年及永年保存書類には冊首に索引を付して便覽に供し、尙此れ等文書は凡て文書台帳に登録し、別に文書には登録番號を付して以て搜索に便す、其他諸帳簿會計の收支等整然として一も其瑕瑾を認めざるは、村當局の茲に意を用ふるの

三五二



多大なるものあるを察するに難からず、常に整理斯の如きものあるのみならず、事を處するや敏活にして常に諸進達報告類の遲滞を來せし跡あるを認めず、尙毎月臨時處理を要する件名は各係及村長に於て各々揭示板に掲記し、之れに依りて處理せる等期限恪守に留意するの深きものは感すべし、此外本村には近時統計調査に留意し、人口、戸數、耕地反別、生産額、諸納税及其他の消費歳入出豫算の就學出席の歩合、各種の貯金、各種團體の人員及軍人數等尙も村内の狀況は細大漏らさず之を登載し、以て一村の盛衰を查察し、村施政方針確立の参考に資し居れり、本村各般事務の改善發達を致せる、蓋し故なきにあらざるを信す

## 第八 教 育

本村小學校は尋常高等併置にして生徒數は尋常科二百七十八人、高等科五十五人を六學級に編成し、正教員六人、准教員一人を以て擔當し居れり(俸給平均支給額は拾九圓)尙ほ外に去る明治四十三年より女子の爲にする補習學校を附設し、別に代用教員一人をして生徒四十七人を擔任教授せしめ居れり、出席歩合を見るに尋常科に於て一ヶ年中最も少きは九十五人二分六厘、最も出席多き月は九十八人四歩六厘、高等科にては最も多き月は九十九人七歩七厘の成績を示し居れり

本村小學校に就ての方針を聞くに、第一兒童の健康狀態を進むるに留意し、現代に適應せる活動的國民養成手段としては先づ教員の心身を強壯にし、生氣滿々たる資質たらしめざる可らずとして、常に職員

の健康狀態に留意し、本縣下各郡にある如く職員の遠足運動及各區組合体育獎勵會を開催し居れるか、毎年少くも二回、多きは五、六回之を行ふと云ふ、又職員の精神修養の方面にては、毎年縣下及東京地方に開催せる夏期講習會には可成職員を分派し、歸校後必ず報告會を開きて相互得たる處の智識交換に努めしめ居れり、尙社會教育は頗る能く普及發達し居れるか、就中青年會、婦人會、處女會、在郷軍人會は各々其目的と方針に則り、着々進展に努め、成績の見るべきもの尠なからず

(一) 青年會と學校、小學校を村内の青年集會所となし、毎年或る時期を除き夜學會を開催し居れり

(二) 青年會と農會、米麥立毛品評會を青年會の事業とし、村農會指導の下に一切の共同動作審査事務等に從事し居れり

(三) 青年會と軍人會、從來は軍人の多くは青年會員なるか故に、事業は相共に提携し殆ど共同經營の狀況により殊に講習講話等は毎回合同して之を實施し居れり

(四) 婦人會と處女會、此れ又相提携して婦人道德の向上と風紀の改善に注意し、春秋の二回は講師を聘して精神修養に關する講話會を開催し、尙婦人として心得べき衛生、家事、裁縫等の講習會を開催して修養に努め居れり

(五) 村教育會と學校、村小學校と連絡を計り源號の發行、學校教育及社會教育の改善並に學齡兒童の保護に努め居れり、尙源號は村内各種の事項、統計富力盛衰の狀況等を記載して普く村民に配付し、教育行



政の意思機關たると同時に、村民周知機關として最も適切なる雜誌なるを認む

(一) 造林

村全面積の六歩即ち六百五十八町餘歩は山林を以て占む、而して其一小部分の放任林を除くの外は松又は杉を造林し、現に林相鬱蒼たり、殊に地味は杉樹に適し總武鐵道開通以來は價格昇騰し、従て植林の思想自然に増進し、寸地たに空くせず林相亦年次面目を改めつゝあり、尙村としては造林を奨励せし爲め苗木代は村費を以て支辨し、勞力のみを部落民をして提供せしめ居れり

(二) 米麥作改良と産米改良會

- (イ) 千葉縣農會より特別指導を請ひ、産米改良會を設け地主小作人共同の利益を計らんとし、講習講話會並に各種農産物品評會を催して之れが改善に努めむとし、左の申合規約をなし居れり
- (ロ) 地主小作人間の融和親善を計ること
- (ハ) 農事改良上地方團體及縣郡村農會の事業を幫助すること
- (ニ) 小作人の保護奨励を計ること
- (三) 耕地整理事業

本村は山間部に屬する村落なるが故に、古來水田多く四圍の山林よりは冷水湧出し、而も深泥身を及する箇處尠からず、隨て生育不茂米質亦不良なりしを以て之れが改良を圖らむか爲め、明治三十八年縣農會に之れが設計指導を申請し、全四十年三月第一期工事として田百六町七反七畝歩、畑五畝歩、溜池六反七畝歩の工事に着手し、既に之等工事を完了し現今第二期工事として村内百二十餘町の整理に着手進行中なりと、此點より見るも本村産業の進展亦之を推知するを得へし

(四) 勤儉貯蓄

村民は勤儉産を興し治村の副利を増進し、併て子孫安榮の計をなすべく、明治三十六年一月を以て勤儉規約並に郵便貯金規約なるものを結び、之れが勵行に努め、而して集金の方法としては小學校生徒に各擔任區域を定めて帳簿及鉛筆を與へて之れを集金せしめつゝあり、現在に於ける貯金人員村内三百五十六人にして、其金額四千貳百八拾八圓餘なり(大正五年八月末日現在)

(五) 金融機關

(イ) 村民の金融機關としての瀧澤銀行あり、瀧澤銀行は明治十九年二月村内有志者十六名合同出資の下に貯蓄社なるものを設け、一般公衆より一口拾錢以上の預入れを奨励せり、其目的とする所は情實の多く纏綿する個人貸付の不利を避け、一面には細民に對する貯蓄の便法を設け、貯蓄心を涵養せむとするにあり、此の貯蓄社は實に現在の瀧澤銀行の萌芽にして、超へて明治二十二年二月全社を株式



組織に變更し、資金壹萬圓を以て瀧澤銀行と稱し、翌二十三年一月業務を開始したるか漸次發展して増資の度を重ねること四回、現今の資本は金拾萬圓を以て營業を爲し居れり、其銀行の現状左の如し

	株	定期預金	當座預金
村内	七六、八五〇 <sub>円</sub>	五五、七二三 <sub>円</sub>	七、〇八六 <sub>円</sub>
村外	二二、一五〇	一九、三七九	四、一〇二

右表の如く資金及預金の大部分は村民の蓄積に係るものにして、之れか放資の方面を調査するに开は村内のもの至つて稀少にして寧ろ其大部分か他町村民なるを見るも、村財政及村民經濟の度之れを推知するを得へし

(ロ)上布田信用組合

上布田信用組合は明治二十六年一月十日、同區の有志者二十八人の協議を以て村社の修繕並に勸業土木等の費用に充當せんとし、共有財産たる林地を賣却して得たる代金六拾五圓を土臺金とし、之を基礎として尙各自ら醸出を以て基金を造成するの計畫に定め、明治三十年一月より毎年二月五拾錢以上宛を蓄積すること、なし、區長管理の下に利倍増殖に努め遂に明治三十七年十二月に至りて金壹千貳

百七拾七圓餘に達したるを以て、關係者へ此資金を土台として産業組合法に依り、源村上布田信用組合を創立し、明治三十八年四月認可を得て諸般の手續を了し、全年七月十一日業務を開始せりと、爾來隆々して逐日發展の域に向ひ、現任山本理事長の如き創立以來繼續其任に當り、熱心之れか經營に勉め居れり、尙組合は副事業として左の如く勤儉力行規約なるものを締結し、之れか實行を計り居れり

- 一、組合員は至誠勤勉を旨とし奢侈華美の風を絶対に相戒むべし
- 二、組合員は信義を重んじ、相互に交誼を厚くすること
- 三、組合員は公會其他各種の會合に於ける時間を確守し、出席退場等の規律を正しくすること
- 四、組合員毎日繩五把以上を組合事務所に持參し、共同販賣して貯金をなすこと  
但し繩に差支へるものは鶏卵五箇以上を持參し、尙鶏卵に差支へるものは金拾錢以上を持參する

五、前項に依り蓄積したる貯金は、大正十年十二月迄必ず拂戻を爲さるるものとす

右各項確守の証として組合員一同記名捺印するものなり

(八)九合社

九合社は前記信用組合と相呼應して經濟と道徳とを併進し、以て村民の資源を富まし徳を高からしめむか爲め、各大字毎に信用組合若くは報徳團體を設立するは、村是として積年の希望なりしか、四十



一二年の交に於て屢々村有志者と會合し、反覆熟議を重ねたる結果九合社なるものを設置せり、九合社とは左記社則に示す如く報徳主義の結社にして、信用組合と共に農業資金の供給をなし、農民永安の基礎を確立するに努めつゝあり、此九合社たる名稱の原因は源村が舊九ヶ村を合併して成りしよりの名稱なりと云ふ

第三條 當社は左の各項を實行するを以て目的とす

- 一、教育勸語を服膺すること
- 二、戊申詔書を奉戴すること
- 三、忠孝の大道を實踐し報徳の精神を發揮すること
- 四、常に親睦融和を旨とし自治体の鞏固を期すること
- 五、各自の分度を守り勤儉推讓に努め共に永安の方法を立つること

第四條 當社の報徳金と稱するは左の二種とす

- 一、土臺金
- 二、善種金

第五條 報徳金の外各種の積立金は何等の名稱に拘らず、當社の預金として取扱ふべし、但し社外より

一切預金を爲さず

第六條 結社年限は創立より六十年を以て一期間とし、満期に至り總會の決議を経て更に繼續の方法を議定すへし但し五ヶ年を一切りし一切毎に方法を修正することあるへし

第七條 土臺金は左の方法を以て成立す

- 一、社員賞與金
- 二、篤志者寄附金
- 三、貸借上より生ずる剩餘金及雜收入

第八條 土臺金使用方法是左の種類を限るものとす

- 一、社員賞與金
- 二、社員救恤費
- 三、公共慈善の寄附金又は献金
- 四、吊祭費
- 五、道路橋梁修繕費
- 六、勸業費
- 七、貸付金及損失填補



八、社 費

九、其他總會の決議に基く支出

第十條 善種金は左の方法に依り成立す

一、社員夜業積立金

二、社員節約積立金

第十一條 善種金は一口の積金貳拾圓とし少くとも毎月金拾錢一ヶ年壹圓貳拾錢を出金すへし各自其分に應し數口を積立るも妨なし

第十二條 善種金は左の方法に依り貸付を行ふへし

一、社員救恤の爲め貸付すること

二、社員出精人賞與の爲め入札を以て貸付を行ふこと

第十三條 營業資金の貸付は豫め役員協議を以て貸付の程度を定め貸付を行ふへし

但し本人現在積立金以外の貸付には社員内にて相當の証人二人以上を立てしむるか又は相當の擔保を書入れしむへし

第十四條 賞與又は救恤の爲め貸付するときは無利息にて五ヶ年又は十ヶ年賦とし年賦の満了後に至り禮金として年賦額一ヶ年に相當する金額を納めしむへし、營業資金の爲め貸付を爲すときは其返

納期を月賦年賦若くは一時返納とす、利子の割合は時の状況に依りて年の始に役員會の議を経て之を定むへし

第十八條 善種金は退社又は何等の事故あるも結社中返戻を請ふを得すと雖も左の各項に該當するときは役員會の評決に依り拂戻を爲すものとす

大五二一、火災に罹り再興の見込なきもの

大五二二、天災地變に依り一家の生計を立て難きもの

大五二三、子孫教育の爲め積立金の年額を請求するもの

大五四、一戸五拾圓以上の積金の年額を請求するもの

大五二五、本區外へ轉籍するもの但し前各項に該當する拂渡金は年利五歩を以て利子を相渡すものとす

(三)極樂寺輯陸會

本會は上布田信用組合成立の沿革と畧同一の經營にして其積立金は大字内の農民に農業資金として融通し居れり、其額現在參百餘圓に達し利息は年九歩にして別に抵當を徵せずして信用貸付をなし居れり、借入方法としては區内の住民たる戸主二人以上を証人と爲すを要す、返還期限は毎年十二月二十五日なるか從來の例を見るに、未だ一人として期日を怠たるものなしと、而して此貸付に依り生したる利子金は區道路橋梁の修繕、社寺の修繕、勸業、教育、衛生、



慈善事業等に用ひ、尙剩餘金あるときは之を元金に加へて利殖し居れり

第十 衛生

本村は熱鬧紅塵の都市、即ち東京市等に比すれば殆ど衛生を該するの要なき、所謂天與の地に屬するも社會の進歩と共に又相當の設備と、衛生思想養成の必要あるを認めたるを以て、去る明治三十二年本村有志者の寄付金に依り隔離病舎を建設したりと、其設備を見るに最も完備し機關としての豫防委員等夫々任命しあり、其他衛生思想普及の狀況を聞くに、指示通牒能く遵守し傳染病の如き最近左記の如き好成績を示し居れり

大正三年中 患者無し

大正四年中 チブス患者二人

大正五年八月末調不全チブス患者一人

尙大正二年中に於ける村民中には一人も、傳染病患者發生せざりしも鹿兒島縣よりの視察員中一人携菌者ありて發病せしものなりと云ふ

第十八 地方改良事業

(一) 善行者表彰

從來各部落に於ける諸種の團體に於て既に善行者の表彰を行ひ來りしも、須らく善を獎むるは善行者を

表彰するの要且切なるを認め、明治四十二年度より村費を以て新たに之れが表彰費を豫算し、旌表の途を開きたるに、村内有志者山本熊之助なるもの大に之れを賛し、金壹千圓を基金として寄付せり、爾來此の利子金を以て表彰費に充て公共事業の功勞者、貢獻者に又は孝子節婦に、業務精勵者等を表彰し來りしか其數左記を算するに至れり、尙九合社に於ても社則に基き社員中の善行者を嚴密なる投票方法に依り之を選定し、其善行を表彰なし居れるか、郷土に及ぼす感化の效果蓋し偉大なるものありと云ふ

一、表彰回数 五(明治四十二年以來)

一、表彰人員 十八人

一、表彰金品 生存者には現金拾圓宛 死者には價格之に相當する佛具を贈る

一、表彰者待遇方法

從來は待遇方法として式祭日等に別席を設け居りしも、之れか可否に付ては目下尙研究中なりと尙特に案内狀を發し居れり

(二) 貧民救恤

貧困者の救助は明治四十二年以來豫算を設け、毎年村費を以て扶養者なき貧困者を救助し、以て隣保相助の實を舉げつゝありしか、明治四十四年村内篤志家山本熊之助氏より村教育事業並に救恤基金として金壹千圓寄付せられたるを以て、之れより生ずる利子と部分の村費とを以て、之れを實施し居たりしも



本春以來該當者なきに至れりと云ふ、因に村教育會よりは貧困の兒童に對し、學用品の一部を救助し居れるもの現に二名ありと云ふ

(三)村社祭禮の統一

本村は前述せし如く元瀧澤、上布田、植草、雨坪、武勝、下布田、酒藏、三ヶ尻、極樂寺の九ヶ村を合併せし村なるか故に、村社亦九社を有し、其祭禮日區々となり居れるも、此の敬神の上に於て統一の上に於て將た、村民經濟の上に於て之れを合同するの要あるを認め、之れが統一を唱導したりし結果人心の歸着する所に従ひ、毎年十月十七日を以て村社祭典の例日と定め、爾來繼續實行し居れりと云ふ、村民共同一致の美風に富める、之れを見るも推知することを得へしと

(四)青年會

本村青年會は古く明治十七年八月大字極樂寺部落に創立し、次て明治二十七年大字上布田に備行會雨坪部落に同志會を起し、主として風紀の改善、壯丁夜學、道路の修繕等共同的動作並に補習教育等に努めたりしか明治四十一年十月戊申詔書御發布と同時に、村一圓とする青年會と各部落に支部を設置するに至れりと云ふ

本村青年會活動の狀況を見るに前述せし如く、各種公益団体と相提携して自治の振興發展に努め、殊に補習教育の普及と風紀の改善並に體育の奨励等其成績見るべきもの甚からず、此を以て明治四十三年三

月千葉縣知事より金五拾圓、全四十五年六月文部省より金貳百五拾圓を下賜され、其効績を表彰せられたりと云ふ

(五)納稅成績

本村は古來納稅成績最も可良にして、國縣村稅等の公課は勿論農會費及各種組合費等に至る迄、一人の滯納者を見たることなかりしも、納稅上の利便を計ると共に手数を省畧せし爲め明治三十七年村内に納稅組合二十組を設て、各組合に世話係を置き令書の配付は勿論、納金の取纏等も世話係に於て之を扱ひ居れり、因に世話係は時々順番に交替し居れるか何れも無報酬なりと云ふ

(六)區有財産の統一

各部落共各々財産を有し居りしも、其種類價格固より同一ならざりしを以て、之れが統一は餘程困難なりしも各部落委員會各種々協議の結果、各部落所有財産を評價し其價格の百分の八以内の金額を各部落同一の率にて下付し、以て明治四十二年管内全部の統一を了せりと云ふ

第十二章 記念事業

全國到る處記念事業の經營尠しとせざるも、本村の記念事業たるや意味深重にして殊に村治を研究する上に於て最も良參考たるを信す、即ち明治三十六年八月二十一日内務大臣兼文部大臣兒玉源太郎閣下は吉原内務省地方局長、石原縣知事、野尻文部視學官、行方山武郡長等を隨へ親しく村の治蹟を巡按せられ、以



て明治四十三年二月二十五日の佳日を以て、内務大臣より選奨せらるゝの光榮に浴せりと、超へて明治四十四年五月十九日東宮殿下か千葉縣下へ行啓あらせらるゝや、全月二十二日時に御使者甘露寺侍従を差遣せられ、親しく村治に關する御下問を賜はれり、本村民は深く此光榮を肝銘し之を永遠に記念せん爲め前後二回に於て左記の通り、記念事業を計畫し之を實行することに定めたりと

(一) 選奨記念事業

- (イ) 選奨の爲め授與せられたる金員は村基本財産に編入すること
- (ロ) 村民は選奨の恩典に報する爲め各自其分に應じ村基本財産として寄付すること
- (ハ) 選奨金並に寄付金を合して土地を購入し村民協力して植林をなし毎歳日を期して手入をなすこと
- (ニ) 植林地の一部を劃して木標を樹て置き國家有事の日に際し立木代金を献納すること
- (ホ) 選奨の恩典に浴したるを機會とし村民を鼓舞奨励し益々共同輯睦せしむること
- (ヘ) 有形無形共に奏効したる實績は御即位五十年祝典に奉告するの決心を以て、村民一同勇往邁進すること

(二) 行啓記念事業

- (イ) 村内幹線道路の大改修を實行すること
- (ロ) 育英基金の蓄積を創設し引續き之れか増殖を計畫し將來該利子金に依り村治に貢献すへき人物養成

を期すること

(ハ) 青年及女子補習教育の完成を期すること

以上は村記念事業としての施設なるも、其實質は一種の村是確立にして村當局者か此の好機會を逸せず名を記念事業に依りて重き村是設定の事業を完成したる、其用意の周到なると當路者の手腕とは實に感賞すへき點なりと信す

源 村 治 蹟

一、地勢と人

- (イ) 全村は位置の僻陬にして部落比較的小村なるを以て一致團結に利便あること
- (ロ) 僻陬なるか故に物質的流行の影響を受くる度甚しからざること
- (ハ) 僻陬なるか故に村民一般か質素を常とすること
- (ニ) 民俗の淳朴なること
- (ホ) 勤儉力行の美風に富めること
- (ヘ) 休業日の一定し居れること
- (ト) 宗教の村内同一なること(顯本法華宗)

二、村治變革の過渡期に就て



- (イ) 舊政の美點を保持し居れること (例區長の下に組長及伍人組等あり)
  - (ロ) 新政の實行を期し易きこと
- 三、篤志者と村治
- (イ) 公使として自治機關に當るもの、忠實なること
  - (ロ) 村民が中央官府の精神を能く遵守し居れること
- 四、村民の自治經營其他
- (イ) 勤儉規約の實行
  - (ロ) 報徳主義の實踐
  - (ハ) 納税組合の設置(手數を省畧するの目的なり)
  - (ニ) 時間確守の規約實行
  - (ホ) 新年祝賀會加入規約
  - (ヘ) 極樂寺部落に於ける輯睦會
  - (ト) 道路の改修々繕
  - (チ) 衛生思想の普及
  - (リ) 村禮祭禮の一定

(又) 瀧澤貯蓄銀行の經營

- 五、自治と教育
- (イ) 管理者として教育に重んずるの念厚きこと
  - (ロ) 教育者の待遇に努め居れること
  - (ハ) 教育者の自治的補助に努め居れること
  - (ニ) 教育の發展及基金の造成に努め居れること
- 六、源村社會教育

- (イ) 村教育會 學校教育及社會教育の研究及實行
- (ロ) 青年會 風紀の改善、補習教育、共同勞力、積立金、書籍函書の閱覽、供穀米の栽培
- (ハ) 婦人會 神社墓地の掃除、共同貯金、講習講話
- (ニ) 夜學會 青年支部に於て施行せず本部たる學校に於て之を執行し居れり
- (ホ) 圖書館 明治三十八年小學校に附設し毎年五拾圓位の買入を爲す
- (ヘ) 巡回文庫 甲乙二箇を設け新刊書類を閱覽せしむ

七、勸業

- (イ) 農事調



- (ロ) 耕地整理
- (ハ) 米麥改良勵行
- (ニ) 堆肥品評會開催
- (ホ) 桑園品評會
- (ヘ) 稻立毛品評會
- (ト) 蔬菜品評會
- (チ) 造林
- (リ) 副業獎勵
- (ヌ) 副産物の獎勵
- (ル) 雇人の表彰
- 八、經濟機關
- (イ) 株式會社瀧澤銀行
- (ロ) 有限責任上布田信用組合
- 五(ハ) 極樂寺輯睦會の積立金運用
- (ニ) 九 合社

九、特種事業

- (イ) 赤十字分區
- (ロ) 軍人保護會
- (ハ) 慈善會
- (ニ) 村民の寄附
- (ホ) 犯罪者
- 十、篤志村民
- 一、山本熊之助氏
- 三氏は戸主中節約せし金壹千圓を村教育事業並に救恤費に寄附せる模範區長なりしが隱居後又善行者表
- 彰基金として金壹千圓を寄附せり
- 二、猪野貞五郎氏
- 氏は生來酒煙草を嗜むるの性僻ありしを強て八ヶ年間禁煙禁酒を實行し蓄積したる金六百圓を村青年會に寄附せし克己心に富める士なり
- 三、戸田長太郎
- 氏は清貧に晏如として奇行善行能く村民の範たり



參考

家産等級五等に位する山本氏の資力を聞くに作得米及小作米約二百俵を積み、尙山林百町歩

内外を有する程度のものなりと云ふ

源村年賀に關する規約

(明治三十七年)

虚禮を廢し冗費を省き親睦の實を擧げんが爲め、左の規約を締結し賛成者一同署名捺印するものなり

- 一、誓約者は年賀の往復を廢止すること
  - 二、誓約者は毎年一月元旦源尋常高等小學校に於て行ふ拜賀式に臨むべし
  - 三、拜賀式終了後校舎に於て懇談を助くるが爲め小宴を開くこと但會費は金四拾錢と臨時徴收は禁ず
  - 四、誓約者間密に年賀の往復を嚴禁す
  - 五、誓約者は元旦會合の際病氣其他非常の事故あるに非れば缺席又は代理を禁ず
  - 六、代理又は缺席二年に亘る者は除名を行ふ
  - 七、幹事は當時の村長及校長之に任ず
  - 八、幹事は本誓約書を保管し出席者の姓名及缺席者の姓名事故を記録し、會場の準備等の件に當る
  - 九、誓約者は出席有無に關せず會費を徴收す
- 本規約者過半数の同意を以て改計することを得

表彰規程

第一條 村民の道德風紀を進善し智を發き務を開くが爲め、源村在住者並に故人にして左記各項の一以上

に該當する行爲あるものは之を表彰す

- 一、業務に精勵し操行端正他の模範たるに足る者
- 一、公共に盡瘁して功勞あるもの
- 一、慈善的行爲の顯著なる者
- 一、學生として他の範たるに足る行ある者
- 一、孝子節婦義僕等

第二十一、熱心忍耐以て發明工夫をなし世務を開きたる者

第二條 表彰者選抜は源小學校校長並に各區長外村長の選任に係る委員三名より成る、委員會の意見を參酌して村長之を決定す但村長の選任に係る委員の任期は二箇年とす

第三條 各團體の申請に係る善行者は委員會の調査に附す

第四條 被表彰者一人に要する經費は金拾圓内外とし賞狀並に金員若くは物品を贈與す

一、埼玉縣南埼玉郡潮止村事績



本村は南埼玉郡の東南隅に位し、大字二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、大瀬、古新田、坊の七部落より成り、地形東西に短く南北に長し、其經三十六町餘其濶二十六町餘周圍三里九町餘にして、東は古利根川、中川を隔て、同縣北葛飾郡及東京府南葛飾郡に相對し、南は東京府南足立郡花畑村に接し、西北は郡内八幡村及八條村に隣す、村内概ね平坦にして起伏なく交通頻繁にして運輸の便亦宜し

第二 戸數人口及面積

本村は現住戸數四百七十戸、現住人口三千百九十四人(大正五年一月一日現在)あり、現住一戸平均六人八分一厘にして本縣に比し一戸平均尙一人以上に多く、面積は田三百四十二町六段餘畑百五十七町六段餘宅地三十八町八段餘外に山林原野二十五町步餘合計五百六十四町步餘にして、一戸平均耕作段別は田一戸當り七段二畝二十四步畑三段三畝十五步合計耕地一戸當り一町六畝九步にして、本縣の五段五畝餘步に比すれば約二倍にして現住人口一戸當り一人餘多きに比例するも尙耕地には相當餘裕あるを認む

第三 村民の職業

本村は平地部農村にして農家は總戸數の約八割五分を占め、即ち自作農家八十四戸小作農家百六十六戸自作兼小作農家百五十六戸あり、尙工業二十三戸商業二十二戸公務員二十四戸雜業五十三戸あり

第四 村生産力

本村大正四年度の生産力を調査するに農産物拾九萬九千九百五拾參圓、畜産參千四百六圓、林産四百九拾

七圓、工産四萬四千九百九拾五圓、水産七拾貳圓、計貳拾四萬八千九百貳拾參圓にして之を平均一戸當りに計算するに現住一戸當り五百參拾圓、更に一人當りに計算するに其生産力は實に七拾八圓にして、埼玉縣下平均一人當り生産物五拾九圓八拾錢に比するときは、實に拾八圓貳拾錢餘の増加にして縣下に於ても相當富なる村落なるを知るを得べし、尙重要農産物種類を擧ぐれば左の如し

粳米	五千六百十五石	價格	七二、五七四圓
糙米	千八十九石		一五、七六七圓
大麥	千四百二十八石		五、七〇一圓
葱	十萬七千百貫		四八、一九五圓
牛勞	七萬七千七百貫		一一、六五五圓
蔬菜類	四十七萬五千八百七十一貫		三六、三六六圓

十參考 本村は水利最も不便にして田地の灌漑水は利根川上流より引水せざるべからず、従て年に依りては稲作の旱害等尠なからざる爲め、自然に田を畑地として耕作し農家は主として蔬菜を栽培し居れり、尙本村は東京府に接續せる村落にして隨て蔬菜類の販路廣く其收入又甚だ多

第五 民産階級及土地所有者變遷の狀況



本村は富裕の村落なるも比較的貧富の懸隔多く、今其の所有區分を調査するに百町歩以上のもの一人、十町歩以上四人、五町歩以上十七人、二町歩以上百十三人、五段歩以上九十三人、五段歩以下二百四十二人計四百人にして土地所有者は明治四十二年以來年々増加の傾向あり、又他町村民及同村民土地所有の關係を見るに、現に同村民にして他村に於て所有せる段別三十八町一段五畝歩、他村人が同村に於て所有する段別五十一町三段五畝歩餘にして差引十三町三段餘歩は他村民の所有多きも、此れ又明治四十二年以來は漸次他村民の所有減少の傾向あるを認め、左に參考の爲め選舉有權者數を示さん

衆議院議員	縣會議員	郡會議員	村會議員	
			一級	二級
一〇五 <sub>A</sub>	一六一 <sub>A</sub>	一五八 <sub>A</sub>	三二 <sub>A</sub>	二三八 <sub>A</sub>

第六 産業組合と勤儉貯金

本村金融機關としては潮止信用組合あり、本組合は明治三十六年四月の創設にして爾來最も圓滿に且つ健全なる發達を遂げ、現に貯金の如き(八月三十一日現在)三一、七二二圓貸付金二九、二八五圓にして小民救済機關として理想的の信用組合たり、聞く處に依れば本村が模範村として内務省より表彰せられたるは勿論他に成績の見るべきものありしならんも、奢侈情弱の弊風の侵襲し易き加之防禦し難き都會附近の同

村民が共同一致勤儉力行の美風に富み、率先信用組合を組織し、直接又は間接の事業として産業に教育に衛生に經濟に其他地方改良事業を企劃經營し、其成績顯著なるもの其主因なりしと、尙本組合は現村長田中四一郎氏が村内十一人の發起者たる有志と共に、晝夜兼行動儉力行と貯蓄の必要を説き、苦心慘膽の結果明治三十六年に至り創立せしものにして、當時創立の條件として組合員よりは必ず田中氏が第一責任者として組合理事長となり整理經營すべきことを約せりと、茲を以て氏は今に至るも信用組合事務は一人に擔任し日勤して村務の傍ら整理の任に當り居れり、氏は村内否郡内一流の資産家にして信用厚く、徳望高く現に産業組合中央會の役員なりと云ふ、尙本村には信用組合の外潮止勤儉貯蓄組合なるものあり、其貯蓄現在高は壹萬參千九百四圓にして他に郵便貯金等壹萬五百圓あり、村貯金高は合計五萬六千百貳拾五圓にして之を現住戸數四百七十戸に割當つれば一戸平均百拾九圓四拾錢にして、更に一人當りに計算するとき拾七圓五拾參錢餘なり、本村の富裕なる此を見るも推知することを得べし

第七 村 經 濟

本村は前述せし如く現住戸數四百七十戸と、現住人口三千百九十四人を有する村落にして大村と云ふには非らざるも先づ中等農村と云ふを得べし、殊に位置東京に接續せる關係上僻陬の村落に比し各種の經費を要する事尠からず、村長田中四一郎氏大に此點に留意し、村の生産力と村民負擔の輕重を考へ村の富力増進を圖るべき事業は可成青年會、軍人會、教育會、産業組合等各種團體に移し、大に鞭撻を加へて之が



活動を促し、一面教育費及役場費の如き大節約を加へて村政整理に努め居れり、現に役場吏員の報酬俸給の如き實に少額にして殆んど義務的となし、殊に村長の如きは去る明治三十六年十月就任爾來報酬を受けたることなく、大正四年度よりは其筋の注意に依り少額の報酬を受け居るも、一面之を村教育基本財産に寄附し居れり、又役場學校備品消耗品の如き非常の節約を爲し居れり、一例を挙げれば諸帳簿諸用紙の如きもの法規に明文なきものは凡て謄寫版摺となし、其他諸帳簿諸用紙等廢物に歸したるもの、利用を爲す等用意到らざるなし、左に村豫算の大體及諸稅負擔の狀況を示さん

一、歳入

財產より生ずる收入	六円	縣補助金	二五〇円	雜收入	村	計
手数料	一四五円	寄附金	三五四円	村	稅	
交付金	四六六円	繰越金	六七〇円	計		六、〇三六円
計	六、〇三六円					

二、歳出

役場費	一、四二三円	傳染病豫防費	二九五円	基本財産造成費	五〇円	臨時費	一、五五七円	計	六、〇三八円
教育費	一、八七六円	諸稅及負擔	二七円	雜支出	五七六円	豫備費	四五円		
會議費	三三円	補助金	五九円	計	一、一五三円				
土木費	二七円	費	五〇円						
計	三、三三六円								

三、諸稅其他の負擔

國稅	九、八〇九円	水利組合費	八〇二円	計	三三、二七六円	現住平均	四七、一八七円	同上平均	六、九四三円
縣稅	六、二六二円	土協議費	七三六円						
村稅	四、〇四〇円	村會費	五〇九円						
計	一九、一〇一円								

第八 自治の組織

本村會議員は十二名にして外に區長七名及區長代理者七名あり、役場吏員としては村長田中四一郎氏（明治三十六年十月就任）助役大山勇次郎氏（明治四十四年九月就任）と收入役及書記三名あり、何れも忠實勤勉にして村政整理に努め居れり、殊に本村書記中には眞言宗及眞宗派の僧侶二人あり、又學校長は神職兼務のものにして（明治二十九年就任）共に相提携して毎月各區巡回講習講話を爲す等、地方改良の實を擧ぐるに努め居れり

第九 事務整理

世の進運に伴ひ一般事務は年を逐て増加し、少數の吏員にては到底完全なる整理を遂げ難きを悟り、種々研究の結果事務簡捷の一方法として、口頭申告稟議簿を設け、銳意事務上の便宜と一般事務の敏活を圖り居れり、村自治の方針としては専ら積極的經營の方法に依り、教育の普及を計りて民風の改善に勉め勤儉



の美風を奨励し、産業の發達を促して民資の充實を企て、最も力を共同財産の造成に盡し、村農會信用組合、教育會、青年會、軍人會、婦人會、處女會等各種團體を指導督勵し、互に其連絡を保たしめ極めて穩健に且つ確實に豫定の事業を遂行せしめ居れるを以て、各種事務多く愈々繁劇なるを認む、然れども村長以下吏員の誠實精勵なる毫も倦怠なく各々一種の趣味を以て事務に従事し、只管村勢發展の前途を樂み日曜に祭日に或は夜間に孜々勤勉し、出で、村民に對し社會教育、村民平素の覺悟、自治、民風、家政共同一致、農事改良等講習講話をなして指導督勵に勉め、入りては主管事務の處理完結に勵み、最精勤者の如き出務日數三百五十四日を算し、夜業回數の如き亦枚舉に遑あらざるを認む、此外學校職員、學務委員、區長等直接間接に村事に關與し、村治に盡力するもの多し、相倚り相扶けて地方改良に關する各種の豫定事業を遂行し、事務の整理亦愈々可良にして毫も滯滞せし形跡等なし

#### 第十 統計調査

田中村長就任間もなく村是を確立せんことを企てたるも、如何せん統計の調査杜選にして村實際の現状を知るに由なく、先づ完全なる村統計を調査するの第一要務たるを感じ、種々之れが方法を講究したる結果全村七部落を十三區に分ち、各區に委員一人を置き村役場には普通吏員の外統計専務二人を常置し、計十五人の委員を以て完全なる調査を遂げんことを計畫し、協議會を開きて方法、事項並に用紙等を協定し一面村民全般に對し、統計の必要なを説諭して調査上の便を計らしめ、愈々完全なる調査をなすことを得

たりと、其方法としては委員が各戸訪問するもの、一ヶ所に集合申告せしむるもの、又五人組頭をして調査せしむるもの、三方法なりと云ふ、而して本調査方法は去る明治三十九年より實行し居れり、尙本調査委員は名譽職にして、別に給料を支給せず、年末に至り一人年額貳圓乃至五圓位の報酬を支給し居れりと云ふ

#### 第十一 納税成績

本村に於ける納税は村長の指定期日迄には必ず完納するを常とす、蓋し一般村民が滞納を以て非常の恥辱となす美風存する所以にして獨り此美風は法律上の納税のみならず、各大字協議費の如き或は寄附金の如き其協議又は申合等正當に行はれたる一般の義務的出金に就ても、納付を怠りたるものなし、偶々其の納期を失念するものあらんか、五人組頭より之を注意せば直に役場に出で、其の不都合を詫び、納付する等法定期日迄には毎回何れも完納し、國縣村税を通じ明治三十九年以來一人の滞納者を出さず、反て一箇年度分の分納額を一時に納付することを請求するものさへあるに至れりと、斯る好成绩を挙げ得るに至りしは、必竟村長の平素督勵上の注意周到なる結果にして、公租等は決して滞納すべきものにあらずとの觀念久しく民心に固着し以て其美風を爲せしと、一は村長が或る機會ある都度村民に對し淳々納税の緊要なる所以を説き、平素に於ける村民の心得方を懇示し、専心村民の指導啓發に努力せし結果に外ならず、都會附近の村落にして斯く質朴着實なる村民ある、蓋し故なきにあらざるなり



本村青年會の源泉は古く若者組に起りたるが、當時にありては格別事業或は目的として確定せしものなく萬一の場合に於ける消防等の補助に備へしめ、一面其團結を鞏固ならしむる爲め、神社佛閣の祭事並に掃除等に盡さしめたりと云ふ、爾來物變り星移り其形體今日に及びたるも團體の事業と精神とは幾多の變遷を重ね、當時とは大に其趣きを異にするに至れりと、即ち現村長就職するや農村の振興は必ず先づ青年の奮起に俟たざる可らざるを思ひしも、當時は都會の惡風感染し、奢侈惰弱に流れ士氣大に衰退せるを認め之を振作せんとして明治三十八年一月從來の組織を改め、村一圓としての青年會を設置し各區に支會を置けりと、事業の主なるものは善行者の表彰、處女會、婦人會、敬老會の開會、農事改良事業、道路の修繕補習教育、講習講話、風紀の改善等にして殊に風紀の矯正に重きを措き、若し一旦賭博又は窃盜若くは出稼中主家に忠實を缺き、惰弱に流るゝもの或は財産を徒費するもの等あらんが、其制裁として組内より除名せられ、或る期間五人組合間の公式の援助を停止せらるゝ等、其處置峻嚴なるか爲め風紀日に革まり向學心大に進み補習教育に勵み、近時の犯罪人等尠なきのみならず、毎日蔬菜の搬出其他行商等の爲め東京市中に二百人乃至三百人の出稼者あるも止むを得ざるものゝ外は、宿泊するものなく、實に勤儉力行の美風に富み、其成績大に可良なるに至れりと云ふ

第十三 矯風會

現下農村疲弊の原因種々あるべしと雖も、第一農家が其收入に伴はざる支出を爲し居れること儘に其主因たるを認め、村長田中四一郎氏は農村振興方策として第一之れが弊風を改善するの要且切なるを察し、先づ個人經濟に關する良習慣を作らしめん爲め、左記の如き規約を定め村民大會を開き之れを實行すべきことを決議し、卒先上流者より之れが實行の範を示したるに、從來成績最も可良にして村民喜で之れが實行を期し、改善の實著しく舉れりと云ふ

矯風會規則

第一章 總則

第一條 本規約は個人の經濟を重じ本村の良習を作るを以て目的とす

第二條 本村居住者は貧富を問はず凡て本規約を遵守する義務あるものとす

第二章 一般事項

第三條 會合時間は公私を問はず必ず相守るべきものとす若し反したるものは利害の如何に拘らず其會合に異議を申立つることを得ざるものとす

第四條 納税又は諸協議費は指定の期日に完納するものとす、之を怠りたるものは完納するまで五人組規定に依る組合間の公式の援助を停止せらるゝものとす

第五條 村社祭禮には例祭及臨時を問はず親族知己を招くに當り凡て重の内を送るを廢止す



第六條 部落に於ける神佛諸講其他の會食は土地の野菜料理とし式に用ゆる外は一切禁酒とす但し如何なる名義たるを問はず年三回以下とす

第七條 兵役者送迎は非常召集の場合に別之を協定するものとし平時にありては左の各項に依る

- 一、送迎旗及金品の贈答又は饗應は之を廢止す
- 二、組合に限り部落を代表して村境にて送迎す

第八條 内地旅行及參詣は村内に於ては親族間と雖も金品の贈答を廢止す、但し旅行及參詣者にして無事

歸村の際旅費節約の殘額中より本村小學校に教育品又は金員を寄贈するは、永く好記念たるべし

第九條 火災に際しては一切酒を用ふることを禁止す、但し部落に於ては親族又は關係者の外毎戸均一金額の見舞を贈り且つ手辨當を以て舊來の小屋掛其他助力をなすものとす

第三章 慶 吊 事 項

第十條 誕生は男女を問はず初産一回を限り部落にては親族の外毎戸均一の祝儀を贈り、産家の繁榮を祝するものとす、但産家の部落に對する祝返は之を廢止す

第十一條 節句及解帶祝は親族間の外は村内に於ける金品の贈答及饗應を廢止す

第十二條 婚禮は部落に對する從來の披露振舞を廢止し、五人組合に於て婿家を代表し披露として手拭一筋又は半紙一帖宛を以て其部落に挨拶するものとす、但五人組合の意見に依り口頭挨拶に止むることを得

第十三條 葬式の儀式は哀悼を主とし慣例の部落助力を爲す外左の各項に依る

- 一、喪家は貧富を論せず虚飾を避くること
- 二、撒錢、酒、引物は之を禁止す
- 三、親族又は關係者の外は悔の往來を廢止す
- 四、部落交際は香奠を全廢す組合内の葬式は各戸均一金錢の葬具料を贈ること但し葬具料は拾五歳以上のものに限る
- 五、馳走は平、皿、壺、汁、香物の五種以下を限り可成は辨當箱を用ゆること
- 六、建築修繕の部落交際は手傳を主とし款及見舞金品の贈答を廢止す

第四章 附 則

第十五條 本規約に關し制限を越えて之を行はんとするものは五人組長に申出、常設委員の許諾を受くるを要す、此場合に於ては常設委員は其身分に依り壹圓以上五拾圓以下の範圍に於て騎著料を査定し之を村小學校基本財産に寄附せしむるものとす

第十六條 本規約に關する細目は各部落に於て制限範圍内に於て之を協定施行するものとす

以 上



古來本村民には迷信家多きも敬神崇祖の念稍々乏しき感あり、此は社會風教上遺憾なりとし村長田中四一  
郎氏は村小學校校長たる神職某及役場書記たる僧侶某と協議し、先づ村民に對し敬神思想の涵養に勉め、即  
ち村民をして神社の由來性質等神社の如何なるものなるやを會得せしめ、又勉めて人民をして神社に接近  
せしむるの方法を講じ居れり、現に小學校構内へ産業組合が建築したる公會堂（大正五年五月工事竣功）  
には天照大神宮を祀り毎朝生徒全部をして拜禮をなさしめ、其他毎年例祭には必ず生徒全部を引率して參  
拜する等敬神思想の普及に勉め居れり、此れ教育の方より見るも國民教育上村民をして神社を會得せしむ  
ることは頗る緊要のことにして、國民教育に於ける第一要義なれば忠君愛國と敬神の關係を知らしむる上  
に於ても最も必要なばなりと云ふ

## 第十五 衛生

衛生思想の普及發達を期するは殆ど村是としての一要項となり居れり、故に毎年衛生組合をして衛生講話  
會を開かしめ、或は各種會合を利用して注意を喚起し、懇切に指導獎勵を加へ殊に「トラホーム」及花柳病  
の豫防に付ては大正四年四月以來極力之れが撲滅に努め居れるが、村醫亦大に此施設を賛し、小學生徒の  
「トラホーム」患者の無料を以て花柳病の患者に對しては、藥品の實費を以て治療をなし着々効果を收め近  
時頗に此等患者の數減退せりと云ふ、尙傳染病患者としては本縣下の如く赤痢病の發生等なきも、毎年或

一部落に限り「チブス」患者二三人發生すと其他清潔方法種痘等は大に發達し居れりと云ふ

## 第十六 教育

村立尋常高等小學校一校と私立蠶業講習所及青年夜學校十箇處あり、而して小學校の學級數は七學級にし  
て生徒數四百四十四人、教員數正教員五人准教員及代用教員等四人にして、教育費としては金貳千貳百拾  
六圓を支出し居れり、就學出席の歩合等比較的良好ならず、就學歩合九十八人にして出席歩合は尋常科九  
十一人高等科九十八人弱なりと云ふ、尙本村青年會員は近時尙學心に富み現在生徒數百三十人、教師は七  
人にして經費貳百四拾四圓を支出し居れるが、成績最も可良なりと云ふ

## 所 感

本村は戸倉村及源村と同じく内務省選奨の優良村なるも、治績は他の二箇村の夫と異り信用組合と矯風事  
業を除く外は特に見るべきものなく、又村長田中氏は村内一流の資産家なれば此資産と信用を利用し、村  
民に對しては凡て高壓的に出て、殆ど強制的に萬端を處理し、村民亦村長の資産及信用に畏れ何人も反抗  
するものなく盲從し居れるの感あり



## ○兵庫、鳥取、島根縣視察復命書

視察員

仲多度郡書記

入江

佐吉

同郡多度津町長

今井

浩三

## 一、兵庫縣農會の米麥多收の研究事績

近時數回の大戦役を経て國威を海外に發揚し、其威武列國を壓する概ありと雖も内國産の現狀を顧れば洵に寒心に堪へざるものあり、就中國民の命脈を維持すべき米麥の現況如何、最近七箇年間に於ける本邦平年米産額は約四千九百餘萬石にして其人口は五千百餘人なるを以て、一人一年一石の食糧を要するとせば約二百餘萬石の不足を來し、此の不足額は漸く外米の輸入を仰ぎ其需用を補填せるの現狀にして、然も尙年五十萬人乃至六十萬人の人口増加は、益々其食糧の窮迫を訴ふる切なるものあるに於てをや、嘗て農商務當局者は日本内地に於ける、主要食糧品需用の供給の將來に就て今後三十年後に於ける人口の増加と米穀の需給とを比較研究し、三十年後に於ける我内地の米の供給は六千六百三十萬石、若くは六千五百八十二萬石にして之が需用額七千百萬石に對し、八百二萬八千石乃至五百五十一萬二千石の供給不足となるも然も此不足額は臺灣より五百十一萬六千石、朝鮮より二百八萬一千石の供給を仰ぎて、之を充すを得べしとせり、之が算定に付ては茲に論究するの要なきも其一反歩當生産額を現在の二割増二石と見積れば、栽培

法に於て已に二割の增收を覺悟せざるべからず、尙又現在の耕地面積より見れば實に五割の增收を豫期せざるべからず、此所に於て米作改良の要多言を要せざるなり、各縣競ふて之が改善の途を講ずる所以となるべし、然れども有限の土地を以て無限の需用に應せんとせば、勢ひ合理的栽培法を研究し增收に努めざるべからず、而て之が研究は必しも學者技術者の研究のみに期待すべきものにあらずして、當業者自ら進んで多年練磨の手腕を振ひ各其成果を收めざるべからず、深淵なる學理も巧妙なる技術も皆多大なる効果を得べしとするの方法に過ぎず、却て當業者營々苦心の未得たる成果の優に貴きものあるに於てをや然りと雖も農耕の法たる各地千古の慣習あり、年々歳々唯同一事を反復襲踏するに過ぎずして、無味淡泊當業者の趣味極めて淺し、茲に於て兵庫縣農會は稻作競進會を開催し、賞を賭して研究の趣味を加へ各自の競争心を喚起し、實質的成果を收め當業者各自の福利を増進し、國力の基礎を安固ならしめんとせり

## 一、稻作競進會開催の趣旨

米作の改良は古來幾多の學者老農の研鑽に依り、現在の發達進歩を來せりと雖も尙研究歳を重ねるに従ひ月に日に新説に新論を加へ、其品質の改良收量の増加に至りては果して奈邊迄達すべきや、盡くる所を知らざるなり、現に收量に於て從來段當三石乃至四石を以て最多收と認められたるも、近時耕種方法注意の如何に依り、更に五石以上六石七石の收量を擧ぐる事難事にあらざる如き實例を得たる等、將來米作改良上に於ける吾人研究の餘地洵に多大なり、而て從來是等の研究は幾多の試験成績又は調査材料に基き合理